

鳥取県

人権施策基本方針

－第2次改訂－

平成22年11月

鳥取県

目 次

第1章 基本的な考え方	1
第1節 基本方針の策定趣旨、位置づけ、策定範囲	1
1 策定趣旨	1
2 位置づけ	1
3 策定範囲	2
第2節 人権をめぐる社会の取組	4
1 国際的な動向	4
2 国内の動向	6
3 県における取組	8
4 市町村の動向	10
第3節 当県の基本姿勢	11
1 めざす社会	11
2 人権尊重の基本理念	11
3 人権尊重の視点に立った行政	12
4 国、市町村等との連携	13
5 NPO、企業等との協働	14
第4節 人権施策の推進体制	15
1 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	15
2 県の組織内における連携	15
第2章 基本的施策の推進方針	16
第1節 人権教育・啓発の推進	16
1 人権教育・啓発を推進するための環境整備	16
(1) 学習機会の提供、教育啓発手法の調査研究	16
(2) 人材の養成	18
(3) 効果的な啓発・情報提供の充実	19
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	20
(1) 学校・幼稚園及び保育所における人権教育・保育の推進	20
(2) 家庭における人権教育の推進	22
(3) 地域における人権教育・啓発の推進	23
(4) 企業等における人権教育・啓発の推進	24
(5) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進	26
(6) 公務員に対する人権教育・啓発	29
第2節 相談体制の充実	33
1 相談機能の充実	33
2 各種苦情解決等制度の円滑な運用	34
3 人権救済制度の確立の国への要望	35

第3章 様々な分野における施策の推進方針	36
第1節 同和問題	36
第2節 男女共同参画に関する人権問題	42
第3節 障がいのある人の人権問題	55
第4節 子どもの人権問題	66
第5節 高齢者の人権問題	76
第6節 外国人の人権問題	85
第7節 病気にかかわる人の人権問題	92
第8節 刑を終えて出所した人の人権問題	100
第9節 犯罪被害者等の人権問題	102
第10節 性的マイノリティの人権問題	106
第11節 非正規雇用等による生活困難者の人権問題	109
第12節 個人のプライバシーの保護	113
第13節 インターネットにおける人権問題	119

<資料>

世界人権宣言	122
国連が中心となって作成した人権関連諸条約一覧	126
日本国憲法	127
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	131
鳥取県人権尊重の社会づくり条例	133
鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則	135
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会委員名簿	138
市町村の人権に関する条例等の策定状況	139
人権に関する県民意識	140
(ア) 鳥取県人権意識調査	140
(イ) 同和問題についての県民意識調査	142

第1章 基本的な考え方

第1節 基本方針の策定趣旨、位置づけ、策定範囲

1 策定趣旨

本県では、平成8（1996）年7月に制定した鳥取県人権尊重の社会づくり条例によってお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9（1997）年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針で施策の基本的な方向を示して、県政の主要な課題として「人権先進県づくり」に取り組んできました。

そして、平成16（2004）年にはこの基本方針も改訂して、国において策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14（2002）年3月）との整合性を図るとともに、それまで基本方針と平行して人権教育・啓発の推進の指針としてきた「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」を包括したものとし、人権教育・啓発の推進、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきたところです。

しかし、これまでの人権尊重の取組や社会情勢の変化などから、新たに認識の高まった人権課題など一層の取組が必要な人権課題が多くあり、また、依然として差別などをはじめ、人権侵害を受けたと感じている人も少なくありません。

また、県民との協働の必要性も一層認識されてきています。

このたびの第2次改訂は、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会や関係諸団体及びパブリックコメント（注1）等をはじめ、多くの県民の皆さんの御意見を反映して、これまでの基本方針による取組を基盤に据えながら、新たな課題に対応し、施策を一層充実するため人権施策の展開方向を再度点検し、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めようとするものです。

注1） パブリックコメント：県が重要な施策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く県民の皆さんから意見等を求める手続き。県は寄せられた意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

2 位置づけ

この基本方針は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例第5条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針（人権施策基本方針）であり、県や市町村、関係団体、NPOなどが連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、「鳥取県人権教育基本方針」「鳥取県男女共同参画計画」「鳥取県障害者計画」「子育て王国とっとりプラン」「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン」「鳥取県保健医療計

画」「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」等の本県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定又は各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

市町村や国の取組はもとより、県民、住民団体、企業の人権尊重の社会づくりに向けた自発的、積極的な取組も期待するものです。

3 策定範囲

(1) 広がる人権概念

人権は、歴史的には国家（各種公的権力を含む。）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権（国家からの侵害を受けない個人の自由の領域を保障したものであって、国家の不作為を要求する権利）、加えて「国家による自由」と称される社会権（国民が国家に対して一定の積極的作為を要求する権利）の内容を持つものと理解されました。

そして、現在では、広く個人が社会や集団の中で尊重され、個々の生活や人間関係を維持発展するために必要な権利としても理解されています。

日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下での平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由などの「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権などの「社会権」が基本的人権として定められています。さらに以上の分類に含まれないものとして、「受益権」（国務請求権）、「参政権」が定められています。

このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定当時には想定できなかった問題が発生し、また人権意識の高まりによって「新しい人権」が認識されています。例えば、「プライバシー権」（マスコミの発達、コンピュータなど情報技術の進歩がもたらした私生活への侵入を背景とした、自己に関する情報をコントロールする権利）、「環境権」（高度成長による環境悪化を背景とした、良好な環境の中で生活を営む権利）、「自己決定権」（管理社会化の進行と国民の権利意識の高まりを背景とした、一定の個人的な事柄について公権力などの干渉を受けることなく自ら決定する権利）などがあります。

(2) 本基本方針の対象

① あらゆる「人権」

本県の施策が対象とすべき「人権」は、これらのあらゆる「人権」を視野に入れた幅広いものです。

したがって、第3章で取組方針を示す人権問題以外の多様な人権問題についても、啓発をはじめとした適切な対応を適時行うことが重要です。

例えば、アイヌの人々の人権問題については、北海道を中心に先住し、固有の言語や豊かな文化を有していた民族でありながら、歴史や文化への無関心や誤った認識から、

差別や偏見が依然として存在しているため、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう、啓発教育の重要なテーマと考えております。

② 本県における人権尊重の社会づくり

この基本方針は、地方公共団体である県の人権施策の方向性を示すものであることから、県民、県内の市町村等関係団体が共に取り組む人権尊重の社会づくりに係るものを対象とします。

また、人権施策には様々な内容がありますが、基本的な施策である教育・啓発の推進、相談体制の充実のほか、社会環境づくり（施設整備や教育、福祉などの各分野における環境整備など）を伴うものをこの基本方針の対象としています。

このことから、北朝鮮当局による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であり、政府認定の拉致被害者である松本京子さんをはじめとした被害者の一刻も早い帰国が望まれますが、国家間交渉に係る問題であることから、本基本方針とは別に県政の重要課題として取り組むこととします。

また、犯罪に関わる人権問題については、犯罪被害者等への支援の声が高まったことにより犯罪被害者支援法が制定されました。一方で被疑者、被告人、受刑者や刑を終えて出所した人等の権利擁護も重要です。犯罪に関わるあらゆる立場の人の人権問題に適切に対応していくこととしますが、本基本方針においては、県民、県内の市町村等関係団体と共に取り組み、具体的な社会環境づくりを伴うものとして犯罪被害者等の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題について取組方針を示すこととします。

第2節 人権をめぐる社会の取組

1 国際的な動向

(1) 世界人権宣言

昭和23（1948）年、国際連合において「世界人権宣言」が採択されました。

その前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である（略）」としており、またその第1条においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しています。

この世界人権宣言の精神を実効あるものとするために、昭和40（1965）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、昭和41（1966）年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、同年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、昭和54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、平成18（2006）年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」等、多くの条約や規約が採択されました。また、多くの議定書の採択、宣言、国際年、行動計画等により、人権尊重、差別撤廃に向けた取組が進められてきました。

(2) 人権教育のための国連10年

平成6年（1994）年に行われた第49回国際連合総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、「すべての国家、先住民及び人種的、民族的、宗教的、言語的集団間の理解、寛容、ジェンダー（注2）の平等並びに友好の促進」等を基調とした行動計画が示され、各国政府は計画の実施に積極的な役割を果たすことが求められました。鳥取県も国連の行動計画に則り、県独自の行動計画を策定し、積極的に取り組みました。

(3) 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」の終了に際しては取組の継続を望む意見が出されるとともに、「10年」は期間が長く中だるみが起きやすいなどの指摘がなされたことから、期間を短くすると同時に取組の評価軸を明確に示した「人権教育のための世界計画」が改めて設けられました。

その計画の第1段階（2005～2009年）は、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められました。平成22（2010）年1月以降は第2段階として、高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置き、平成26（2014）年末まで取組が展開されます。

（４）反人種主義・差別撤廃世界会議

平成１３（２００１）年に国際連合主催で開催された反人種主義・差別撤廃世界会議（ダーバン会議）では、アフリカ人及びアフリカ系の人びと、先住民族、移住者、難民、ロマ、シンティ（注３）が具体的な被抑圧者として取り上げられ、国、地域、国際的なレベルでの人権差別撤廃に向けた合意としての「宣言」及び「行動計画」が採択されました。

また、これに並行して行われたNGO（注４）フォーラムで採択された「宣言」及び「行動計画」には「職業と世系に基づく差別」としてインド等に存在するダリット（被差別カースト）の問題とともに、日本の部落差別に関する項目が盛り込まれました。

その後、平成２１（２００９）年４月にダーバン・レビュー会議が開催され、ダーバン会議で採択された「宣言」及び「行動計画」の履行・進行状況のレビューや今後継続的に反人種主義及び人種差別の撤廃に向けた施策（反人種主義及び人種差別の撤廃に必要な法律の採択及び改善、被害者の救済へのアクセス確保及び拡大等）を継続的に実施していくことを含む成果文書が採択されました。

（５）国際識字の１０年：すべての人に教育を

国際連合では、平成１５（２００３）年から平成２４（２０１２）年までを「国際識字の１０年：すべての人に教育を」と位置づけることを宣言し、各国政府が積極的な役割を果たすことを促進する取組を始めました。

（６）国連人権理事会の設置

平成１８（２００６）年に、経済社会理事会の機能委員会の一つであった従来の人権委員会に替えて、国連総会の補助機関として国連人権理事会が設置されました。

人権侵害状況への対処及び勧告並びに人権分野の協議、技術協力、人権教育、各国の人権状況の普遍的で定期的なレビュー等を主な任務とし、国連として人権問題への対処機能の強化を図ったものです。

（７）国際的な動向に対する日本の対応

日本は、社会権規約と自由権規約の２つの国際人権規約をはじめとして、女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、人種差別撤廃条約など、さまざまな人権条約を締結しています。

そして、締約国として各条約、各規約の委員会へそれぞれの分野における自国の人権保障の取組や成果を報告していますが、最近では、人身（特に女性・子ども）取引根絶のための取組や被害者支援などの充実、外国人研修・技能実習生制度が強制労働や性的搾取の目的に悪用されている問題への対応、性的指向に基づく差別の禁止、死刑廃止、公的分野の意思決定の場において女性の参加率を高めるため特別措置を取ることなど、さまざまな具体的勧告を受けています。

他方、日本は拉致問題の早期解決に取り組んでいますが、人権理事会や強制的失踪作業部

会においても一刻も早い問題の解決のためには国際社会の協力が不可欠であるとして、重要な人権問題として取り上げられています。

また、経済のグローバル化がますます進み、企業の動向が社会に与える影響の大きさが改めて認識されるようになりました。人権保障においても企業の積極的な参画が期待され、「グローバル・コンパクト」(注5)に賛同する企業は、平成21(2009)年10月現在、世界134カ国に7765団体存在します。日本からは95の企業が参加しており、欧米には大きく後れを取っているものの、人権問題に積極的に取り組む企業を評価する市民意識や仕組みが、日本においても整いつつあります。

こうした世界的な人権に対する取組が進む現在においても、世界の各地で、戦争、貧困、人種・民族、宗教上の理由などから多くの人々の人権が侵害され、生きがいの喪失はおろか、生命の危険にまでさらされているといった現状があり、特に社会的に弱い立場にある子どもや女性などが多く被害を受けています。

このことから、国際連合、国家、企業、NGO(注4)、そして各個人が人権問題に積極的に取り組み、世界的な規模で人類共通の課題として、努力を積み重ね、着実に人権が尊重され、差別が撤廃された国際社会の実現への道を進むことが望まれています。

注2) ジェンダー：(社会的成員に想定され2分割された)身体的性差に関連づけられた歴史的・社会的・文化的に形成される性差

注3) ロマ、シンティ：「ジプシー」と呼ばれてきた欧州最大の少数民族。かつてナチス支配のもと民族虐殺され、またバルカン半島での難民化など常に迫害された状況で暮らしてきた。

注4) NGO：Non-Governmental Organizationの略。国際協力等に携わる「非政府組織」「民間団体」

注5) グローバル・コンパクト：1999年の世界経済フォーラムにおいて、当時国連事務総長であったコフィー・アナンが企業に対して提唱したイニシアティブ。企業等に対し、人権・労働・環境・腐敗防止に関する10原則を順守し実践するよう要請している。

2 国内の動向

(1) 日本国憲法

我が国においては、昭和21(1946)年に平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化するため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。

(2) 同和問題解決のための取組

昭和40(1965)年、同和对策審議会は内閣総理大臣の「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に

基づき、昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14（2002）年まで33年間にわたり、同和問題解決のための取組が進められてきました。

その間、平成8（1996）年5月には、国の地域改善対策協議会の意見具申において、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に（教育及び啓発を）再構築すべきと考えられる。」と提言されています。

（3）人権教育及び啓発

平成7（1995）年12月には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」に関する推進本部が設置され、平成9（1997）年7月には国内行動計画が策定されて取組が進められてきました。

平成9（1997）年3月に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、同法に基づいて法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。この審議会では、法務大臣の諮問を受けて「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について審議され、教育及び啓発に関しては平成11（1999）年7月に答申が出されました。

その後、この答申等を踏まえた諸施策の一層の推進を図るため、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると定められました。

そして、平成14（2002）年3月に、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

（4）人権救済制度の検討

「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」については、人権擁護推進審議会から、平成13（2001）年5月に「人権救済制度の在り方について」、12月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出されました。

包括的な人権擁護を目的とし、人権救済機関の設置を目指すものとして、平成14（2002）年の第154回国会（常会）に内閣から人権擁護法案が提出されました。

その後継続審議されましたが、平成15（2003）年10月の衆議院解散により廃案となりました。

また、平成17（2005）年には、当時野党であった民主党から人権擁護法案の対案として「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」が第162回国会（常会）に

提出されましたが、この法案も同年8月の衆議院解散により審議未了で廃案になりました。

しかし、平成21（2009）年には人権救済機関の設置をマニフェストに掲げた民主党を中心とした内閣が発足し、その検討が行われています。

（5）様々な人権問題への取組

「障害者基本法」（平成5（1993）年改正）、「男女共同参画社会基本法」（平成11（1999）年施行）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」（平成11（1999）年改正）、「犯罪被害者等基本法」（平成17（2005）年施行）、「個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）」（平成17（2005）年施行）等の法整備が行われ、様々な人権に関する施策が進められてきました。

3 県における取組

（1）同和問題解決のための取組

県内においても、昭和44（1969）年の同和対策事業特別措置法の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。

そのような状況の中、県内の市町村のすべてにおいて、平成5（1993）年から平成7（1995）年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃等に関する条例が制定されました。

（2）鳥取県人権尊重の社会づくり条例

全国の都道府県にも部落差別撤廃等の条例制定の動きが起きる中、本県は、平成8（1996）年7月、すべての人の人権を尊重することを基本理念とする「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。

この条例は、前文において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法にかなうものである。この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることが出来る差別と偏見のない社会が実現されなければならない。」と理念を掲げています。

この条例を基に、平成9（1997）年4月に「鳥取県人権施策基本方針」を策定し、県の各施策を人権尊重の視点から総合的に取り組むこととしました。

条例の第5条第2項では、人権施策を積極的に推進するため、鳥取県人権施策基本方針で、次の事項を定めることとしています。

- ① 人権尊重の基本理念
- ② 人権に関する意識の高揚に関すること
- ③ 差別実態の解消に向けた施策に関すること

- ④ 相談支援体制に関すること
- ⑤ 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること
- ⑥ 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

また、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者（注6）の果たすべき責務を明示し、人権尊重の社会の実現に向け、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会を設けて鳥取県人権施策基本方針をはじめとする人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映することを定めています（鳥取県人権尊重の社会づくり協議会については、「第1章 第4節 人権施策の推進体制」を参照）

本県では、この条例によって、人権尊重を各施策の基本事項とし、人権尊重の取組を鳥取県人権施策基本方針に沿って、総合的に推進していきます。

注6）県内に暮らすすべての者：条例の趣旨を踏まえ、日本国籍や住民登録の有無を問わず、また、自然人及び法人を含めたすべての者をいう。本方針においては、単に「県民」と表記している場合もこの条例上の「県内に暮らすすべての者」と同じ意味で使用している。

（3）人権啓発及び施策の推進体制の整備

平成9（1997）年11月に「鳥取県人権文化センター」を、県の人権に関する啓発・相談・研究などの業務を補完する中核機関として設立しました。（平成11（1999）年4月社団法人化）

平成14（2002）年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」を鳥取市扇町に設置しました。

また、人権に関わる施策をより効果的に推進するため、平成14（2002）年4月に人権局を設置し、推進体制の整備、強化をめざしています。

（4）鳥取県人権教育基本方針

平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定し、国の国内行動計画や鳥取県人権施策基本方針に基づき、県が実施する学校、家庭、地域、職場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。

その後、平成16（2004）年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第一次改訂」に基づいて「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、同和教育を人権教育の重要な柱として位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進しています。

（５）人権救済条例の成立、廃止と人権尊重の社会づくり相談ネットワークの制定

人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が平成１７（２００５）年１０月に議員立法で成立しましたが、様々な多くの意見が寄せられ、同年１２月と平成１８（２００６）年１月に開催した有識者による「人権条例に関する懇話会」においても、「県内の人権侵害の事実の確認が必要」「人権侵害の定義があいまい」など多くの問題点が指摘されました。

このように、人権侵害の事実等の調査や適切な人権救済の方法の検討を行って条例を抜本的に見直すことが必要であることから、平成１８（２００６）年２月定例県議会で条例の施行停止と見直し事業を提案し、成立しました。

その後、平成１８（２００６）年５月に県内有識者による人権救済条例見直し検討委員会を設け、この検討委員会で県内の人権侵害の事実の調査とその救済に適切な方法が検討され、平成１９（２００７）年１１月に人権救済条例の見直しに関する意見がまとめられました。

この意見を受けて慎重に検討を行い、平成２１（２００９）年２月県議会に、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」（「第２章―第２節相談体制の充実」を参照）を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。

４ 市町村の動向

平成１２（２０００）年４月に「地方分権一括法」が施行され、地域の自立と独自性が要求される今日、住民にとって最も身近な自治体である市町村が果たす役割はますます大きくなってきています。

本県においては、県内のすべての市町村が部落差別をはじめとする差別の撤廃等に関する条例を制定しており、また、多くの市町村で人権に関する基本方針や総合・実施計画等が策定されています。（詳しくは添付資料「各市町村の人権に関する条例等の策定状況」を参照）

また、人権に関する行政組織や施設を設置するなど、市町村で人権に関する推進体制について積極的な動きがあります。

人権教育・啓発においては、各市町村で小地域懇談会などが実施されており、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して日々行動することにつながるような、生涯を通じた学習機会を提供する取組が行われています。それに伴い、その学習の場を企画・推進する市町村行政担当者等には、適切な情報収集や実態把握と業務推進関係者との協働、人権学習に関する専門性が求められています。

第3節 当県の基本姿勢

1 めざす社会

人はすべて生まれながらに自由で、かつ権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならないとする日本国憲法の精神のもと、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の前文のとおり、「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現を目指します。

2 人権尊重の基本理念

人権が尊重される社会を築くためには、人権を相互に尊重し、一人ひとりを大切にするという人権意識をあらゆる場面に広げていくことが必要です。また、同時に差別実態や不合理な格差を解消しなければなりません。そして、各自が「自尊感情」を大切にし、自己決定に基づいて個性や能力を発揮する機会が保障された社会の実現に向けて環境を整えることが重要です。

めざす社会を実現するため、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、それをもとに様々な施策を総合的に展開していきます。

(1) 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという「自己決定権」に基づいて、個性と能力を発揮する機会が保障された社会、すなわち、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会を構築していくことが必要です。

そのためには、まず、第一に差別や偏見など自己実現を阻害している社会的要因を正確に把握し、その解消に取り組まなければなりません。第二に、各人は自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことが必要です。その際、特に少数者の人権が侵害されないよう注意を払うことを忘れてはいけません。

そして、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるように、自発性を尊重した柔軟な支援の充実が必要です。

(2) 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

差別は大別して、人の心理面における差別(いわゆる差別意識)と、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱いなどの差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態に分けることができます。このような差別が、各種制度や社会慣習などに起因していると認められる場合も多く、その解消を図っていくことも必要です。

これまでの取組によって、差別の解消は進展もうかがえますが、今なお差別及びその結果

である格差は存在しています。

例えば、同和地区の人の就労面、教育面、ジェンダーに基づく女性の社会的地位や処遇、外国人に関する制度やサービス提供、また、障がいのある人の自己実現や社会参加などの不合理な差別実態や格差があります。

差別意識や、差別実態・格差は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を高め、それらを解消するための施策を積極的に進めていきます。

また、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、個人情報の悪用、流出なども多く発生しており、社会的な支援が必要であるとともに一人ひとりの人権を尊重する意識の高揚が重要です。

（３）すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の基礎的な条件の整備の推進（ユニバーサルデザインの推進）

ユニバーサルデザインとは、「障がい、年齢、性別、言語など人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」です。

もともと物づくりの視点から生まれた考え方ですが、近年では、物づくりにとどまることなく、社会の仕組みや制度づくりをも含めて、地域社会全体にまで発展させていこうとする動きが広がっています。すなわち、スプーンやコップなどの物づくりから始まり、建物、道路、誰でも参加出来るイベントやその情報、さらには交通システムや情報システムといった地域社会づくりにまで拡大しています。

ユニバーサルデザインは、製品や建物などのデザイン化という結果としての側面に視点が置かれがちですが、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方であり、社会参加の機会や個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備に必要な考え方です。すなわち、ユニバーサルデザインを推進することは、一人ひとりが尊重され、すべての人が自己実現を可能とする社会の実現をめざすことにほかなりませんし、このことは、バリアフリー（注７）やノーマライゼーション（注８）の理念にもかなうものです。

本県では、このユニバーサルデザインの視点に立った施策を積極的に推進していくこととします。

注７）バリアフリー：社会生活をしていく上で、また社会参加をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること

注８）ノーマライゼーション：障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域社会を構成する一員として、まわりの人々と同じような、当たり前の生活が営めるように条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ通常であるという考え方

３ 人権尊重の視点に立った行政

県が行う業務は、県内に暮らすすべての人々の人権にかかわるものです。

よって、職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを絶えず意識し、全職員が人権に

関する十分な知識と理解、そして問題意識を持って、それぞれの施策への取組を進めることが大切です。

(1) 定期的な実態調査等

人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、鳥取県人権意識調査などの定期的な実態調査や年度ごとの取りまとめを行い、その結果を少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

(2) 公務員と地域との関わり

公務員の業務は多岐の分野にわたり、住民と深い関わりをもっていることから、それぞれの行政分野及び地域において積極的に人権問題の解決に当たる意欲と実践力を培うとともに、積極的に役割を果たしていかなければなりません。

具体的には、職場での人権問題研修はもちろんのこと、地域や市町村・学校PTAなどで行われる各種研修会や事業へも積極的に参加して、地域により深く関わり、それを通じて、実体験に基づく県民の視点に立った施策の立案等人権尊重の視点に立った行政の推進につなげていきます。

(3) 人権に配慮した業務の実施

行政刊行物や公文書で差別を助長するような表記をしない、各種申請の際に不必要な記載及び添付書類を求めない等の取組をはじめ、人権を尊重した接遇、情報公開の適正運営など、職員一人ひとりが常に人権に配慮して業務を行うよう、体系的な職員の人権問題研修、業務の見直しなどに取り組んでいきます。

4 国、市町村等との連携

(1) 現状と課題

人権尊重の社会の実現のためには、社会全体の取組が必要であり、県民、住民団体、企業、市町村、県、国等がそれぞれの特性を生かし、個々の役割に応じて幅広い取組を積極的に展開していくことが必要です。

社会が成熟し、住民ニーズが多様化している現在、国は広く国民全体に対して保障すべき必要最低限の生活水準（ナショナルミニマム）の維持、達成等に専念し、住民に身近な行政はできるだけ地方自治体が自らの責任と判断によって行うという地方分権の理念も踏まえながら、国、市町村、公的団体（以下「国、市町村等」という。）との連携を進めることが重要です。

(2) 具体的施策の方向

- ① 国が社会保障や人権救済等ナショナルミニマムを地方の実情を反映して充実するよう、働き掛けを行います。

- ② 市町村が、住民に最も身近な行政機関としての機能と責務を踏まえて、地域の実情に即した教育・啓発や住民一人ひとりへの支援など様々な取組を積極的に進めることができるよう、情報の提供や専門的人材の養成、広域的な施策等によって支援します。
- ③ 国、市町村等と情報の共有並びに人材、事業及び施設の相互活用等緊密な連携を図り、あわせてNPO等との協働に取組、効果的、効率的な施策実施に努めます。

5 NPO、企業等との協働

(1) 現状と課題

社会経済のグローバル化、価値観の多様化によって、様々な場面で多様な人権課題が生じ、多岐に亘る支援、対応が求められています。他方、市民社会の成熟に伴い、NPO、住民団体の活動が活発化し、企業も社会的責任に基づく取組に積極的になっており、それらの民間活動の先駆性、柔軟性、機動性が県民の主体的、自発的な活動の促進に繋がることの重要性が広く認められています。

すべての人が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会を実現するためには、県民をはじめ住民団体、NPO、企業等（以下「NPO等」という。）のあらゆる地域社会の構成員による地域をあげた地域の実情に即した取組が必要であり、県民のボランティア活動参加率が全国一である素地を生かして、協働の取組を一層推進することが重要です。その際、自主性の尊重、パートナーシップや相互理解の原則に留意することも必要です。

(2) 具体的施策の方向

① 協働の推進

人権が尊重される社会の実現に向かって、相談、支援、救済、保護、教育、啓発、研究等の取組についてNPO等との協働を推進します。

② ネットワーク形成の支援

啓発、見守り、相談、援助などの取組において地域で活動する団体、人材が活躍できる場を作るなど、個々の活動がつながり合ってより大きな効果を生み出すネットワークづくりを進めます。

- ③ 情報の共有や相互理解、人材や施設の相互活用などを進め、NPO等が活動しやすい環境づくりを図り、参画への働き掛けを行います。
- ④ NPO等の政策提案や協働企画を積極的に受けとめて、より一層現場の実情に即した施策や取組を進め、あわせて県民の主体的、自発的な活動の促進を図ります。

第4節 人権施策の推進体制

1 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会

鳥取県人権施策基本方針（本書）、その他人権施策に県内に暮らすすべての者（注6）の意見を反映させるため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、県内の様々な人権分野の有識者及び関係者で構成される鳥取県人権尊重の社会づくり協議会を設置しています。

鳥取県人権施策基本方針の改訂や人権施策を行うに当たっては、あらかじめこの協議会の意見を求めることとしています。

注6） 県内に暮らすすべての者：鳥取県人権尊重の社会づくり条例の趣旨を踏まえ、日本国籍や住民登録の有無を問わず、また、自然人及び法人を含めたすべての者をいう。本書においては、単に「県民」と表記している場合もこの条例上の「県内に暮らすすべての者」と同じ意味で使用されている。

2 県の組織内における連携

副知事を会長とし、各部長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」及び、人権局長を幹事長とし関係課長で構成する「人権尊重の社会づくり幹事会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。

第2章 基本的施策の推進方針

この章では基本的な施策である「教育・啓発の推進」「相談体制の充実」について、その方向性を示します。

第1節 人権教育・啓発の推進

県民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現をめざすためには、県民一人ひとりが、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に行動することが大切です。そのため、人権意識を高め、実践する態度を育む人権教育・啓発を積極的に推進します。

○ 環境の整備（教育・啓発の充実、人材の育成）

すべての県民の人権意識が高揚し、更に、社会の変化に伴い、新たに顕在化してくる人権の問題にも対応していくため、一人ひとりが権利の主体であるという意識が育つよう、新たな工夫や創意を凝らし、県民がより理解しやすい人権教育・啓発の推進をめざしていきます。

○ あらゆる場を通じた推進

実践的な行動力を身につけるには、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚（人権が守られていることを良しとする感覚）を涵養することが大切です。そのためには、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において人権教育・啓発に取り組まなければなりません。

1 人権教育・啓発を推進するための環境整備

（1）学習機会の提供、教育啓発手法の調査研究

ア 現状と課題

本県の具体的な人権教育・啓発の推進に当たっては、「鳥取県人権施策基本方針」、「鳥取県人権教育基本方針」に基づき、同和問題や女性の人権に関する問題、障がい者の人権に関する問題、子どもの人権に関する問題、高齢者の人権に関する問題、外国人の人権に関する問題、病気にかかわる人の人権に関する問題、個人プライバシーの保護、アイヌの人々、刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人、犯罪被害者やその家族、性的マイノリティに関する問題などがあることを踏まえ、適切な取組を推進してきました。また、近年では、ホームレスやインターネットによる誹謗中傷に関する問題、北朝鮮当局による拉致問題等についても社会の認識が高まっています。

平成17（2005）年に実施した「鳥取県人権意識調査」の結果によると、人権意識向上のために必要な取組としては、学校教育が48.4%、社会の習慣やしぐみの改善が46.4%である一方、人権が「自分に関係が深い」と思う人は、39.1%、研修会等へ参加しなかった理由は「興味がないから」が20.4%、「つまらないから」が19.7%

となっており、教育・啓発の一層の推進の必要性が窺えます。

こうしたことから、人権教育・啓発の推進のため、県内の人権に関する各種調査・研究をもとに、本県の実状を踏まえた具体的な指導や啓発の方法を調査研究、開発することが重要です。

イ 具体的施策の方向

① 生涯を通じた学習機会の提供

人権尊重の意識を高めていくためには、幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて学校や家庭、地域、さらに職場において、様々な人権学習に主体的に参加できる機会を提供することが大切です。

② 同和教育・啓発の成果反映

これまで進められてきた同和教育・啓発の成果を、様々な人権課題の理解を深めるための調査、研究に活かし、多様な人権教育・啓発の取組を推進していくことが必要です。

③ 調査研究組織との連携・協働

(社)鳥取県人権文化センター、鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）をはじめ、県内各市町村においても中核的組織の設置などによって、人権課題やその教育・啓発の調査・研究を行う体制の整備が進められており、各組織の機能発揮と連携・協働が必要です。

○ 学校教育－指導内容、方法の研究開発

学校教育においては、児童・生徒の発達段階や地域の実態に応じて、人権に関する知的理解に加えて、想像力・共感的理解能力・コミュニケーション能力・人間関係調整能力などの人権感覚に必要な資質・能力を育成する指導内容の研究・開発に努めます。あわせて「参加的な学習」に加えて、「協力的な学習」「体験的な学習」（注9）など児童生徒の自主性を尊重した指導方法の研究・開発に努めます。

○ 社会教育－学習機会の提供、推進者の育成

地域における人権教育・啓発においては、各市町村において取り組まれている小地域懇談会や連続講座、県民が主体となって開催する各種の研修会などを学習の場とし、また、住民のニーズを踏まえた学習内容を設定するなど、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して、日々行動することにつながるような生涯を通じた学習機会の提供、学習プログラムの開発・提供と推進者の育成に努めます。

○ 家庭教育－学習内容及び情報提供の充実

地域やPTA等における学習内容及び情報提供の充実を図り、家庭における人権教育の支援に努めます。

○ 調査研究組織との連携・協働

人権教育・啓発の環境基盤の整備として、(社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会、市町村の人権に関する中核的組織等と連携し、これらの機能の一

層の発揮を促進し、様々な人権課題に関する長期的な視野に立ったより有効な人権教育・啓発の手法や県民の人権意識について調査・研究を引き続き進めます。

注9)「参加的な学習」：討論などを通して、学習者の主体性や問題解決能力を引き出そうとする学習

「協力的な学習」：学習者が、自分自身と学習集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習

「体験的な学習」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探索したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身につける学習

(2) 人材の養成

ア 現状と課題

地域・職場における人権教育・啓発に関する推進者等の養成については、さまざまな研修会、養成講座等をとおして進められてきました。

また、男女共同参画のための人材育成については、セミナー、研修会なども継続的に実施し、主任児童委員の研修や児童館職員の研修なども実施してきましたが、引き続き推進者等の人材育成が必要です。

今後、様々な人権の問題について効果的に教育・啓発するために、参加型学習など新しい教育・啓発手法も実践できる推進者を養成していくことが必要となっています。

イ 具体的施策の方向

身近な地域において人権教育・啓発を進める推進者の養成が必要です。

また、人権教育・啓発の内容も、学習者が理解度、到達度に応じて自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識できる内容とすることが重要です。

このため、様々な手法、教材、機会を用いて推進者を養成し、その企画力の向上を図ります。

① 推進者の養成と指導力の向上

様々な人権の分野について、学習者のそれぞれの年代、理解度・到達度に応じた推進者の養成と、指導力の向上に努めます。

② 中核的組織等との連携

(社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会等と連携し、また鳥取県男女共同参画センターなどにおいて指導者や指導者講師の養成に努め、あわせて啓発教材、啓発手法の研究・開発に取り組みます。

③ 地域の推進者の養成

人権教育推進協議会役員等を対象とした推進者養成の支援並びにケータイ・インターネット教育推進員等の指導者の養成に努めます。

(3) 効果的な啓発・情報提供の充実

ア 現状と課題

○ 様々な手法による啓発

県において人権意識の啓発を、県政だより、啓発冊子、ポスターのほか、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、講演会やシンポジウムの開催、NPOや民間団体への人権啓発活動の支援、ふれあいや体験研修の機会創出など様々な手法を活用して進めています。

○ 広がりや深まりのある啓発

人権意識の啓発は、多くの人に受け止められることと、主体的な行動に結びつくことが必要です。

平成17（2005）年に実施した「鳥取県人権意識調査」の結果によると、研修会へ参加しなかった理由が「興味がないから」20.4%、「つまらないから」19.7%であることを踏まえて、演劇、演奏、映画など気軽に参加でき、理解しやすい手法による啓発への取組も重要です。

加えて、啓発活動の受け手として受動的な意識に留まることなく、自ら考え、行動する自発的、能動的態度につながるよう、シンポジウム、パネルディスカッションや参加者との意見交換などの手法もあわせて取り入れるなど、効果的な啓発に取り組むことが重要です。

○ 情報提供の充実

人権に関する正しい知識を身につけやすいように情報を整理し、提供していく必要があります。

イ 具体的施策の方向

今後は、様々な個別の人権課題に関する従来からの啓発に加え、その時々¹⁰の社会情勢から新たに認識の高まる人権課題等についての啓発並びに人権が普遍的な権利であること¹¹を踏まえた啓発やセルフエスティーム（注10）、コミュニケーション能力、エンパワメント（注11）を育てる啓発など、広がりや深まりのある啓発に努めます。

また、情報提供については、様々な人権分野に亘る豊富な情報の提供や効果的な伝達媒体の活用等に努めます。

① 広がりや深まりのある啓発手法

人権課題の基礎的な知識の普及と啓発の深まりに努めます。

その際、多くの人に受けとめられることと主体的な行動に結びつくことを目的に、人権意識の啓発方法に留意します。

② 幅広い視点からの啓発

生命、健康、高齢化、男女共同参画、セルフエスティーム・コミュニケーション能力・エンパワメント、国際理解、環境、情報モラルなど幅広い視点からの啓発に努めます。

③ 参加型学習の導入

ワークショップなど参加型学習の導入に努めます。

④ 中核的施設等の研修教材の充実

(社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会等と協力して、研修を受ける人の目的に応じた研修教材の整備、鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）のライブラリーの充実 に努めます。

⑤ 国、市町村、NPO等民間団体との連携・協働

国、市町村、NPO等民間団体、企業などの行う啓発と連携・協働して、効果的な啓発に努めます。あわせて、地域的偏りの解消、身近な地域の実情に沿った啓発を促進します。

⑥ 効果的な情報提供

(社)鳥取県人権文化センター等と協力して国内外の様々な人権に関する情報、講師情報等情報の積極的な提供に努めます。

⑦ 相談事業による啓発

県の人権相談、男女共同参画センターの相談などを通して人権意識の啓発を進めます。

注10) セルフエスティーム:自尊感情または自己肯定感情ともいう。「自分がかけがえのない大事な存在だ」という気持ちのことで、自分を否定するのではなく肯定的に認め、自分らしさに自信を持ち、自分を価値のあるものとして思えるようになること。自分が大切にされた経験があれば、他人のことを大切にすることが難しいと言われている。

注11) エンパワメント:社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づきその状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。またはその理念

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 学校・幼稚園及び保育所における人権教育・保育の推進

ア 現状と課題

○ これまでの成果と課題

県内のすべての、小、中、高、特別支援学校、幼稚園及び保育所において、一人ひとりの子どもの発達や進路の保障と教育の機会均等の実現及び、幼児、児童、生徒の部落差別をはじめとする様々な差別や偏見を解消する意欲や態度を育てることをめざして同和教育・同和保育に取り組んできました。そして、これら同和教育・同和保育が生み出した原則や教訓を基底に位置づけながら国内外の諸問題にも視野を広げて人権教育を推進してきました。

その結果、児童生徒の人権が重要だという理解や人権侵害をなくさなければいけないという気持ちの高まりなどの成果が見られます。

しかし、人権尊重の理念についての正しい理解や実践する態度が十分に定着するためには継続した取組が必要です。また、依然として児童虐待やいじめ、暴力、不登校の問題が存在し、携帯電話・インターネット上の人権侵害などが新たに人権課題として注目されているなど、子どもの人権に関して多くの問題が存在しています。

○ 学校教育への県民の期待

平成17年（2005）年の「鳥取県人権意識調査」によると、人権意識向上のために必要な取組についての複数回答のうち、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てよう努める」「家庭教育の中で、人権を尊重する心を育てよう努める」「差別や偏見につながる社会の習慣やしぐみを改善する」の3つがともに5割近くに達し、学校教育への期待が大きいことが明らかになりました。

教職員・保育士は、子どもたち一人ひとりの人権の大切さを強く自覚して接したり、教職員等間でもお互いを尊重するなど、学校・園・所において人権尊重の理念を実現する主体としての自覚を持つとともに、子どもたちの人権意識を高めるための教育内容・保育内容・方法の創造、家庭・地域との密接な連携等になお一層努める必要があります。あわせて、幼児・児童・生徒が人権の保障された環境の中で教育を受けることができるよう、子どもに接する保育士、教職員をはじめとする一人ひとりの大人が、人権尊重の理念についての認識を深めるとともに人権意識の向上を図っていくことが重要です。

そのため、教職員の人権教育・啓発を推進していくための資質、指導力の更なる向上になお一層努める必要があります。

あわせて、児童虐待やいじめ、暴力、不登校の問題など、子どもの人権にかかわる問題を解決し、幼児・児童・生徒の人権や教育権が保障されるようなお一層人権教育の推進を図ることが重要です。

イ 具体的施策の方向

子どもは権利の主体であり、生命や安全、人権の保障を最も大切にして教育・保育が進められなければなりません。教職員・保育士は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則に立ち、人権尊重の精神に立つ教育の環境を整え、子どもの発達段階に応じて、人権に関する知的理解を図り、人権に関わる技能や態度を身につけさせて人権感覚の育成を図り、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする人権意識を育むため、教育・保育のより一層の充実に努めなければなりません。

また、学校等は、子どもの人権尊重の意識や態度を着実に育てていくために、教職員・保育士の資質及び指導力の一層の向上を図るとともに、家庭や地域における人権教育の取組と緊密な連携を図る必要があります。

① 人権が尊重される教育・保育の推進

これまでの取組の成果を踏まえ、同和教育・同和保育で得られた原則や教訓を基底に位置づけるとともに、国内外の人権教育の成果を取り入れながら、人権教育を充実・深化・発展させ、人権が尊重される教育・保育を着実に推進するよう努めます。

② 研修の充実

教職員・保育士の資質及び指導力の一層の向上を図るための研修の充実に努めます。

③ 発達段階に応じたプログラムの整備

学校・幼稚園及び保育所間の連携を図り、発達段階に応じた人権教育・保育プログラムの整備・充実に努めます。

④ 自覚を培う指導

人権学習の指導に当たっては、児童・生徒が人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚をもつよう、指導内容・方法の改善・充実に努めます。

⑤ 教育条件の整備

30人学級の継続など一人ひとりを大切にしたい教育条件の整備に努めます。

⑥ 中核的機関と連携した教材等の作成

子どもの発達段階に応じて、人権課題を系統立てて発展的に学習できるように、(社)鳥取県人権文化センター等と連携を図りながら、身近な問題や権利を題材にした人権教育副読本やビデオ教材、各種資料の作成・整備に努めます。

⑦ 私立学校への情報提供等の支援

私立の幼稚園や中学校、高等学校、及び保育所における人権教育・保育については、教育委員会と連携し、情報提供等に努めるとともに、各学校等が主体性を持って人権教育・保育の推進に取り組むよう積極的に支援します。

⑧ 人権が尊重された教育の推進

幼児・児童・生徒が人権の保障された環境の中で教育を受けることができるよう、子どもに接する教職員、保育士をはじめとする一人ひとりの大人の人権意識の向上に努めます。

⑨ 体系的、計画的な取組の推進

人権意識の向上に向けて、児童・生徒が知識・技能・態度をバランスよく身につけるための体系的・計画的な取組を行い、多角的な評価によって継続的な改善を図ります。

⑩ 県民に信頼される学校づくりの推進

保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを目指します。

(2) 家庭における人権教育の推進

ア 現状と課題

いじめや不登校をはじめ、児童買春や児童虐待など子どもの人権に関わる様々な問題や少年非行の増加、生活習慣の乱れなどの課題も生じています。これらの課題の解決は、学校はもとより保護者や地域社会など子どもを取りまく社会全体の責任です。

また、家庭は価値観を形成し、豊かな人間関係や社会性を育むなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たしているため、人権教育の実践の場としてますます重要です。

しかし、急速な少子化や核家族化などの家庭環境の変化に伴い、家庭の教育機能の低下が危惧され、子どもの教育について悩みや不安を持つ家庭が増えています。

平成18（2006）年、教育基本法が改正され、新たに家庭教育について1条を設けて、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会や情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずることが求められています。そこで、保護者への学習機会の提供、子育て情報の提供、相談体制の整備をはじめ、PTA等の学習・啓発活動を通して家庭における人権教育の充実が図られるような支援が必要です。

イ 具体的施策の方向

人権が尊重された家庭が築かれるよう、学校や地域社会と連携しながら、相談体制の整備を図る必要があります。

また、保護者に対して子どもの成長や発達段階に応じて、生命の大切さや男女の平等に関する子どもの理解を進め、子どものコミュニケーション能力や自尊感情を育むための学習機会や子育て情報の提供を図る必要があります。

① 相談体制の整備

相談機関の相談員の資質の向上に向けた研修の実施と気軽に相談できる相談体制の整備に努めます。

② 保護者の学習機会の充実

関係機関や市民活動を行っている団体と連携し、保護者の学習機会の充実に努めます。

③ PTA等の人権学習推進者の研修

市町村やPTA等における学習企画者の研修に努めます。

④ 家庭における人権教育の支援

地域やPTA等における学習内容及び情報提供の充実を図り、家庭における人権教育の支援に努めます。

⑤ マスメディアを通しての情報提供

テレビや新聞等を通しての人権啓発及び情報提供の充実に努めます。

⑥ 適切な保育の実施

国の「保育所保育指針」や県の「人権・同和保育の手引き」を基に、乳幼児の心身の発達、家庭の実情に応じた適切な保育の実施に努めます。

（3）地域における人権教育・啓発の推進

ア 現状と課題

地域においては、公民館・隣保館等を活用して、同和問題や女性、障がい者、子ども、外国人などの人権に関する講演会や研修会が実施されてきました。

また、市町村では、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃等」に関する条例を制定し、人権教育推進協議会等の人権教育の推進体制が整えられ、人権課題についての正しい理解、認識を育てる取組が進められています。

地域における人権学習については、自主的な活動も徐々に広がりを見せつつありますが、まだその参加意識が高いとはいえない状況であり、参加者が固定化したり、知識としての理解の段階でとどまり、人権課題を自分自身の問題として捉えきれていないという課題があります。

イ 具体的施策の方向

地域において豊かで生きがいのある生活を送ることができるためには、一人ひとりの人権が尊重されていることが必要です。そのためには、人権尊重の理念についての正しい理解を図り、様々な人権課題に対する理解と認識を深め、人権尊重の精神に立った地域づくりをめざし、住民が主体的に取り組むことができる学習機会の設定、推進体制の確立、推進者の確保と指導力の向上を図る必要があります。

① 市町村の指導体制への支援

市町村が住民の実態を踏まえて、人権教育・啓発を推進できるよう、その指導体制を充実する取組に対して、支援に努めます。

② 推進者の確保と指導力向上

人権教育推進員をはじめ、地域に根ざした推進者の確保と指導力の向上の支援に努めます。

③ 啓発資料等の支援

市町村が行う人権に関する学習活動のための教材、各種啓発資料の作成等を支援するとともに、国内外の取組に関する情報の提供や推進者の派遣に努めます。

④ 学習内容・方法の充実

権利そのものの学習や地域の生活課題を踏まえた学習、参加型学習の導入など、学習内容や方法の工夫、充実に努めます。

⑤ 学習機会の提供・充実

市町村の公民館講座等の人権教育・啓発を位置付けるよう働きかけるなど、生涯を通じた学習機会の提供、充実に努めます。

⑥ 中核的機関や民間団体等との連携・協働

(社)鳥取県人権文化センターや鳥取県人権教育推進協議会をはじめ市町村の関係機関との連携や民間団体等との連携・協働に努めます。

⑦ 地域に根ざした啓発活動への支援

主体的な人権学習、地域に根ざした啓発活動に対して支援していきます。

(4) 企業等における人権教育・啓発の推進

ア 現状と課題

本県においては、従業員10人以上の企業等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の選任を要請しており、企業等ではその推進員が中心となって、同和問題をはじめとした人権課題に対する啓発や研修の実施などの取組が進められています。また、企業等が中心とな

って同和問題企業連絡会が設立され、同和問題解決に向けた会員企業等に対する研修や啓発資料の配布などの事業も実施されています。

しかしながら、依然として企業等において差別事象や人権侵害が発生しているといった現状があります。

○ 企業等の社会的責任

企業等は、社会の一員として、また多くの従業員に対して責任ある立場にあります。障がい者の法定雇用率の達成、高齢者の継続雇用、外国人の就業の改善、職場の男女共同参画など人権に配慮した取組が社会的に求められています。

イ 具体的施策の方向

企業等は、地域の雇用をはじめ、地域社会の一員としての役割を担っています。差別のない一人ひとりの人権が尊重される働きやすい職場づくりに取り組むことによって、職場が活性化し、業績の向上と社会からの信頼に結びつくという理解が広く定着することが重要です。そのためには、事業主が先頭に立って幹部や従業員に対する人権教育・啓発を積極的に進める必要があります。

① 公正採用選考人権啓発推進員体制の整備

公正採用選考人権啓発推進員の選任企業の増加に努めるとともに、推進員が職場内で活動しやすい体制の整備を指導していきます。（平成22年3月31日現在で、公正採用選考人権啓発推進員が選任されている事業所は1,942事業所（選任対象事業所2,312事業所の84.0%））

② 教育・啓発の推進計画の策定指導

企業等に人権教育の推進に関する計画の策定指導をしていきます。

③ 事業主等への人権教育・啓発

事業主及び幹部に対する人権教育・啓発を実施し、人権意識の向上を図ります。

④ 公正採用選考の指導・啓発

すべての人の就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考システムの確立を図るよう企業等に対して指導・啓発を行います。

⑤ 社会的責任の啓発

国、県、市町村、(社)鳥取県人権文化センター等の各機関が連携を図りながら企業等に対して企業の社会的責任や社会的責任投資などを啓発し、積極的な取組を指導します。また、必要に応じて企業訪問による指導・啓発を行います。

⑥ 研修手法・講師等の情報提供

(社)鳥取県人権文化センターや鳥取県人権教育推進協議会等と連携して、企業等が実施する人権に関する研修等に活用できる人権啓発冊子等を作成して配布するとともに、教材、研修手法、研修講師等の情報の提供を行います。

⑦ 指導者育成の支援

企業等における人権教育・啓発の指導者を育成するため、研修内容や方法等の指導や

啓発を行うとともに、その活動に対して支援を行います。

(5) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

公務員や医療・保健関係者などは、特に人権に関係の深い職業であることから人権教育・啓発の取組を強化する必要があります。

【医療・保健関係職員】

ア 現状と課題

○ 人権尊重の重要性

住民の健康と生命を守ることを使命とし、病気の予防や治療、介護、相談業務などに携わっている医師、歯科医師、看護師、その他の医療技術者等のあらゆる医療・保健関係者は、業務の遂行に当たっては、特に患者等の人権を尊重することの重要性を認識することが大切です。

○ 一層の取組の必要性

病院等の医療機関においては、全職員を対象とした人権や接遇に関する職場研修が実施され、医師や看護職員等に対する専門研修の中でも人権研修が実施されています。また、医療保健関係者の養成機関においても、患者等の人権への配慮を教育の基本に据えて、人権に関する特別講義なども行われていますが、患者からの苦情も多い現状があり、引き続き、患者等への十分な説明と処置への同意の徹底やプライバシーへの配慮、個人情報保護など一層人権を尊重した業務を行うことが必要です。

○ 新たな人権課題への対応

また、近年の科学・医療技術の発達によって遺伝子治療や臓器移植などの高度先進医療の分野における新たな人権課題が生じており、人権への配慮が一層求められます。

イ 具体的施策の方向

① 人権研修の充実

医療・保健関係職員が、医師や看護師の倫理綱領などをもとに人権の重要性についてさらに理解を深め、患者等の人権に配慮した適切な対応を行うよう関係団体等の協力を得て人権に関する研修の充実に努めます。

② 職員養成機関等における研修の充実

医療・保健関係職員の養成機関等に対して人権に関する講義等の充実に働きかけます。

③ 医療機関等への情報提供

鳥取県医療安全支援センターは、患者等からの苦情相談について、医療機関と連携して迅速な対応に努めるとともに、相談事例の収集・分析を行い、医療機関や関係団体に情報提供を行います。

【福祉関係職員】

ア 現状と課題

○ 人権尊重の重要性

保育支援、高齢者・要介護者、障がい者への福祉サービス等、様々な福祉サービスに携わり、子どもから高齢者、障がい者など様々な人と接する福祉関係職員は、その業務が子どもの健やかな成長や個人の生活の存続、ひいては生命に関わることから、一人ひとりの自己実現や生活の向上を支援する人権尊重の意識と実践が必要です。

○ 研修充実の必要性

社会福祉法人を対象にした職場研修をはじめ、民生委員や介護支援専門員等を対象とした専門職研修の中でも人権に関する研修が実施されていますが、利用者等への十分な説明やプライバシーへの配慮など、従来に増して人権意識に基づいた業務が求められ、職員に対する研修の充実が求められます。

イ 具体的施策の方向

① 福祉関係職員等への人権教育・啓発の充実

民生・児童委員、社会福祉施設職員及び社会福祉協議会の職員等の福祉関係者を対象とした人権研修の内容や手法をさらに充実し、人権教育・啓発に努めます。

② 介護支援専門員等への人権教育・啓発の充実

介護支援専門員、訪問介護員、介護福祉士等の研修や福祉関係職員の養成施設における人権に関する科目内容の充実について指導・助言を行います。

③ 保育所職員への人権教育・啓発の充実

保育所の職員に対する人権教育・啓発の充実に努めます。

④ 各種研修会等における人権教育の推進

介護・福祉人材の育成・確保のための研修・セミナー等において、人権教育の推進に努めます。

【マスメディア関係者】

ア 現状と課題

報道機関は、「報道の自由」「国民の知る権利」のもとに真実を報道することが使命であると同時に、社会で果たす役割は大きく、人々の意識や行動に大きな影響力を持っています。そのため、プライバシーや人権に十分配慮した報道を行うことは、報道機関に課せられた社会的責務です。

人権に配慮した報道のため、報道各社は社内にこうした責務について検討、検証する独自の機関を設置しています。また、(社)日本新聞協会が「新聞倫理綱領」を、(社)日本民間放送連盟が「放送倫理基本綱領」を制定するとともに、日本民間放送連盟（民放連）及び日本放送協会（NHK）によって「放送倫理・番組向上機構（BPO）」が設置されて、業界内で自主的な取組が行われています。

これらを踏まえ、県は報道機関等の自主的な人権への取組を信頼し尊重するとともに、報道機関の自主的な人権教育の取組に協力します。

イ 具体的施策の方向

報道機関の人権教育に関する自主的な取組に対しては、(社)鳥取県人権文化センターなどと協力し、研修事業の実施や教材の作成配布、研修講師等の紹介等情報の提供などによって、その一層の充実に協力します。

【教育関係者】

ここでいう教育関係者とは、私立学校、各種学校、塾等の教育公務員以外の教育関係者をいいます。

ア 現状と課題

次代を担う児童生徒に関しては、各種の調査結果に示されているように、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にあります。さらには、児童生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化しています。教育関係者にとって子どもの人権を尊重した教育を積極的に推進するとともに、すべての人の人権を大切にすることを意識を持ち実践できる子どもを育てることが重要です。

教育関係者としてすべての子どもに対し愛情を持って接することはもとより、様々な人権課題について理解と認識を深めるとともに、子どもの人権が保障される環境を築く力量を高めるなど、人権教育を推進するための資質や指導力を一層向上させる必要があります。また、人権の大切さについて指導していくに当たっては保護者等の理解・連携を図ることも必要です。さらに、子どもがお互いを認め合う人間関係を築き、それを一層深めるための指導を進めていかなければなりません。

イ 具体的施策の方向

① 研修内容の情報提供

教育関係者の意識の向上のために、研修内容の充実に向けた先進的な取組等の情報提供と指導を行います。

② 計画的・体系的研修の指導

学校等における人権教育の推進を図るため、教育関係者に対する研修が計画的、体系的に実施されるよう指導と情報提供を行います。

③ 情報の提供

(社)鳥取県人権文化センター等と協力し、人権関連の情報の提供に努めます。

【宅地建物取引業者】

ア 現状と課題

他の都道府県において、土地開発業者による同和地区等の土地調査が確認されるなど、

宅地建物取引における人権問題が明らかになっております。このため、宅地建物取引業者は、人権問題についての正しい理解と認識を持った上で、これらの依頼に対し適切に対応する必要があります。

イ 具体的施策の方向

宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、宅地建物取引主任者を対象とした法定講習会や、宅地建物取引業者を対象とした業界団体研修会の場合での人権意識の啓発、周知徹底及び指導を行います。

(6) 公務員に対する人権教育・啓発

【一般行政公務員】

ア 現状と課題

公務員の業務は、多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っています。

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

そのため、新規採用職員や新任管理・監督者等を対象とした研修機関での研修や職場内での研修など様々な形態の研修に取り組んできました。職員一人ひとりが豊かな人権感覚をかん養することは、人権尊重の視点に立って職務を遂行するうえで不可欠ですが、現状は十分ではありません。

また、地域社会の一員として、人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うため、市町村、民間団体等の行う講演会や研修等に積極的に参加する必要があります。

イ 具体的施策の方向

① 職員研修所における研修の推進

自治研修所等における人権研修の研修内容等を工夫し、新規採用者から管理、監督者までその職務内容と職責に応じて、幅広い人権課題について計画的、体系的な研修の実施に努めます。

② 職場研修の推進

県職員に対する人権研修等を徹底するため、各課に「人権問題研修推進員」を設置し、鳥取県職員人権問題研修実施要領による研修等を幅広く効果的に実施していきます。

③ 人権問題研修推進員の養成

県職員の職責に則して効果的に人権研修等を推進するため、人権問題研修推進員の養成に努め、自主研修の活性化とその推進の強化に努めます。

④ 地域の研修会等への参加

地域や市町村・学校PTAなどで行われる各種研修会や各種事業等への地域社会の一員として積極的な参加を図ります。

⑤ 市町村職員の研修の推進

市町村における職員研修が(社)鳥取県人権文化センターとの協働等によって推進されるよう努めます。

【教育公務員】

ア 現状と課題

すでに【教育関係者】の項で示した現状と課題は教育公務員についても当てはまります。

○ 研修・研究会の実施

教育公務員に、幼児・児童・生徒の人権を積極的に保障するとともに、自ら人権意識を育てていこうとする資質・能力が求められることは言うまでもありません。すなわち、児童・生徒一人ひとりの人権の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度をもって指導するという姿勢そのものが人権教育の重要な側面であるという認識を深めていくことが必要です。

教育公務員は、「教育公務員特例法」において、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないと決められています。このことから、従来、初任者研修、経験者研修、職務研修等の各種研修や授業研究会等の各種研究会を県教育委員会、市町村教育委員会、各学校等で行っています。

○ 体系的な人権教育と指導内容の改善

また、様々な人権課題の解決を図るため、障がいのある人の人権に関する教育、男女共同参画に関する教育、外国人の人権に関する教育などが推進されています。これら個別の人権課題に関わる教育が、分離してしまうのではなく、さまざまな人の立場に立つことによって人権の普遍性を踏まえた理解も進むよう、体系的な人権教育として位置づけることが必要です。

また、個別の人権課題について、知識を一方的に教え込むだけでは不十分との認識に立ち、想像力・共感性・コミュニケーション技能・人間関係調整能力など、人権感覚の育成に向けた指導内容・方法の研究・開発が必要です。

イ 具体的施策の方向

① 教職員の人権意識の向上

各種研修会を通して、教職員の人権意識の向上を図るとともに、体系的な人権教育の構築に向けて、研修内容の充実に努めます。

② 生徒等への指導方法等

自らが人権尊重の社会づくりの担い手であると自覚できる人権教育を推進するため、幼児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じて、人権感覚・人権意識を育てられるよう、指導内容・方法の改善充実に図ります。

③ 職務・職責に応じた人権研修

管理職をはじめとする職務・職責に応じた研修会や、教職員の経験年数に応じた研修会を計画的に実施するとともに研修内容の充実に図ります。

④ 地域等で行われる研修への参加等促進

地域や市町村などが行う各種研究会や研修会への積極的な参加を働きかけます。

【警察職員】

ア 現状と課題

警察の業務は、多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っていることから、すべての職員が、人権について正しく理解し、人権を尊重して職務を遂行することが重要です。

そのため、警察学校における新規採用職員や昇任した職員等を対象とした研修及び職場における研修において、人権意識の啓発を図っています。

今後、犯罪被害者、被疑者等あらゆる人の人権に配慮した職務執行を期するため、研修を一層充実していく必要があります。

イ 具体的施策の方向

① 職務倫理の基本に基づく活動

警察職員の職務倫理の基本に基づき、公正かつ適切な活動を推進します。

② 職務倫理研修の推進

警察学校における新規採用職員や昇任した職員等を対象とした研修及び職場における研修において、人権について正しく理解するための職務倫理に関する研修を推進します。

③ 犯罪被害者等の人権に係る研修

犯罪被害者、被疑者等あらゆる人の人権を正しく理解し、適正な職務執行を期するための研修を充実させます。

【消防職員】

ア 現状と課題

業務が国民の生命と深いかかわりを持つ消防職員は、人権を尊重した活動が求められます。県内の3消防局では、各広域行政管理組合、広域連合等が主催する研修会に積極的に参加するとともに、所属（消防局、署）においてもそれぞれ研修を行っています。

しかし、不規則な勤務形態等により、特に外部研修については参加しにくいといった現状から、研修環境の改善が必要です。

また、鳥取県消防学校においては、新規採用消防職員を対象とした初任科教育で、人権教育の時間を設け、教育を行っています。

イ 具体的施策の方向

① 消防学校の研修の充実

鳥取県消防学校で行っている、人権に関する研修内容の充実を図ります。

② 研修環境整備の働きかけ

不規則な勤務形態に応じ、研修しやすい環境の整備を働きかけます。

③ 地域の人権研修への参加促進

地域や市町村、各団体などが行う各種研修等への積極的な参加を働きかけます。

【医療・保健関係公務員及び福祉関係公務員】

ア 現状と課題

医療・保健関係公務員及び福祉関係公務員は、健康や福祉に深く関わることから、一層人権意識に配慮した行動及び、適切な対応が求められます。

医療及び福祉関係機関においても職場研修を実施していますが、人権意識が十分に高まっているとはいえません。相談等で訪れた患者や相談者に対し、配慮に欠けた対応によって、二次被害を与えることも皆無ではありません。

したがって、職場での研修において、人権意識の向上の視点を踏まえ研修内容の充実を図る必要があります。

イ 具体的施策の方向

① 人権研修の充実

現在実施している職員の新任者研修や職場研修などの人権に関する研修の充実に努めます。

② 関係機関等の研修の充実

医療関係者養成機関、福祉人材研修施設での研修の充実を図るなど一層の資質向上に努めます。

第2節 相談体制の充実

県民が、人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援などが適切に行われることが必要であり、そのため、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。

平成17（2005）年2月に実施した「鳥取県人権意識調査」では、人権侵害を受けたときに公的機関へ相談したいと思う人は、「できるだけ自分や家族・友人で解決したいが、公的機関への相談や支援も受けたい」人も含めて64.1%に上り、人権救済条例見直し検討委員会も人権侵害救済の方法策の一つとして相談機能の充実を提言しており（平成19（2007）年11月）、相談機能の一層の充実に取り組みます。

※ 人権救済条例見直し検討委員会の提言

「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」（通称「人権救済条例」）は、平成17（2005）年に成立したが、いろいろな問題点が指摘され、県では施行を凍結して見直しを検討した。民間の有識者からなる人権救済条例見直し検討委員会では、見直し方策として、公務員による人権侵害に限定した人権救済条例、子どものための人権救済条例、差別行為に限定した差別禁止条例、相談機能等の充実の4案が示され、県では検討の結果、当面、相談の充実に、条例で根拠付けて取り組むこととした。

1 相談機能の充実

（1）活用しやすい環境づくりの推進

どんな相談窓口があるのかわからない、どこに相談すればよいのかわからない、相談するには決断が必要だ、など相談する際のバリアが指摘されています。

① 相談窓口の一層の周知

周知する際の媒体や対象、また関連する相談窓口の一括広報など情報発信の方法を工夫して、一層の周知を図ります。

② 相談場所、相談時間等への配慮

必要なときに、気軽に安心して相談できるよう、相談者の気持ちに寄り添う接遇、プライバシーを保護する相談場所、必要に応じて休日夜間などの相談時間などに十分に配慮します。

（2）人権に関する総合的な相談窓口による対応

県民が直面する問題は、同和問題、男女共同参画、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人など様々な内容に及び、また複数の問題が関連する場合も少なくなく、相談内容を限定することなく受け付けて、適切な社会資源の活用をサポートする総合的な相談窓口を設けて相談者を支援することが重要です。

○「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」による支援等

県では、人権相談について、人権救済条例見直し検討委員会の提言を受けて、平成2

1年度から「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって制度化し、県下3か所の人権相談窓口で次のとおり総合的に対応します。

- ・関係機関の紹介や当該機関への同行、紹介後の状況把握などきめ細かい支援
- ・法律、臨床心理、教育、福祉など多様な第三者有識者の専門的な知見と関係機関の連携

なお、見直し検討委員会の提言では、人権の概念をはじめ県内の人権侵害の事実、個別救済の留意事項、救済制度のモデル案まで人権救済に関する多くの論点が整理されており、この提言全体を十分踏まえ、人権尊重の社会づくり相談ネットワークの実施状況などを勘案して、より一層人権尊重の意識と態度が定着した県づくりとともに、県民が直面した人権に関する問題の一層早期の解決に取り組みます。

(3) 関係機関の連携の推進

相談者は、複数の問題を抱えることも少なくなく、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等を正確に把握し、必要に応じて協力して対応するなど、関係機関の連携が求められています。

○ 緊密な連携、協働の一層の推進

国、市町村の機関やNPOなどの民間機関との緊密な連携、協働を次のとおり一層推進するよう努めます。

- ・関係機関による定期的な連絡会議を開催して、各関係機関の対応事例、頻発事例などを共有した解決の促進や迅速適切な対応
- ・ケース会議開催など複数の関係機関の連携を促進して効果的、総合的な支援

(4) 相談員の資質向上、相談者本位の対応

相談、支援に当たっては、二次被害や不必要な負担を招かない、相談者の心情に配慮し、豊富な知識に基づいた対応が求められます。

① 関係職員等に対する研修の実施

関係職員や相談員等に対する研修を行い資質の向上を図り、相談者の立場に立って相談、支援の実効性を高めるよう努めます。

② 公平な立場の有識者の専門的知見の活用

高い専門性が求められる相談には、法律、臨床心理などの有識者の専門的知見を活用しながら複雑に絡み合った問題を整理するとともに、有識者が公平な立場から相談に応じる相談者本位の対応に努めます。

2 各種苦情解決等制度の円滑な運用

(1) 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会等による適正な福祉サービスの提供の促進

障がい者、高齢者、児童などに提供される社会福祉サービスについて、その事業の経営者は、常に、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない（社会福祉法第82条）ものとされており、各事業所に置かれる第三者委員が苦情解決に有効に機能する

ことが重要です。また、鳥取県社会福祉協議会に、鳥取県福祉サービス運営適正化委員会が設置され、必要に応じてあっせんを行っています。県では、社会福祉協議会等との連携を図り、適正な福祉サービスの提供を促進します。

(2) 地域福祉権利擁護事業等の利用の促進

判断能力が不十分な状態にある人の権利擁護を目的にして、県及び市町村の社会福祉協議会等で地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援が行われており、この一層の利用を促進します。

(3) 介護サービス利用に係る苦情処理担当職員の資質向上等

介護サービスの利用に当たっては、市町村及び鳥取県国民健康保険団体連合会が苦情相談に応じており、適切かつ円滑な運用がなされるよう、苦情処理を担当する職員の資質向上や研修支援を促進します。

(4) 鳥取県男女共同参画推進員制度の活用促進等

男女共同参画に関する施策についての苦情等は、鳥取県男女共同参画推進条例により、第三者機関の鳥取県男女共同参画推進員が審査し、必要に応じて県に対して是正を求め、勧告を行い、意見を述べることができます。制度の活用を促進するとともに、適正な運用に努め、人権尊重の取組の推進を図ります。

3 人権救済制度の確立の国への要望

平成13(2001)年5月、国の人権擁護推進審議会は、新たな人権救済制度の創設について答申し、その後法律制定の動きがありましたが、まだ成立しておらず、人権救済制度の確立が大きな課題となっています。

○ 地域の実態を把握した実効性のある救済制度の確立の国への要望

人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行うことが必要ですが、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界があるので、地域の実態を十分に把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度の早急な確立について、引き続き国に要望します。

第3章 様々な分野における施策の推進方針

第1節 同和問題

1 これまでの動き

(1) 国連の動向

人種差別撤廃委員会に設置されている「人権の促進及び保護に関する小委員会」において、平成12（2000）年8月に「職業及び世系に基づく差別に関する決議」が採択され、同小委員会は、関係政府に対して職業及び世系に関する差別を禁止し、救済を図るための措置をとること、また、差別行為に対して刑事罰を含む処罰・制裁を行うことなどを勧告しました。

人種差別撤廃条約に基づき日本が提出した定期報告書に対する人種差別撤廃委員会の総括所見（平成13（2001）年3月に採択）では、上記決議の「世系」の文言に部落の人々が含まれていることを掲げ、部落差別撤廃のための取組を行うよう勧告しています。

さらに、同委員会は、人種差別撤廃条約の対象に、日本の部落差別が含まれることを強く示唆する内容の一般的勧告を平成14（2002）年8月にも行い、日本に対し部落差別をなくすための法的行政措置をとるよう求めています。

平成22（2010）年4月には、政府の中に部落問題を取り扱う機構を設置することや戸籍の不正取得を厳しく禁止するなどの法整備を行うよう勧告しています。

同様に、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）や、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）に基づき、日本が提出した定期報告書に対する国連規約人権委員会の総括所見（社会権規約：平成13（2001）年8月、自由権規約：平成10（1998）年11月）においても、部落差別をなくすために必要な措置をとることが勧告されています。

(2) 国内の動向

第1章第1節の「2 国内の動向」で述べたとおり、昭和40（1965）年の「同和对策審議会答申（同対審答申）」を受けて、昭和44（1969）年に同和对策事業特別措置法が制定されました。それ以後、幾度かの法改正等を経ながら、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、各種啓発・相談体制の強化、社会福祉の増進の各分野で多岐にわたる施策が推進されてきました。

33年間継続された「特別措置法」は、平成14（2002）年3月末をもって失効しましたが、部落差別は依然として存在しており、その解決をめざす同和行政は今後も積極的に推進されなければなりません。このため、平成14年度以降の具体的施策を進めるに当たっては、必要な施策を所要の一般対策によって対応することとなりました。

(3) 県内の取組

本県では、国の特別措置法の成立以後、同和行政をより積極的に進めてきました。この結果、同和地区の住環境は相当程度改善され、全体的に一定の進展がみられ、かつてあったような「劣悪な住環境が差別的な偏見を生み出す」という状況は、ほぼなくなってきました。

このような状況の中で、県では平成8（1996）年に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、それに基づく「鳥取県人権施策基本方針」の中で、同和問題を重要課題として位置付け施策を推進してきました。そして、平成14（2002）年2月に「今後の同和対策のあり方」を定め、国の特別措置法が失効しても差別があるかぎり同和問題解決のために必要な施策について適切に対応していくこととし、今後も同和行政を積極的に推進していくこととしました。

各市町村においても、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」等を基に「同和対策総合計画」等の見直しや充実を行ったり、同和行政をはじめとするあらゆる人権行政を組織的に取り扱うことができるよう、組織改正や機構改革が進んできています。また、人権センターの設置や人権を柱とした市民活動への支援と協働の取組も始まってきました。

この流れを受けて、同和問題の解決のために取り組んできた市民団体やNPOなどにおいても、培ってきた活動を同和問題の解決はもとより、あらゆる人権分野に広げていこうとする取組も現れてきました。

2 現状と課題

(1) 平成17（2005）年に実施した県の「同和地区実態把握等調査」及び「同和問題についての県民意識調査」の結果

① 生活環境

同和地区実態把握等調査の結果では、生活環境分野において住宅の状況、道路の状況、下水道の状況については、概ね改善されました。

② 教育

厳しい生活状況が進学率低下に影響しているとの観点から、従来奨学金貸与が行われてきました。

平成16年度における中学校卒業者の進学率については、格差がない結果となりました。しかし、高等学校卒業後の進学率は格差が縮小してきたものの、依然として県平均より低くなっています。

③ 就労・雇用、事業経営

就労形態では、県全体と比較すると「常雇い」の割合が低く、「臨時雇い」、「日雇い」という不安定就労の割合が高くなっています。

事業経営の内訳では、平成12（2000）年調査と比較して分散化傾向は見られますが、建設業の割合は県平均の約4.5倍と高い状況にあります。

生活保護受給状況については、同和地区での保護率が上昇し、同和地区を有する市町全体の保護率の3倍となっています。

④ 県民の人権意識

これまでの同和教育や各種の人権教育・啓発の取組とも相まって、県民の人権意識は高まっており、県民意識調査の結果では、同和問題について「解決のために努力したい」「もっと理解したい」など一定の理解を示す回答が増えてきています。しかし、一方では「家柄、親の職業や社会的地位などについて、子どもの結婚相手の身元調査を行うこと」について、「やむを得ないと思う」「どちらかといえばそう思う」と、身元調査を容認する県民が約35%にのぼり、結婚問題についての差別意識がなお存在しています。

また、同和問題を「過去の問題」とし、部落差別に無関心であったり避けようとする意識も見受けられるなど、差別意識の解消に向けた取組が重要となっています。

（2）その他

① 差別落書き等

依然として、差別発言・差別落書き、インターネット上での誹謗中傷、同和地区かどうかの土地の問い合わせなどの差別事象が県に報告されており、被差別の立場の方々の心を傷つけています

② 戸籍等の不正取得

平成17（2005）年に、県外の行政書士が職権を濫用し、全国の市町村から戸籍謄本や住民票を不正に取得して興信所などに売り渡すという事件が発覚しました。県内でも不正取得されたことがわかっています。

これに対して、平成20（2008）年に戸籍法が改正され、行政書士などの第三者による戸籍謄本等の交付請求における利用目的の明示、不正取得に対する制裁の強化などが定められました。

3 取組方針

（1）教育・啓発の推進

① 同和問題の理解と人権意識を育む学習の充実

学校教育では、児童生徒が同和問題を正しく理解し、同和問題解決に取り組んでいけるよう、児童生徒の実態を把握した上で、同和問題学習の内容や指導方法の工夫改善、及び児童生徒の仲間づくりに引き続き取り組むことに努めます。

特に、児童生徒が個別の具体的な問題を学習しながら、自分自身の生活を振り返り、差別とどのようにかかわってきたのか、自分自身の生活に差別がどのように影響しているか

を考えると差別のない人間関係を作り上げていくことが大切です。

社会教育では、市町村人権教育推進協議会等が主催する小地域懇談会や公民館等での同和問題講座、PTA など各団体が主催する研修会や職場での研修会などを通じて、参加者一人ひとりが同和問題を自らの問題として認識するよう、取組の充実に努めます。

そのために、身近な課題を取り上げるなど創意工夫をし、差別の現実から深く学ぶことを通して、同和問題に対する正しい認識をもち、人権意識や人権感覚が身につくような活動に努めます。また、一回完結型の研修だけでなく継続的な研修により、参加者の課題意識に則し、問題を具体的に解決していく研修内容になるよう努めます。

② 差別の解消に向けた幅広い啓発

差別落書き、差別発言、インターネットを利用した誹謗中傷等の差別事象が後を絶たないことから、その解消に向けて、同和問題に対する正しい認識と理解を深めるため、県民に広く啓発を行います。

部落解放月間における各種啓発の取組、身元調査お断り運動（注１２）などの啓発活動に重点的に取り組むとともに、家庭内で自由な時間に読まれる県政だよりも活用します。

また、こうした啓発活動は効果を上げるため市町村と協力して実施します。

注１２） 身元調査お断り運動：結婚や就職に関する身元調査など、差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査は重大な人権侵害行為であり、なくしていこうとする県民運動

③ 関係機関との連携、協働

(社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会など関係機関との連携、協働をさらに進めるとともに、これらの機関がその調査研究、人材養成、学習資料作成等の取組を充実することができるよう支援します。

(２) 相談体制の充実

○ 隣保館における相談機能の充実

隣保館は、福祉サービスや人権啓発活動をはじめとする住民交流の地域拠点であるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業等を行っています。

今後もその必要性を考慮し、保健福祉の増進も含めて、その相談・支援体制の強化が図られるよう市町村を支援します。

(３) 同和地区の児童・生徒及び住民に対する学習支援

生涯を通じ一人ひとりの状況に応じた人権の保障と人権感覚・人権意識を育む保育や教育の取組が重要です。

① 進路保障及び学力向上のための取組

これまでの鳥取県進学奨励資金制度の成果を基に一般施策として新設された高等学校生、

高等専門学校生を対象とした鳥取県育英奨学資金制度の活用が大切です。また、基礎学力調査をもとに授業改善に取り組むとともに、就学前からの読み聞かせや学習習慣の定着など、子どもの発達段階に応じた適切な学力向上のための取組が大切です。

② 人権意識を育む学習

今後も保護者や地域の関係者の理解と協力を得ながら、親や身近な人の被差別体験や先人の生き方に学び、自分と部落差別とのかかわりを主体的に考えようとする意欲や態度を育てることが大切です。

③ 識字教育

同和地区において取り組まれている識字教育については、「国連識字の10年」も踏まえ、単に文字の読み書きができるようになるだけでなく、IT時代に対応できる力をつけることにより情報格差が生じないよう留意しながら、文化・就労等といった生活そのものの向上が図れるよう、隣保館における識字講座、パソコン講座などの開催など、高齢者を中心に支援を実施します。

（４）同和地区の実情に即した生活環境の改善

同和地区の生活環境については、平成17（2005）年に実施した「同和地区実態把握等調査」によると、住宅、道路、下水道の整備状況は、当該市町村全体の平均より高い整備状況となっています。

整備が必要な生活環境について、今後は、一般施策を活用して改善を推進します。

（５）就労の支援

① 実態に即した就労の支援

同和地区出身者の就労構造は、平成17（2005）年に実施した「同和地区実態把握等調査」によると、中高年齢者を中心に、経済情勢の影響を受けやすく就労の確保が不安定な小規模な建設業への就労率が依然として高く、就労形態は日雇・臨時雇用が多いという特徴も見られます。

このため、就業支援員による指導など既存事業の最大限の活用を図るほか、新規学卒者に対して特定新規学卒者就職促進奨励金などにより就職促進を図るなど、就労支援を実施します。

② 公正な採用選考による雇用の促進

同和問題等雇用連絡協議会において同和問題をはじめとする人権に係る雇用問題についての情報交換と協議を行い、同和関係住民等の就職の機会均等の確保及び公正な採用選考による雇用の促進と安定を図ります。

③ 事業所への啓発の推進

事業所に対して、公正採用人権啓発推進員を設置し、適正な採用選考方法の確立や人権

問題等に関して必要な対策について計画し、推進することを呼びかけるとともに、推進員への研修を実施して、事業所内における人権意識の高揚を図ります

(6) 同和地区の産業に対する支援

同和地区住民が経営する企業は、建設業を中心に偏った業種によって成り立っており、その時々々の景気等に左右されることが多く、不況下にあつて失業や倒産・廃業を余儀なくされることの多い経営基盤がぜい弱な個人経営や有限会社などの中小零細企業が多い状況です。

商工会や商工会議所での県制度融資等の金融斡旋をはじめ、記帳・労働保険事務等への経営支援を行うことにより、中小零細事業者の経営改善を図ります。

農業においては、農家一戸当たりの経営規模が小さく、農業従事者の高齢化、農業情勢の悪化による施設の遊休化・老朽化などで離農する農家もあり、集落や農家個々の営農意欲に差が生じています。

各種支援施策は一般対策に移行していますが、引き続き、農業団体や行政機関と連携を図り、地域の実情に合わせた支援を実施します。

(7) えせ同和行為の排除

同和問題を口実として高額の高書の購入など義務のないことを強要するえせ同和行為については、法務局等と連携を強化しながら、県民や事業所等に対しそれを受け入れる行為の背景にある差別意識を解消し、正しい認識をもってもらうよう啓発を行います。

第2節 男女共同参画に関する人権問題

従来は、社会一般的に女性が女性であることで弱い立場にあり、様々な問題が生じていることに着目して、「女性の人権問題」として取りまとめていました。しかし、ワーク・ライフ・バランス、固定的な性別役割分担意識、父子家庭への支援、配偶者暴力の男性被害者への支援などのように、社会的な性に関わる問題は女性だけの問題ではなく、男性も含めたすべての県民に関わる問題です。そこで、老若男女いずれの人権も尊重される男女共同参画社会の理念に基づき、男女共同参画に関する人権問題として、人権施策の推進方針を取りまとめることとします。

1 これまでの動き

(1) 国連の動向

国連総会では、性差別撤廃を世界的規模で取り組むために昭和50(1975)年を「国際婦人年」とすることを決議し、「平等・発展・平和」の理念等の達成のために昭和51(1976)年から10年間を「国連婦人の10年」と定めました。

昭和54(1979)年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成5(1993)年には、世界人権会議で「ウイーン宣言及び行動計画」が採択されるなど、女性差別や暴力の撤廃に関する条約や宣言が決議され、平成6(1994)年、カイロで開催された国連国際人口・開発会議では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(注13)がとり上げられました。

平成7(1995)年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「ウイーン宣言及び行動計画」に述べられている女性の人権についての基本原則の再確認とともに、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加など38項目からなる「北京宣言及び行動綱領」が全会一致で採択されるなど、女性の地位向上に向けたあらゆる取組が行われています。

平成12(2000)年には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と北京行動綱領の実施促進のため「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

平成17(2005)年に開催された第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)では「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言と決議が採択されました。

注13) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(reproductive health/rights) …性と生殖に関する

健康と権利と訳される。個人、特に女性が生涯にわたって主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されていること

(2) 国の動向

昭和21(1946)年に「日本国憲法」が公布され、すべての国民は法の下に平等であるという理念と国際的な動向を勘案しつつ法整備が進められてきました。昭和51

(1976)年、国連婦人の10年がはじまると、国は昭和52(1977)年に「国内行動計画」を策定し、「国内行動計画前期重点目標」を決定しました。

昭和60(1985)年に「男女雇用機会均等法」を公布し、「女子差別撤廃条約」を批准、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」等の国内法を整備し、急速に男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組が行われています。

また、女性に対する暴力などの急増から、平成12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー防止法)」、平成13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。

平成15(2003)年に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を推進することを目的に「次世代育成支援対策推進法」が公布され、301人以上の労働者を雇用する事業主に「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられました。

また、少子高齢化、人口減少時代を迎え、これまでの働き方では個人・企業・組織、社会全体が持続可能でなくなることから、平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動計画」が政労使による調印の上、決定されました。

(3) 県の取組

国の動向も勘案しながら、昭和60(1985)年「鳥取県婦人基本計画」、平成3(1991)年「とっとり女性プラン」、平成8(1996)年「とっとり男女共同参画プラン」などを策定しました。

平成12(2000)年には、男女共同参画社会の実現をめざして、全国で5番目、議員提案としては全国で初めて「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定して、男女共同参画に関する県民の苦情・不服を処理する「男女共同参画推進員」の設置や審議会等における女性委員の登用を推進しています。この条例を受け、平成13(2001)年に「鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)」を開設するとともに、鳥取県男女共同参画計画を策定し、さまざまな分野での男女共同参画の取組を推進しています。

また、配偶者等からの暴力いわゆるドメスティック・バイオレンス(DV)(注14)関係では、平成14(2002)年に「鳥取県配偶者暴力相談支援センター」を開設するとともに、平成16(2004)年12月に全国に先駆け「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(DV被害者支援計画)」を策定。さらに、平成20(2008)年2月には、DV防止法の改正にあわせDV被害者支援計画の改定を行うなど、DV被害者の実態に即した施策を実施しています。

さらに、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村に対し、地域の実情に応じて男女共同参画の取組を進めるよう働きかけ、支援してきました。それにより平成22（2010）年3月現在では、13市町村が男女共同参画条例を制定し、17市町村が男女共同参画計画を策定しています。

注14）ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）：一般的には「配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力」のこと。平成13（2001）年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」では、被害者と加害者の関係が婚姻関係（事実婚も含む）に限定され、被害者の性別は問わないこととされている。

2 現状と課題

（1）現状

① 社会制度や慣行

社会は、女性、男性、高齢者、若者など性別や年齢の異なる人によって成り立っていますが、現実には起こっている様々な問題を話し合い、決定する場面での代表者は、まだまだ男性が多いという実状があります。

平成16（2004）年鳥取県労働条件等実態調査によると、本県における事業所の管理職の女性割合は役職が上がるほど比率が下がっており、また、自治会の役員（会長及び副会長）の女性割合も平成20（2008）年まで2%前後で推移している状態が続いています。

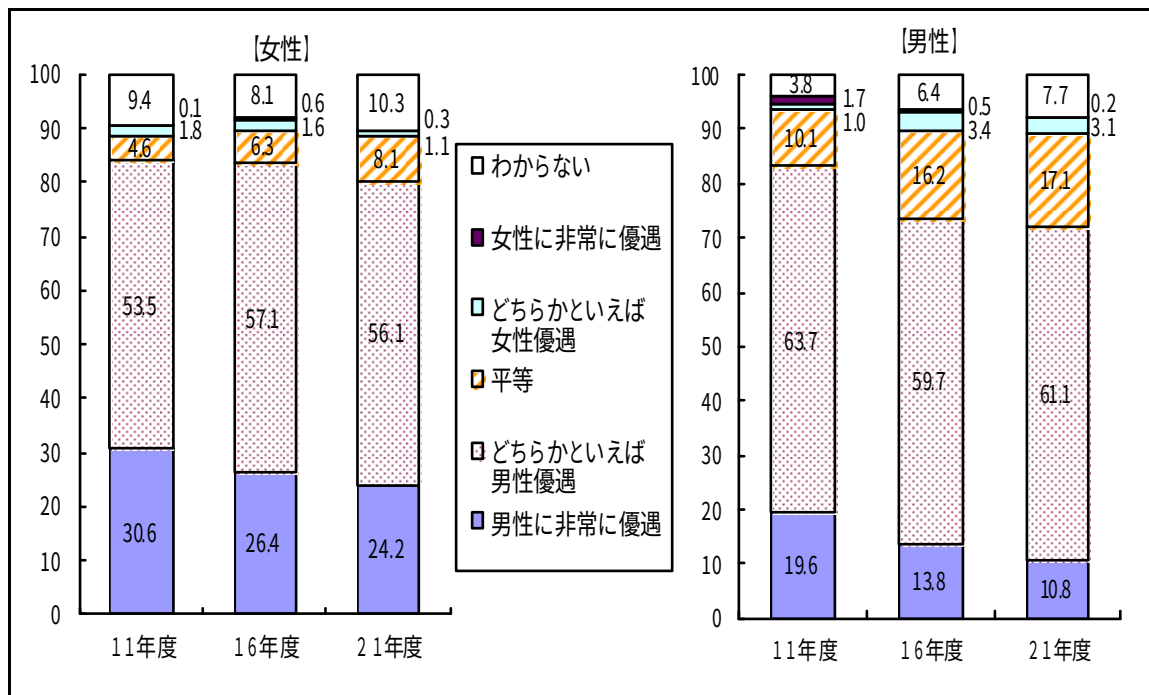
また、平成21（2009）年に県が行った「男女共同参画意識調査」では、社会通念、慣習やしきたりなどにおいて、男性が優遇されていると感じているのは、女性の8割以上、男性の7割以上です。

これは、長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行が大きな要因の一つとなっています。

社会制度・慣行のうち性差別、性別による固定的役割及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものについては、社会的性別の視点（注15）に立って、社会的な合意を得ながら見直しを進める必要があります。

注15）社会的性別の視点：社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のような男女の別を示す概念（社会的性別（ジェンダー））が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点

【参考】社会通念・慣習などにおける男女平等感

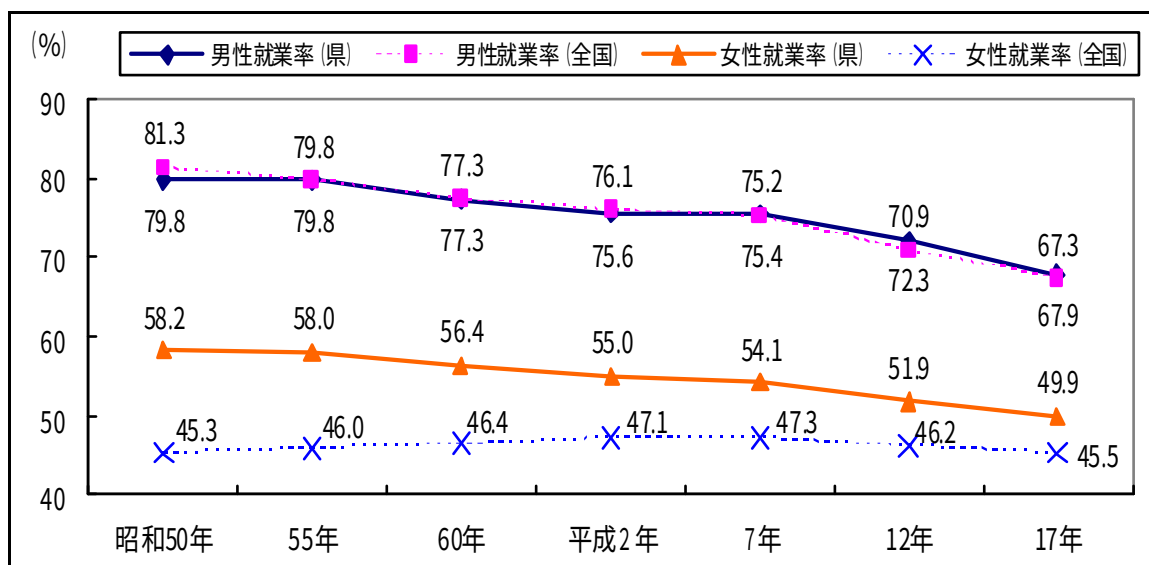


資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年度）

② 仕事と生活の調和

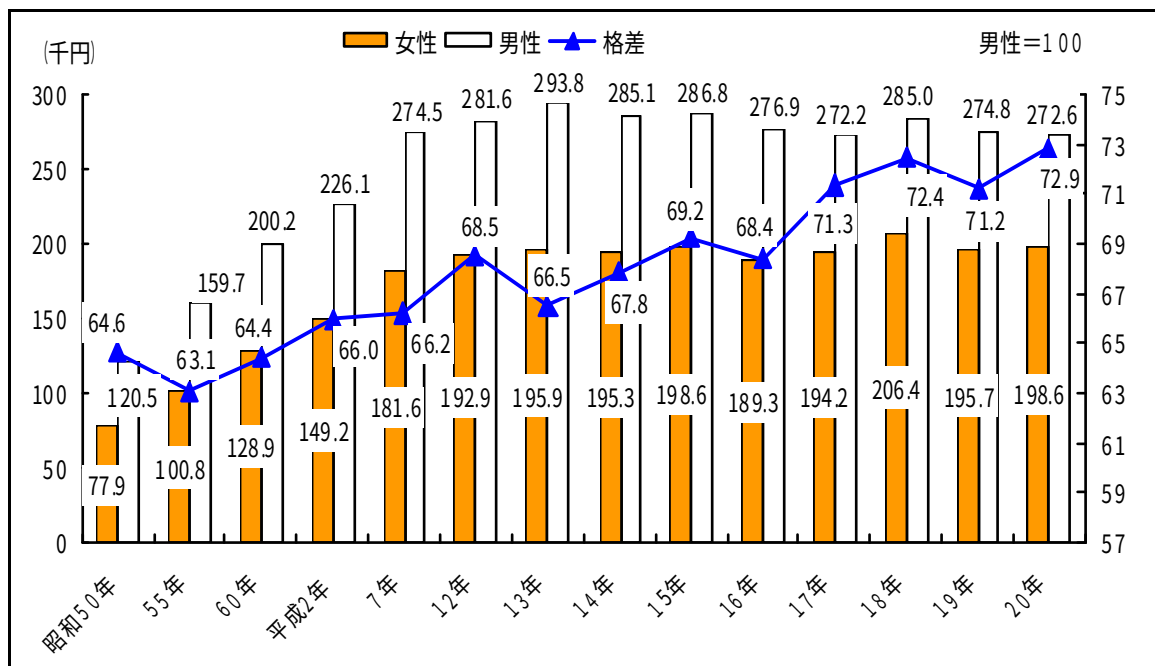
本県の女性の就業率は、平成17（2005）年国勢調査によると49.9%で全国6位と上位にランクされます。一方で、女性の技術者や管理職は少なく、女性の賃金は男性の約7割にとどまっています。

【参考】男女別就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」（平成17年）

【参考】一般労働者の月間所定内給与額の比較（鳥取県）

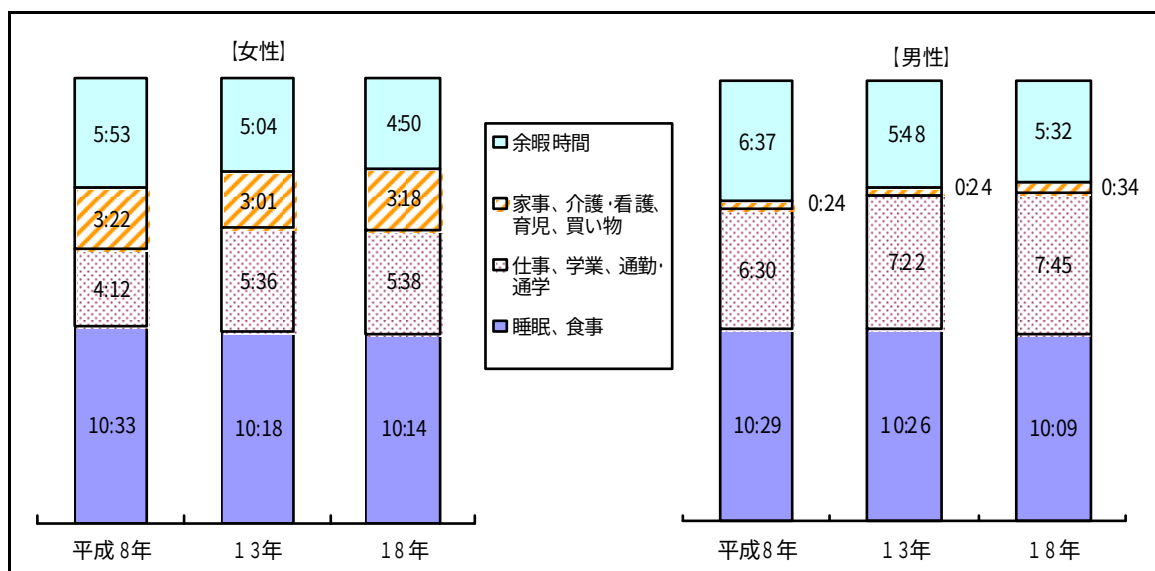


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成20年）

また、平成18（2006）年社会生活基本調査では、本県の男女有業者の家事、育児関連生活時間は週平均で男性34分に対し女性3時間18分であり、男性の時間は女性の約1／6にとどまっています。

【参考】男女有業者の週平均生活時間（鳥取県）

（単位＝時間：分）



資料：総務省：「社会生活基本調査」（平成18年）

（注）有業者：15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家事従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

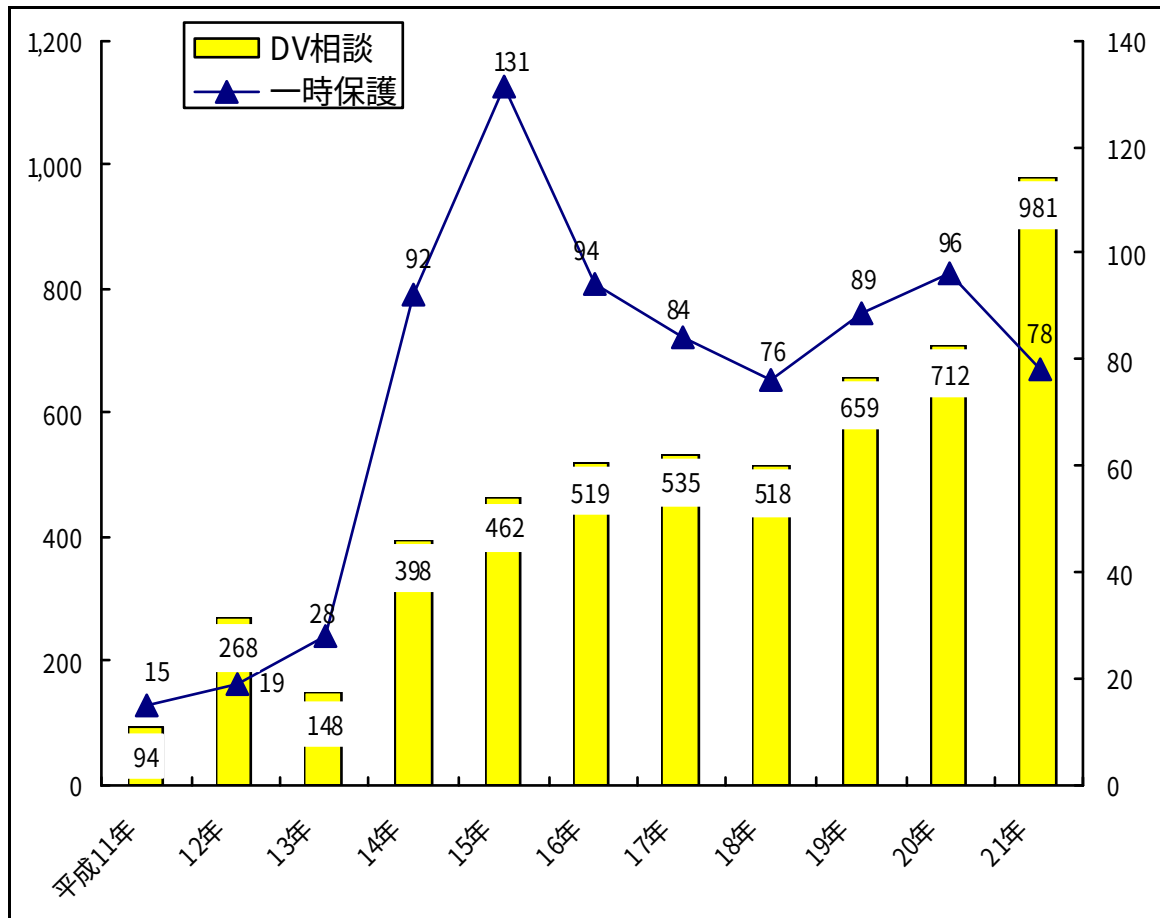
③ 配偶者等に対する暴力

平成21（2009）年の本県の婦人相談所等へのDV相談件数は、981件で増加の傾向にあります。また、一時保護件数は、78件となっており、平成16（2004）年の94件からほぼ横ばいの状況です。

性犯罪など明らかな犯罪行為はもちろん、ストーカー行為や配偶者等からの暴力、虐待などは法律の整備は進んできているにもかかわらず、一向に後を絶たない現状にあります。

また、DVが起きている家庭では子どもに悪影響を及ぼす可能性が高く、子どもの心のケアの重要性が広く認識されています。

【参考】DV相談件数及び一時保護件数（鳥取県）



(2) 課題

① 社会制度や慣行

住民一人ひとりが生き生きと輝く社会を作るためには、自治体、企業、地域団体などにおいて、物事を決める場への女性の参画を進める必要があります。

あわせて、男女共同参画に対する理解を広めるため、教育と学習機会、広報・啓発活動を充実することが必要です。

② 仕事と生活の調和

雇用分野においては、実質的に男女平等の機会が確保され、待遇も平等となるような対策を進めることが重要です。このため、性別にかかわらず個人としてその能力を十分発揮できるように、企業側は、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（注16）に努め、一方では、女性労働者の側も積極的に力をつけていくことが大切です。

また、女性も男性もともに家族、地域の一員としての責任を担うため、仕事中心のライフスタイルを見直して、仕事と生活のバランスがとれた生活、働き方へ変えることが必要です。

注16）積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女共同参画基本法第2条第2号において、
自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれかの一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。

③ 配偶者等に対する暴力

配偶者等に対する暴力の予防と根絶に向けて、女性はもとより、男性、若者や高齢者を含めて各層に幅広く理解されるよう、あらゆる場面で暴力のない社会づくりを進めることが必要です。

④ 女性の健康

女性は、妊娠や出産など人生のそれぞれの段階で、男性と異なる健康上の問題に直面することの理解を広め、正確な知識・情報を基に健康な生活が送れる環境を整えることが必要です。

3 取組方針

（1）教育・啓発の推進

① 学校教育における男女共生教育の推進

すべての子どもが、性別にとらわれることなく、一人ひとりの違いや良さを認め、あるがままの自分を大切に自立者として生きていくことが重要です。そのために、男女が共に支え合って生きていくことを学習する男女共生教育の推進に努めます。

○ 児童生徒が自らの能力を開発し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を主体的に選択できるよう一人ひとりの進路保障に努めます。そのためにすべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識を隠れたメッセージとして児童生徒に伝えていないか、絶えず点検し見直すことに努めるとともに、雑誌、テレビ等のメディアに描かれている性差別の情報を読み解く能力（メディアリテラシー）を高める指導に努めます。

- 人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くために、お互いの身体や健康に関することについて自己決定できる学習の推進に努めます。

② 社会教育及び啓発における男女共生教育の推進

長い年月をかけて人々の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画は単に女性の問題ではなく、男性も含めたすべての県民に関わる問題であるとの認識を深めるための家庭・職場・地域を通じた生涯学習や啓発活動に努めます。

また、女性が男性と対等の立場で社会のあらゆる分野に参画するには、女性のエンパワーメントすなわち女性自身が自分の置かれている状況を客観的に捉え、差別の実態を認識し、それらを克服して女性自身の能力を十分に発揮することが大切です。そのために女性自身の権利意識を育む学習やメディアの中にある性差別を批判的に読み解く学習を充実させ、具体的な行動を支援するネットワークづくりに努めます。

(2) 相談体制の充実

① 県における相談体制の推進

男女共同参画に関する県民の苦情・不服を処理する附属機関である「男女共同参画推進員」、性別による差別的取扱いなど男女共同参画が実現していないために困っていることに関する相談に対応する相談室（東中西部に設置）の周知に努めるとともに、その相談・支援体制の一層の充実を図ります。

② 相談業務に携わる方への指導・研修

相談や支援を担う人が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けた助言や援助が行えるよう、民生委員、人権擁護委員、医療従事者をはじめ相談業務に携わる人を対象とした男女共同参画に関する研修などを行います。

③ 市町村等の相談体制の整備の働きかけ

市町村が行う男女共同参画に関する相談窓口の整備について、単独での設置や近隣の市町村がまとめて整備する場合などには、その市町村の主体的な取組を支援します。

(3) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進

住民一人ひとりが輝く社会を作るためには、社会の構成員の意見を反映することを目的に、女性が政策・方針決定過程へ参画することが必要であり、男女のバランスを確保することが求められています。

このことから、次の取組を進めます。

○ 議会、審議会などへの女性の参画

議会や審議会などへの女性の参画が進むよう、セミナーの開催など学習、啓発の機会を提供します。

○ 自治体の管理職への女性の参画・登用

県では、性別を問わない能力・実績に基づいた管理職への女性の登用を進めるとともに、市町村においても取組が進むよう情報提供、意識の向上に努めます。

○ 企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおける女性の参画

方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰などを行います。

○ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及

形だけの平等でなく、現実に関機（チャンス）が利用できるような仕組みを広げていきます。

（４）男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進

① 企業経営者等の男女共同参画への理解

企業の経営者や労務担当者が男女雇用機会均等法、育児介護休業法などの法律を理解し守ることが重要であり、企業経営者等を対象とした人権教育、男女共同参画研修や各種法律・制度の普及啓発などに努めます。

② 仕事と家庭の両立に向けた職場ぐるみの取組の推進

男女とも働き方に対する考え方を変え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をすること（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

このことから、残業のない効率の良い職場組織に改め、男性を含めた働き方や固定的な性別役割分担意識を見直し、育児・介護休業法に基づく制度を定着させ、短時間勤務等の労働条件の整備など、ワーク・ライフ・バランスに対応した職場環境づくりを推進していきます。

③ 子育て支援の充実

仕事と子育てが両立できる社会を実現するため、子育て支援の充実が求められています。

このことから、市町村とともに子育て環境の整備や保育所、幼稚園、認定こども園、ファミリー・サポート・センターなどの設置・運営を支援します。

④ ひとり親家庭の自立の支援

ひとり親家庭が仕事と家庭を両立し、安心と喜びを持って子育てができるよう、生活支援、就業支援、経済支援などを推進します。

⑤ 男女に平等な機会が確保され、母性が尊重される企業の育成

女性労働者が性別により差別されることなく、妊娠、出産、子育てといった母性が尊重され、充実した職業生活を営むことができるよう、保育所、幼稚園などの子育て環境を整備、充実し、あわせて、妊娠、出産などを理由とする不利益な取扱いをすることがないよ

う、企業経営者を対象とした研修会の開催など、母性が尊重される企業を育成します。

⑥ セクシュアル・ハラスメント対策の推進

チラシ、ガイドブック等による各種法律・制度の普及啓発や広報誌による鳥取県内の労働・雇用関係情報の周知などによって、相談体制の整備や職員研修などの職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策を促進します。

⑦ 女性の職業能力開発の支援

女性の事情や訓練ニーズ、又は求人ニーズを考慮した様々な職業訓練の実施などによって女性の職業能力開発を支援します。

⑧ 雇用の場における積極的改善措置の推進

女性の管理職登用に向けた教育訓練を行うなど、積極的改善措置の取組を促進します。

(5) 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った正当な評価と能力の発揮

農林水産業、商工業など自営業においても、その担い手が男女にかかわらず持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程に参画できることが求められています。

このことから、研修会の開催や戸別訪問等による家族経営協定締結の推進などにより地域社会や職種に残る固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行などの見直しを進め、あわせて女性自身の参画意識の高揚と必要な知識、技能の習得などを推進します。

② 農業協同組合や商工団体への女性の登用

農業協同組合や商工団体における女性農業委員や女性役員など自営業団体の女性役職員の増加が重要であり、知識・技能の向上を目的に、商工団体等による意識啓発研修の実施支援や女性農業委員の能力向上のための研修会開催支援などに取り組みます。

③ 起業家を目指す女性の支援

女性が自らの能力を発揮し、あわせて女性起業家が活躍することにより地域社会や経済への活性化につなげることが求められています。

このことから、女性グループの地域活動や生産活動、並びにいったん育児などのために退職した女性が再チャレンジとして行う SOHO（注17）など女性の起業を支援します。

注17） SOHO：「スモールオフィス／ホームオフィス」の略。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピューターネットワークで結び、仕事場としたもの。あるいは、コンピューターネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。

(6) 男女でともに担う家庭・地域生活の実現

① 男女共同参画の視点に立った家庭と地域における教育の推進

家庭では、男女共同参画の視点に立って男女平等意識を高め、家族全員が協力し助け合って暮らすことの大切さを理解することが重要です。また、広く住民を対象とした男女共同参画の視点に立った生涯学習講座などを充実することが求められています。

このことから、生涯学習講座等の企画者への研修の実施などの取組を促進します。

② 男性の男女共同参画の学習機会の提供

男性の男女共同参画への理解を進め、家事、子育て、介護等を男女で担うため、男性を対象とした研修会の開催などに取り組みます。

③ 地域社会の様々な分野での男女共同参画の推進

女性防火組織の育成強化をはじめ、環境問題に関する地域や学校における取組など様々な地域活動に老若男女がともに参画し、地域の課題や今後について一緒に話し合い、決定し、実行していくことが求められています。

このことから、講師の派遣や財政的な支援などを行って、地域や団体の自主的な学習や研修を促進します。

(7) 配偶者に対する暴力の根絶

① 暴力を許さない社会を実現するための教育・普及啓発

DVについての認識は少しずつ浸透していますが、家庭内の問題であり被害者にも原因があるという認識に立つ発言も見られるなど広く県民に理解されているとはいいいがたいことから、引き続きDVは犯罪であり、重大な人権侵害であるという社会的な認識を深める啓発を実施します。

② 被害者保護・支援対策の整備

本県においては、民間シェルター等の支援団体等と協働し、被害者の安全な避難場所の確保など、全国に先駆けて、被害者保護・支援を実施しています。

また、DV防止法の対象外となる配偶者以外の恋人、親、兄弟等からの暴力被害者についても、一時保護ができるよう対応しています。

引き続き、支援の充実を図るとともに、都道府県によって格差があることから、被害者が全国どこでも同じ水準で支援が受けられるよう全国に情報発信し、また国に要望します。

③ 相談体制の充実

DV被害及び女性に関する相談については、圏域ごとに設置したDV相談支援センターで引き続き24時間体制で対応していくとともに、市町村や関係機関、住民団体と連携・協働して、相談機能の強化に努めます。

④ 被害者の自立支援

DV被害者がそれまでの生活を離れ、新たな環境での自立を選択することができるように、住居の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアなど被害者の回復と経済的自立を併せた支援を行います。

⑤ 子どもの心のケア、支援

DVを身近に見てきた子どもにはDVから逃れた後にもさまざまな症状や問題行動があらわれる場合があります、そのような子どもの心のケア、保育の確保や発達の支援とともに個々の状況に応じた学習支援を行います。

⑥ 未然防止対策

新たな被害者、加害者を作らないため、若年層が正しい認識を持ち、男女が対等な立場で尊重しあう関係についての理解を深める教育・啓発を実施します。

⑦ 関係職員の研修の充実

二次的被害の発生を防止し、守秘義務の遵守を徹底するため、対応マニュアルを作成し、被害者の相談・支援にかかわる関係機関職員の研修の充実に努めます。

(8) 少年少女が健やかに成長できる環境づくり

少年少女が健やかに成長できる環境づくりを目指し、性的な感情を刺激したり、粗暴性・残虐性を誘発する有害な情報を含む書籍、ゲームソフトなどの販売、貸出等や、インターネット上の有害な情報の閲覧の規制のため、鳥取県青少年健全育成条例の適正な運用に努めます。

(9) 女性が健康に生きるための支援

① リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい知識の普及

女性の人権を基礎とした正しい性教育など正確な知識・情報によって女性が主体的に行動し、健康な生活を送れること、そしてそれが尊重されることが求められています。

このことから、学校における性に関する教育の充実、心や性等に関する健康問題への教育・啓発や相談によって、男女が互いに性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認めあう社会づくりを推進します。

② 妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策の推進

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各ステージに対応した適切な健康管理が必要です。

特に、本県において、20歳未満の人工妊娠中絶実施率が全国上位という現状から、適

切な性教育の実施など家庭や学校、地域が連携した取組を推進します。

不妊に悩む人が安心して治療を受けることができるよう不妊の治療費の一部助成や不妊に関する専門的な相談窓口の設置など環境の整備に努めます。

③ エイズや性感染症等の対策の推進

女性の健康に大きな影響を及ぼすH I V・エイズや性感染症に対し、正しい知識の普及、相談・検査体制の充実など、感染の未然防止を図ります。

また、学校においても、児童・生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけるための性教育を実施します。

第3節 障がいのある人の人権問題

この基本方針における「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの障がい者手帳を持つ人のみならず、自閉症等の発達障がいを有する人及び難病等に起因する身体又は精神上の障がいを有する人で、継続的に生活に制約を受ける人を広く含めることとします。

1 これまでの動き

(1) 国際社会での動き

国連においては、昭和56（1981）年に「完全参加と平等」をテーマに「国際障害者年」を決議し、これを受けて、昭和58年（1983）年に「国連障害者の十年」が宣言された後、平成15（2003）年～24（2012）年の「アジア太平洋障害者の十年」まで、10年を単位とする長期計画が採択されています。

また、障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が平成20（2008）年5月に発効しました。

(2) 国の動き

障がいのある人の人権については、昭和45（1970）年の「心身障害者対策基本法」において、その総合的推進を図ることが明示され、昭和58年には、「国連障害者の十年」が宣言されたことを受けて、最初の障がい者施策の長期計画が策定されました。

平成5（1993）年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、障がいのある人への施策を総合的かつ計画的に推進するため、10年という長期的視点を持って障がいのある人の自立と社会参加に関する施策について計画を策定し、取組が進められています。

現在は、平成15（2003）から平成24（2012）までの障害者基本計画と、平成19（2007）年12月に決定された、同基本計画の後期5か年計画である新たな「重点施策実施5か年計画」に基づき障がい者施策の着実な実施が図られています。

また、障害者基本法の一部が改正され、目的に障がいのある人の自立や社会参加の支援が明示され、基本的理念に障がいを理由とする差別等の禁止が規定されました。

さらに、同法の趣旨を踏まえ、平成15年度から、障がいのある人に対する福祉サービスの提供について、行政が決定する措置制度から、利用者自らがサービスを選択し契約して利用する利用者本位の制度である支援費制度になりました。（児童福祉施設への入所措置及び精神障がい者福祉サービスは対象外。）

これにより、サービスの利用者数、事業数及びサービス量とも急激に増加するとともに、地域での自立した生活へ移行する気運が高まりました。

その一方で、サービス利用のための基準が未整備、障がいのある人の就労が進まない、財源問題からの地域格差などさまざまな課題も顕在化しました。

このことから、障がいがあっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して「障害者自立支援法」が平成18（2006）年に施行されました。

同法においては、身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がい種別ごとのサービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改められるとともに、利用者負担の見直しや、国の財政責任の強化を通じて、安定的な制度の構築が図られました。

しかしながら、あまりにも制度改正が性急であったため、当事者、家族及び事業者の不安や不満が多く寄せられ、法自体に対する強い批判につながりました。

国においては、この不安や不満を真摯に受け止め、度重なる対策が講じられてきましたが、平成21（2009）年に障害者自立支援法の廃止をmanifestoに掲げた民主党を中心とした内閣が発足したこともあり、現在、障害者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を構築するため、同年12月に内閣に障がい者制度改革推進本部が設置され、この本部のもとに設置された障がい者制度改革推進会議において検討が行われています。

また、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいという3つの枠組みでは適切な支援が難しかった自閉症、アスペルガー症候群等の発達障がいのある人に対して、その障がいの定義を明らかにするとともに、発達障がいを早期に発見し、生活全般にわたる支援体制の構築を図る「発達障害者支援法」が平成17（2005）年4月から施行されました。

（3）県の動き

本県では、平成5（1993）年に策定した「鳥取県障害者計画」、平成9（1997）年に策定した「鳥取県障害者計画7か年重点計画」に基づき、障がいのある人や関係者の意見を聞きながら、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた諸施策を進めてきました。そして、平成16（2004）～25（2013）年の10年間の障がい者関係施策推進の指針となる鳥取県障害者計画（新計画）を、平成16（2004）年11月に策定し、平成21（2009）年5月には、同計画策定後の情勢の変化、これまでの施策の取組状況を踏まえ、本県の障がい者施策を一層推進するため、一部変更を行いました。

また、障害者自立支援法により策定を義務付けられた、障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し、平成23年度を目標年度とする県計画である、「鳥取県障害福祉計画」を平成18年度から3年ごとに策定しています。

2 現状と課題

（1）社会全体の意識の変化

障がいのある人の自立と社会経済活動への主体的な参加意識が強まる一方で、障がいがある人もない人もお互いに助け合い、ともに平等に社会の一員として生活し、活動すると

いう「ノーマライゼーション」の理念が徐々に浸透しつつありますが、まだ充分ではありません。

また、障がいのある人が社会の一員として共に生活するためには、心のバリアフリーを推進することが必要です。

このため、県民、行政、企業、NPO及びボランティアが一体となって、啓発活動の一層の推進を図っていくとともに、公共サービス提供事業者等に対する理解の促進と、学校教育、社会教育における障がいについての正しい理解を深めるための更なる内容の充実が求められてきます

さらには、障がいのある人自身も社会の構成員としての役割を担うことが一層求められてきています。

また、障がいのある人が障がいのない人も共に活動するために、NPOやボランティアの活動を活発化させるとともに、障がいのある人のボランティア活動や文化芸術活動への参加等、社会参加・参画を支援する必要があります。

加えて、様々なレベルの行政施策に障がいのある人の意見が十分反映されるようにするためのシステムを構築する必要があります。

(2) 障がいのある人に対する福祉サービスの提供

障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障がいのある人がニーズに応じたサービスの選択が可能となるよう、地域の自立支援協議会等を活用しながら、社会資源の充実に向け取り組むことが求められています。

(3) 地域生活への期待の高まり

地域において自らが生き方、受け取るサービスを選択しながら生活をしたいと考える障がいのある人が増えており、本県でもそれに対応できる地域福祉サービスの充実並びに住まいと働く場の確保、移動支援、情報アクセスの保障等が急務となっています。

そこで、障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報を提供するとともに、一人ひとりの相談に的確に応じ、適切なサービスを総合的に調整する相談支援の一層の充実が必要です。

また、障がいの重度化若しくは重複化又は障がいのある人の増加若しくは高齢化が進行する中、この状況に対応できる各種支援施策等、障がいのある人が安心して地域で生活できる施策の充実が必要となっています。

加えて、障がいのある人が社会的に自立し、その適性と能力に応じて可能性を十分広げ安定した生活を送るため、労働、教育、保健及び福祉の関係機関の連携強化等による一層の雇用・就業の促進を図ることが必要です。そして、すべての人が安心して生活し、社会参加できるようにするための地域基盤の整備が必要です。

(4) 市町村の役割の重要性

障がいのある人に対する保健・福祉サービス、とりわけ地域生活を支えるサービスについては、実施主体である市町村の役割が極めて重要であり、障がいのある人への総合的な保健・福祉サービス提供のために、すべての市町村が地域の実情にあった独自の障がい者計画を策定し、計画的な施策充実に取り組むことが求められています。

3 取組方針

(1) 教育・啓発の推進

① 障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進

学校や地域など身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくことや、すべての人が社会での役割を持ち、意味ある存在であることを認識し、豊かな心を育み合うものとしての人間関係を築くことが大切です。

学校教育では、体験、学習を通して、障がいの種類や程度による障壁の違いを理解し、人権侵害の実態について正しく認識し、障がいに応じて正しく対応するために、障がいのある幼児・児童・生徒との校・園内での交流やふれあい及び共同学習の充実が必要です。

また、障がいのある人に対する偏見や差別は、障がいのない人の問題であることの理解、自分自身の考え方を振り返り、共に生きていこうとする態度の育成が重要です。あわせて、保護者への啓発も必要です。

社会教育では、ノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザインに対する理解や普及、障がいのある人への正しい認識や障がい者施設等への理解、福祉制度についての情報提供、交流やふれあいの機会を多く設けることなどが大切です。

② 「あいサポート運動」の推進

あいサポート運動（注18）を県民に周知するため、様々な媒体や機会を活用しながら幅広い県民の参加による啓発・広報活動を積極的に推進します。



（あいサポートバッジ）

注18）あいサポート運動：

障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を図るため、多様な障がいの特性、障がいのある人が困っていることや、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、日常生活の中で障がいのある人が困っている時などにちょっとした手助けや配慮を
実践する人（あいサポーター）を普及する運動

③ 障がいの原因となる疾病など保健・医療の正しい知識の普及

障がいの原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等の予防と治療について県民に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する偏見・差別をなく

すよう努めます。

(2) 自立支援を重視した相談体制

① ケアマネジメントの推進

障がいのある人の自立した地域生活を支えるため、当事者を中心に据えた個別支援会議の開催、ケアマネジメントの手法を活用した実践等によって、個別のニーズ・課題を把握するとともに、その中で明らかとなった課題等について、地域自立支援協議会で報告することにより地域全体で共有し、その解決につなげていく体制の充実を図ります。

あわせて、相談支援の手法を正しく理解し、的確に応用・実践する力のある専門相談員の資質向上に取り組みます。

② ピア・カウンセリング等の当事者活動・家族活動等への支援

障がいのある人及びその家族がその持てる力を発揮することは、障がいのある人の自立と自己実現にとって重要なことです。このため、ピアカウンセリング・ピアサポート（障がいのある人及びその家族が相互に相談に応じるなど、支援し合うことをいう。）等の当事者活動・家族活動等を支援します。

(3) 障がいのある人の地域生活移行に係る支援の充実

① 訪問系サービスの充実

障がいのある人が自己選択・自己決定により地域で生活できるようにするため、居宅介護等の訪問系サービスについて、様々な障がい特性に対応する事業所の確保に、市町村と連携して取り組みます。

② 短期入所事業所の確保

家族や保護者の病気その他の理由により、家庭で介護を受けることが一時的に困難な場合に利用する短期入所（ショートステイ）について、市町村とともに事業所数の増加を目指します。

③ 日中活動の場の確保

障がいのある人が自己選択・自己決定により地域で生活できるようにするために、市町村とともに障がいのある人の利用ニーズに対応する日中活動系サービスの一層の充実を図ります。また、障がいのある人やその家族等に対して、日中活動系サービス制度の一層の周知を図ります。

④ 生活の場の確保

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）事業を行う意向を有す

る事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、障がいのある人の生活の場の確保に取り組めます。

⑤ サービス提供に関する職員の養成

各地域におけるサービスの質の向上を図るため、サービス提供責任者・管理者のみならず、直接サービスを提供する職員を対象とした研修を充実させます。

(4) 権利擁護の推進

行政が決定する措置制度から、利用者自らが福祉サービスを選択し契約して利用する制度へ移行するなど、障がいのある人が地域において自立した生活を営むことができるよう自己選択・自己決定の尊重が具体化されてきています。

しかし、判断能力が不十分である人については、自己選択・自己決定に関して支援が必要であり、以下のように取り組んでいきます。

① 成年後見制度の活用促進

判断能力が不十分な人に代わって判断し、財産や金銭の管理など様々な法的手続などを行い、当事者の望む暮らしを支援する成年後見制度について普及啓発に取り組めます。

また、成年後見制度の利用促進のため、市町村の成年後見申立に係る補助金の利用を促進するとともに、県としても地域で成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組みづくりを推進します。

② 地域福祉権利擁護の活用促進

判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活を送れるため、日常的な金銭管理をはじめとした福祉サービスの利用を援助する地域福祉権利擁護事業（鳥取県社会福祉協議会実施）について、費用を助成するとともに、普及啓発に取り組めます。

③ 福祉サービスに関する運営適正化委員会の周知

福祉サービス利用者の権利を守るため、苦情解決事業に係る事業者向けの研修会の開催や苦情対応事例集等の事業者への配布を行い、運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業の周知を図ります。

(5) 障がいのある人の就労に対する支援の充実

① 事業所に対する障がいのある人の雇用についての啓発

平成21(2009)年6月1日現在で、従業員が56人以上の県内事業所の約4割が、障がい者法定雇用率(1.8%)を達成していません。障がいのある人が就業するために、事業主の理解が求められています。

このことから、障がいのある人の雇用に積極的な事業所や優秀な勤労者等について知事表彰を行い、さらに毎年9月の障がい者雇用支援月間に、鳥取労働局、(社)高齢・障害者雇用促進協会と連携し、雇用促進セミナーを開催し、障がい者雇用について啓発活動を行っています。

また、障がいのある人を雇用している事業所は、障がいのある人が能力を十分に発揮することができ、障がいのある人も周囲の人も働きやすい職場づくりに取り組むことが必要です。そのために、障がいの特性を理解するための企業内啓発に、鳥取障がい者職業センターや各障がい者就業・生活支援センターと連携して取り組んでいます。

② 障がいのある人の雇用の場の拡大、多様な就労形態の充実

障がいのある人が就業するためには、一般就労はもとより、在宅就労、グループ就労等の多様な就労形態を充実することが必要です。

このことから、県では障がいのある人の雇用の場を拡大するために、東・中・西部に設置している障がい者就業・生活支援センターに職場開拓支援員を配置し、職場開拓を行っています。また、安定した職業生活を送るためには、関係機関が連携して支援を行うことが必要です。

このことから、東・中・西部の圏域ごとで、関係者と定期的に情報交換を行い、連携を図ります。

さらに、障がいのある人を雇用している事業所との連携としてジョブコーチや障がい者就業・生活支援センターの支援員が事業所の中に入り、障がい特性や就業する上での配慮事項等を助言していきます。

③ 障がいのある人の職業能力開発の充実

高等技術専門校では就職を目指して職業能力・就労意欲を高める訓練を実施しており、より早期に安定した就労を目指し、事業主への委託により実施する訓練を関係機関との連携により充実させます。

④ 就労支援事業所等の充実強化

企業等が既存の建物等を活用する障がい福祉サービス事業（就労移行支援事業・就労継続支援（A型・B型）事業等）について、企業等へ積極的に働きかけや移動支援を行うことなど、新規の事業参入を支援することにより、市町村と連携して、利用者ニーズに対応したサービス提供体制の確立に努め、障がいのある人の働く場や就労機会の拡大を図ります。

⑤ 県における障がいのある人の雇用

県では、身体障がいのある人を対象とした職員採用試験を実施しており、また、知的障がいのある人などを非常勤職員として雇用しています。

さらに、障がいのある人の教員免許取得状況等を踏まえつつ、教員採用試験において、障がいのある人の採用枠を設置する等、教育委員会における実雇用率の上昇に努めています。

また、今後も、県における障がいのある人の継続的な雇用を推進していきます。

(6) 暮らしやすいまちづくりの推進

① 地域における支え合いの推進

障がいのある人が、地域で安全・安心に生活し、社会参加できるように、あいサポート運動の浸透を図るとともに、ボランティアや自治会など地域に根ざした様々な組織・団体等による住民参加型のネットワークづくりを進め、地域全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進していきます。

また、防災・防犯対策として、地域における障がいのある人の援助に関する知識の普及を図るとともに、障がいのある人に対しても防災・防犯知識の普及に努めます。

また、市町村に対しても、要援護者に配慮した市町村防災マニュアル作成指針を作成するなど災害時における障がいのある人の安全が確保されるよう支援していきます。

② 住宅セーフティネットの構築

○ 県営住宅における優先入居制度の継続実施

県営住宅の入居について、障がいのある人をはじめ住宅の確保に配慮を要する世帯を優先します。

○ 民間賃貸住宅への入居推進

障がいのある人等が安心して入居、居住できる民間賃貸住宅及び障がいのある人等の民間賃貸住宅への入居、居住を支援する不動産事業者、福祉関係団体を登録、公表します。また、障がいのある人等を受入れる民間賃貸住宅のバリアフリー改修に要する経費の一部を助成します。

③ 公共的施設、公共交通機関等のバリアフリー化の推進

鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安心してあらゆる分野の活動に参加できるよう、行政、事業者・県民がそれぞれの責務を果たしながら、ユニバーサルデザインに配慮した建築物、歩道(道路)、公共交通機関、公共工作物(案内標識等)などバリアフリーな生活環境の改善・整備を促進します。

ハートフル駐車場利用証制度(注19)により、歩行が困難な人などのために設けられた専用駐車スペースが適正に利用されるよう努めます。

また、障がいのある人等が講座、研修会、各種イベント等に自由に参加し、楽しむことができるよう、障がい等に配慮したイベントの手引きの普及を図るなど、事業運営面でバリアフリー化を推進します。



注19) ハートフル駐車場利用証制度：

身体等に障がいのある人や高齢者、難病患者等で歩行が困難な人、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な人などに、「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が県と協定を結んだ施設に設けられた専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を利用できる制度

(案内表示ステッカー)

④ 情報・コミュニケーション施策の充実

○ 視覚障がいのある人への情報・コミュニケーション施策

点字図書館をはじめ、点字・音声及びITによる情報入手の手段の充実を図るために必要な拠点の機能を強化します。

あわせて、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を進めるとともに、点訳・朗読奉仕員制度を広く周知して、その活用を促進します。

○ 聴覚障がいのある人への情報・コミュニケーション施策

当事者や関係団体と協働し、既存施設の活用等により、聴覚障がいのある人の情報提供拠点の強化を図ります。

あわせて、手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成を進めるとともに、市町村と協働して、障がい保健福祉圏域を基本とした手話通訳者等の派遣体制の確立を図ります。

また、県政テレビ番組について字幕や手話通訳を挿入するなど、様々なメディアによる情報提供にも配慮していきます。

○ 視覚と聴覚の両方に障がいのある人（以下「盲ろう者」という。）への情報・コミュニケーション施策

盲ろう者向けの通訳・介助員の養成と派遣体制の確立を図ります。

(7) 特別支援教育の充実

① 一貫した相談・支援体制の確立

幼（保）小中高（以下「各学校（園）」という。）の組織的連携を密にし、各学校（園）において障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりに応じた個別的教育支援計画を作成し、就学前から卒業後にわたる各段階に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

② 各学校における特別支援教育の推進、及び関係機関との連携強化

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）及び高機能自閉症などの発達

障がいを含めた障がいのある児童生徒の多様な教育的ニーズを把握し、適切な教育を受けることができるよう、東・中・西部の圏域ごとに障がいの種類や程度に応じた教育が行えるよう施設や設備の充実を図るとともに、特別支援教育に携わる教員の養成・研修、支援体制の整備にも努めます。

特別支援学校においては、教員の専門性の向上と施設設備の整備、医療・福祉・労働と連携に努めていくとともに、地域における特別支援教育の中核的機関としての機能の充実を図ります。

③ 学校及び地域社会における交流の充実

各学校（園）において、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との各学校（園）内での交流及び共同学習の充実を図ります。また、特別支援学級間や特別支援学校間において、障がいのある幼児・児童・生徒同士の交流及び共同学習にも取り組みます。

地域社会との交流を積極的に行うことで、地域社会における障がいに対する正しい理解と啓発を推進するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の社会性や豊かな人間性を育みます。

（８）精神障がいのある人の施策の充実

精神障がいのある人については、平成５（１９９３）年の「障害者基本法」の改正や、平成７（１９９５）年の「精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）」の改正により、障がいのある人と明確に位置づけられ、あわせて手帳制度も発足しました。

しかし、精神障がいに対する差別や偏見は依然として根強く残っている現実があり、また精神障がい福祉施策については、他の障がいと比べても歴史が浅いことから、一層の充実が求められています。

よって、社会の偏見や誤解を解消するための啓発を進めるとともに、精神障がいのある人に対する福祉施策を充実させ、保健医療との連携のもと、社会復帰と自立生活の支援を行っていく必要があります。

① 偏見・誤解を取り除くための精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発

精神障がいは、適切な治療の継続により症状の安定を図ることが可能ですが、障がいを理由とした誤解、社会的偏見及び差別が残っており、社会復帰及び社会参加を困難にしているため、県民の精神障がいに関する正しい知識の普及と啓発を強力に推進します。

② 障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進

（「３ 取組方針 — （１）教育・啓発の推進 — ① 障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進」を参照）

③ 精神保健・医療施策の推進

精神疾患に対して適正な医療が提供されるよう、精神科病院の指導を充実します。

輪番制による休日・夜間等の精神科救急医療システムが、患者や家族からの相談にも円滑に対応できるよう医療機関の連携を促進するなど、運用の充実を図ります。

また、精神科救急病院から他の病院への転院が円滑に進むようにするため、精神科病院間の役割の整理も含め、関係機関の連携強化を図ります。

さらに、精神疾患と骨折等の身体合併症のある患者については、適切な治療を受けられるようにするため一般病院と精神科病院の連携や役割分担を図るなど、入院医療体制の整備に向けた取組を進めます。

④ 地域生活支援の充実

精神障がいのある人が地域で生活していく上で、それを支える医療・福祉サービスの提供体制を整備していくことが重要です。

このことから、地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、市町村と連携して、相談支援、就労支援などの福祉サービス提供体制を整備します。

また、市町村等を通じ精神障がいのある人への障がい福祉サービスの利用を働きかけるとともに、精神障がいのある人の特性を理解した支援者の養成、及び制度利用のための体制の整備を進めます。

条件が整えば退院可能な入院患者については、障がいのある人の自己決定を第一に、ケアマネジメントの手法を活用して、社会資源を開発しながら、地域の精神科病院及び関連施設と連携して、地域への移行を促進します。

第4節 子どもの人権問題

1 これまでの動き

(1) 国際社会・国での動き

昭和22(1947)年の児童福祉法制定、昭和26(1951)年の児童憲章制定により、児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられなければならないとする児童の権利の基本理念が定められました。

国際連合では、昭和34(1959)年に「児童の権利に関する宣言(児童権利宣言)」が採択され、平成元(1989)年には「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択されています。(わが国では、平成6(1994)年に「子どもの権利条約」が批准されています。)

平成12(2000)年に、社会問題になっている児童虐待を防止するために「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。

平成15(2003)年から、次世代育成支援(家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する)という新しい考え方による子育て・子育て支援施策の推進が図られています。このための基本法として「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県・市町村に地域における子育て支援サービスの整備目標を盛り込んだ次世代育成支援地域行動計画の策定が義務づけられました。

平成22(2010)年4月に、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月にはこの法律に基づいた大綱「子ども・若者ビジョン」が定められました。

(2) 県の動き

平成12(2000)年に「やさしさとたくましさを併せ持つ子どもたちを育てるために」を基本理念とした「21世紀鳥取県教育ビジョン」を策定し、「子育て」を地域みんなで応援する社会づくりに取り組んでいます。

次世代育成支援対策推進法の制定を受けて、平成17(2005)年に「とっとり子ども未来プラン(鳥取県次世代育成支援行動計画)」、平成22(2010)年に「子育て王国とっとりプラン」を策定し、子育てをしている家庭が安心と喜びを持って子育てにあたっていくことを社会全体で応援する取組を進めています。

また、平成15(2003)年1月に「とっとり21世紀青少年育成基本構想」を策定し、子どもの健全な育成のために大人の果たすべき役割の明確化とこれからの青少年施策のあり方等の方向づけを行いました。

平成20(2008)年4月には「鳥取県青少年健全育成条例」を一部改正し、インターネット上での有害情報への対応強化、有害図書類の団体指定方法の導入、青少年の深夜

営業施設への立入制限等、青少年が健やかに育つ環境の整備を図っています。

2 現状と課題

(1) 社会の現状

児童福祉法や児童憲章の制定後50年余が経過し、また、平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約」が批准された後においても、なお、子どもを権利の主体として尊重しない家庭や、保護者の義務である子どもの発達段階に応じた適切な子育てが行われない家庭が見られ、子どもの権利が尊重されていない状況がまだ解消していないと考えられます。

また、核家族化や少子化などの進展により、地域の中で子ども同士のふれあう機会が減少し、地域社会のつながりも希薄になってきています。家庭では、子育てに悩みを抱える家庭が増加しており、身体的虐待・ネグレクトなど児童虐待（注20）等の相談も依然として多く寄せられています。

また、有害図書・薬物乱用など子どもの健全な発達を阻害する社会環境が懸念されています。

そして、子育てを家族や社会全体で行うことが理解され、実践も始まっていますが、社会への浸透という点ではまだ不十分だと考えられます。

注20） 児童虐待とは、保護者の児童に対する次の行為

- ・身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（児童ポルノの被写体とすることも含みます）
- ・ネグレクト：児童の健康を損なうほどの不適切な養育（食事を与えない、服を着がえさせない等）や児童にとって必要な情緒的欲求に応えない（愛情遮断等）ことなど、保護者としての監護を著しく怠ること。
- ・心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力（DV）を見せる等、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

【参考：県内の児童虐待相談件数】

種別	H17	H18	H19	H20	H21
身体的虐待	28	21	12	22	27
性的虐待	0	1	1	6	2
心理的虐待	19	9	2	8	19
保護の怠慢・拒否	52	44	32	50	20
計	99	75	47	86	68

(2) 家庭、地域社会、学校・保育所・幼稚園の状況

① 家庭

固定的な性別役割分担意識や家庭より仕事を優先する考え方が根強く残る中で、核家族化や都市化の進行に伴い、支え合う、助け合うと言った地域の共同体意識の消失等により、特に母親へ子育ての負担が集中する傾向があり、子育て不安を解消できない保護者が増えています。

そのため、本来家庭で培うべき基本的生活習慣を学校・保育所・幼稚園に求める保護者が増えてきています。

② 地域社会

地域においては、スポーツやボランティア活動に対して、地域社会の人々の参加意欲が高まっていますが、その一方で、子どもたちの生活も多忙になり、地域で子どもたちの声が聞こえなくなったことに加え、道で子どもたちに出会っても声をかけたり、挨拶しない大人も増えています。

このように地域社会における「大人と子ども」「子どもと子ども」の関わりが希薄になっており、また、都市化・過疎化の進行もあって、地域社会の教育力は低下傾向にあると考えられます。

③ 学校・保育所・幼稚園

学校・保育所・幼稚園では、保護者の夜型的生活習慣の影響により子どもの睡眠不足や朝食をとらないままでの登校・登園など、子どもに基本的生活習慣を身につけさせる上で不適切な状況が見受けられます。

また、学校では不登校、問題行動など様々な課題や、いじめ等による人権侵害の発生が見られます。

3 取組方針

(1) 教育・啓発の推進

○ 「子どもの権利」に関する理解の推進

すべての子どもには、心身ともに健やかに成長し自己実現を図っていく権利があり、社会の大切な一員です。この子どもの権利については、子どもが精神的・肉体的未熟さから単に保護の対象として見られがちであり、まだ十分に尊重されているとは言えない状況です。子どもは権利の主体者であり、個人として尊重されなければならないという考えを、すべての県民が共有する必要があります。

このため、地域・家庭・学校それぞれで、子どもの権利条約をはじめ子どもの権利に関する理解を深めていくことが必要です。

あわせて、日々の生活の中で、一人ひとりが人権を尊重し、自分自身と周りの人たちを大切にする態度を育んでいけるよう配慮していきます。

(2) 相談体制の充実

① いじめ、不登校、問題行動などに対応した相談体制の充実

いじめ、不登校、問題行動など、さまざまな不安や悩みを持つ子どもには、一人ひとりの心に寄り添った個別具体的で丁寧な関わりが大切です。そのためにも、学校、スクールカウンセラー、児童相談所などが連携をとり、民間団体と協働して、子どもを多面的に、きめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

② 育児相談の充実—家庭訪問、保健指導及び乳幼児健診等の活用

虐待者の多くは実の親であるという実態からも、育児不安を取り除くことが重要であり、妊産婦、乳幼児や学童期・思春期を迎える児童・生徒の保護者などを対象とした健康教育、保健指導、相談体制の充実を図ります。

- 妊産婦：喫煙や飲酒が妊婦や胎児に大きな影響を与えることから、妊婦やその家族に対しての相談、指導の充実を図ります。
- 乳幼児：乳幼児期から正しい生活習慣（食事・運動・睡眠など）の確立が図られるよう保護者への知識の普及を図ります。
- 学童期及び思春期：身体面及び精神面における発達が非常に大きい時期であるため、身体の発達や性についての正しい知識の普及を図ります。

③ 要保護児童・要支援家庭等への支援の推進

家庭での子育てが困難で支援を要する子どもたちや保護者を、社会全体で支えるために必要な施策の整備・充実を図ります。

また、児童相談所・児童養護施設・保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・子育てサークル・市町村、及び保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、子育て支援に関するネットワークづくりを進めます。

さらに、児童、保護者に対して個別のケースに応じた適切な援助を提供することができるよう、関係職員の資質向上と専門性の確保に努めます。

(3) 生きる力の育成と親になるための教育の推進

① 生きる力の育成に向けた学校教育の推進

変化の激しい社会を生きていく上において子どもに基礎学力を確実に身につけ、あわせて社会の変化に主体的に対応できる力を育てていくことが大切です。

学校においては、子どもが自分の適性や興味・関心に応じて進路を主体的に選択し、自己実現に向けて力が発揮できるようにするため、一人ひとりに応じた学習指導の充実とともに、体験的・問題解決的学習等を通じ、自ら学び自ら考える力の育成を図ります。

また、「子どもの権利」に関する理解については、地域の子どもの人権侵害の現実、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨等を踏まえ、具体的に学習を行うことが大切です。

② 家庭の教育力の向上

教育の原点は家庭教育であり、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、自制心や自立心など人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われると言われています。

家庭の教育力を高めるために、家庭教育の自主性を尊重しつつ、関係団体等との連携も図りながら、保護者を対象とした学習機会を提供することが必要となります。

また、地域の子育てサポーター等の養成を進め、保護者への働きかけの取組を工夫するなど、家庭と地域が連携した取組を進めます。

地域においては、つながりが弱まり、個人主義が浸透して、相互扶助や共に学び高めあう意識が薄れているので、公民館等の社会教育施設を拠点として、子どもから高齢者まですべての年代が“学び・体験・交流”することを進めます。

③ 体験活動を通じた豊かな人間性の育成

規範意識の低下、基本的な生活習慣の乱れなど、子どもたちに関する問題が深刻化する中で、地域総がかりで子どもたちの健全育成に取り組むことが求められています。そこで、地域の教育力（人材、風土、文化）を活用しながら、地域で子どもたちの体験不足を解消し、社会性・協調性を育む意識を高揚させるよう努めます。

④ 若者の自立とたくましい子どもの育ちの推進

子どもたちが生きる力を身に付け、将来にわたり社会の一員として自立して生きていくことが求められることから、小学校から高等学校までの発達の段階に応じて職場体験等とおして勤労観や職業観を育成するとともに、ボランティア活動等の体験活動をおして他者との関わりを大切にしながら主体的に行動できる力の育成に努めます。

⑤ 健康に生きるための体づくりの推進

生活様式の変化や携帯ゲーム機等の普及に伴い、屋外での運動や遊びなど体を動かす機会が減少し、子どもの体力・運動能力が昭和60年頃をピークに低下傾向にあります。また、運動する子と、ほとんど運動しない子との二極化傾向が見られます。

体力は、生きる力の源であり、活力ある生活を送るためにも重要です。

学校においては、体育・保健体育学習の充実を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、運動の日常化を推進し、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。

⑥ 未来の親となるための教育の推進

男女がともに家庭や地域の生活を創造することの重要性の理解を進め、子どもたちが将来を見通して主体的に意思決定し、行動できる力を育てます。

小・中・高等学校における「社会科」や「公民科」、「家庭科」、「特別活動」などの学習の中で、家庭は男女が協力して築くものであることを自覚させる教育を推進します。

また、中・高等学校における「家庭科」の学習や「特別活動」、「総合的な学習の時間」などを活用し、地域の保育所・幼稚園での体験活動等を通じて子どもを生み育てる意義や子育てに対する理解を図ります。

⑦ 思春期保健対策の充実

将来親になったときに、子育てを楽しみ、健全に育成することができるように、低年齢期から乳幼児と関わる機会を設け、その成長に合わせた体験と学習の場を提供するとともに、思春期に起こりやすい性の問題や様々な健康問題に関する相談・支援体制を整備し、未来の親になる子ども達を育みます。

(4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待（注20）防止対策については、発生予防、早期発見・早期対応、被虐待児童への適切な保護と自立に向けた支援などを柱として、保育所、学校、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関及び民間団体が連携を密にしながら一体となった施策を講じます。

児童、保護者に対して個別のケースに応じた適切な援助を提供することができるよう、職員の資質向上と専門性の確保に努めるとともに、住民団体を含む関係機関が日ごろから相互の役割、連携方法を確認し、相談後速やかにケース検討会を開催するなど、地域のネットワークによる迅速、適切な対応を進めます。

さらに、地域においては、子育てに関して気軽に相談でき、安心して子どもを預けることができ、子育てしながら働き続けることができる環境を整えるなど、地域で支え合うことができる環境づくりに努めていきます。

また、虐待の被害にあった子どもとその保護者に対する必要な指導・心のケア等を行います。

注20) 児童虐待とは、保護者の児童に対する次の行為

- ・身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（児童ポルノの被写体とすることも含みます）
- ・ネグレクト：児童の健康を損なうほどの不適切な養育（食事を与えない、服を着がえさせない等）や児童にとって必要な情緒的欲求に応えない（愛情遮断等）ことなど、保護者としての監護を著しく怠ること。

- ・心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力（DV）を見せる等、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

（５）要保護児童・要支援家庭への取組の推進

① ひとり親家庭の子育てや経済的な自立支援

ひとり親家庭の子育ての悩みへの対応、経済的な自立に向けた支援体制を強化し、父子家庭についても母子家庭と同様の支援が受けられるよう制度の充実を図ります。

② 各ライフステージを通じた一貫した障がい児支援

障がいのある子どもには、早い段階からその障がいの特性に応じた支援が必要であり、また、乳児期、就学前、学齢期、青年期など成長に伴ってその育ちの場も、支援を中心的に行う者も変わるため、子どものライフステージを通じた一貫した支援が重要です。

このため、総合療育センターをはじめとする療育機関の対応だけでなく、療育機関による保育所、幼稚園への機関支援を充実し、地域での支援体制の充実を図ります。

また、ライフステージによって支援がとぎれることのないよう、幼稚園・保育所と小学校間の引継ぎの円滑化、学校における一人ひとりの教育支援計画の策定徹底などにより、ライフステージの変化に対応できる情報共有と連携を図っていきます。

このほかに、障がいのある子どもの地域生活の支援の中心であり、早期発見・発見支援の役割を担う各市町村の障がい児支援のネットワークの充実を図ります。

③ 障がいのある人の子育て支援

障がいがある人も安心して子育てができるようにするため、障がいの状況に応じ子育てに関する適切な情報を入手できるよう配慮するとともに、保健・福祉・医療・教育・雇用等の関係機関が連携し、ケアマネジメントによる適切な相談・支援体制の整備を図ります。

④ 外国人の子育て支援

言葉・文化の異なる環境で不安を感じ、孤立しがちな外国人家庭の子育てについて、ボランティア通訳等の社会的資源の活用を促進するとともに、同じ体験を持つ人たちの相互交流による情報交換や仲間づくりなどによって、支援します。

（６）子育てを支援する社会づくり

① 利用しやすい保育サービスの提供促進

多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実、放課後児童クラブの設立促進、病児・病後児保育の促進、児童館など社会資源の活用等社会全体で子育てを支援します。

② 多様な働き方や社会参加を応援するための、社会全体の取組の促進

育児休暇を取得しやすい職場づくりや子育て期間中の勤務時間短縮等、子育てと仕事を

両立しやすい環境づくりを進めます。

詳細は「第2節 男女共同参画に関する人権問題－3 取組方針－（4）男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進」を参照

（7）母子保健・医療等の充実

① 子育て家庭の育成の支援

子どもの健やかな発育・発達のために、病気や障がいの早期発見及び発達面やしつけなど、保護者の育児不安に対して適切なアドバイスを行うなど支援していきます。

② 子どもと妊産婦の健康の確保

安全な出産及び出生後救命救急が必要な場合等に対応するため、新生児や妊産婦に適切な対応を実施できるように周産期医療の一層の連携充実を図ります。

また、妊産婦、乳幼児の健康教育、保健指導の充実を図ります。

③ 食育（食に関する教育）の推進

朝食欠食、栄養バランスの偏った食事、一人で食事をする、食事のマナーが身に付かない等の子どもが増え、食育の推進が求められています。

このため学校での、組織的、体系的な食育を推進していくとともに、「生きた教材」として学校給食を活用するなど総合的に食育を推進していくよう、栄養教諭の配置拡大を図ったり、研修会等を充実させたりしていきます。

また、食育ハンドブックや指導教材の活用を図り、食に関する指導の充実を図っていくとともに、学校給食・試食会等を通して、保護者への啓発や連携を図っていくよう働きかけていきます。

④ 子どもの医療の充実

小児がスムーズかつ適切な医療を受けられるよう、小児救急医療を含めた医療提供体制の充実を推進します。

（8）青少年の健全な育成のための環境整備の推進

① 子どものための健全な社会環境の整備の推進

インターネット、ゲームソフト、書籍等のメディアには有害な情報が存在するほか、深夜も営業を行う店舗が数多くあるなど、青少年の健全な育成を阻害するような社会環境が存在します。

このようななかで、鳥取県青少年健全育成条例の見直しや適正な運用により、有害図書類の販売規制やインターネットの利用環境の整備のほか深夜営業施設への立ち入り規制など、子どもの良好な社会環境の形成に努めていきます。

② 薬物乱用防止対策の充実

近年、青少年による覚せい剤事犯の検挙者数は、従来の「薬物乱用防止新五ヶ年戦略」などの成果により、減少傾向にあります。大麻、MDMA 等の錠剤型合成麻薬事犯については、全体の検挙者の6割から7割を未成年及び20歳代の若者が占めていることから、青少年を中心に乱用されている状況が懸念されています。

このことから、関係機関が連携して、子どもに対する薬物乱用防止教育の充実をより一層図ることが必要です。

学校においては、薬物乱用問題に関する専門家等による薬物乱用防止教室を開催し、乱用が心身に与える影響について正しく理解できるよう取り組んでいきます。

また、インターネットや携帯電話等の発達により、薬物の入手が容易になっていることから、薬物から子どもを守るための環境づくりについて、家庭や地域社会に対して、普及啓発を図ります。

③ 心や性等思春期保健対策の充実

性に関する悩みや不安及び心の健康問題を抱える児童生徒の増加、10代の性感染症や人工妊娠中絶率が高い現状があり、その対応が求められています。

心の健康問題については、保健体育科、道徳、特別活動を中心に心の健康に関する学習の充実を図るとともに、専門家派遣事業による臨床心理士等の個別相談の充実を図っていきます。

性の問題については、保健体育科を中心に教育活動全体を通じて、命の大切さや尊さに気づかせ、相手を思いやる心を育む指導の充実を図っていきます。また、関係機関と連携を図り、性教育推進委員会を開催し、性教育のあり方について協議していきます。

④ メディアリテラシーの教育の推進

ケータイ・インターネット（携帯電話・ゲーム機・パソコン等でのインターネット利用）の急速な普及の影で、子どもたちの健全な育ちが損なわれている現状があります。

教育現場のみならず、家庭や地域など社会全体で、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開して、子どもたちが被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

⑤ ケータイ・インターネットに関する保護者啓発

メディアの送り手を含めた関係団体等による協議会及びNPO等と連携し、フォーラムや草の根的な学習会の実施により、緊急かつ幅広く地域や保護者の啓発を図ります。

なお、学習会の講師には県が養成した「鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員」を派遣し、ケータイ・インターネットの光と影について理解を求め、社会全体での取組へと展開していきます。

(9) いじめ、校内暴力、不登校、少年非行等への対応の充実

① 人権侵害を受けた子どもへの支援

子どもをめぐる問題は相互に絡み合っている場合が多く、一つの現象面だけにとらわれず、その背景を探り課題解決を図る必要があります。被害者の不安を解消するための対応はもちろん、加害者も含めた当事者に対するきめ細やかな支援が行えるよう、相談・支援体制を充実させるとともに、県民や団体と協働を進め、市町村の取組を支援していきます。

② 悩みや問題を抱える子ども・居場所のない子どもの支援

実体験の不足等により精神的に未成熟な子どもたちが増加するとともに、不登校・引きこもり等の青少年の孤立化が懸念される中、社会教育団体やNPO等と協力し、そのネットワークやノウハウを活かしながら子どもたちを健やかに育む地域づくりを進めます。

また、ひきこもり（傾向）の生徒についての実態調査及び研究を進め、高校での中途退学、不登校からのひきこもりを防止し、早期介入・支援するための取組を検討します。

③ 地域の子どもへの支援

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりが求められています。

このため、小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を進めます。

第5節 高齢者の人権問題

1 これまでの動き

我が国は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により平均寿命が著しく延び、平成21（2009）年10月現在の高齢化率（総人口に占める65歳以上高齢者の割合）は22.8%となり、世界でも有数の長寿国となっています。

今後、戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」が65歳に到達されることもあり、一層高齢化が進行することが見込まれています。

こうした現状を踏まえ、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度についても、平成18（2006）年に「予防重視型システム」への転換として、要支援・要介護状態の発生や重度化への進行を予防することを目的に見直しが図られています。

また、社会問題となっている高齢者虐待について、高齢者の尊厳の保持のため高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要という観点から、平成18（2006）年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、早期発見、早期対応に向けた取組が行われています。

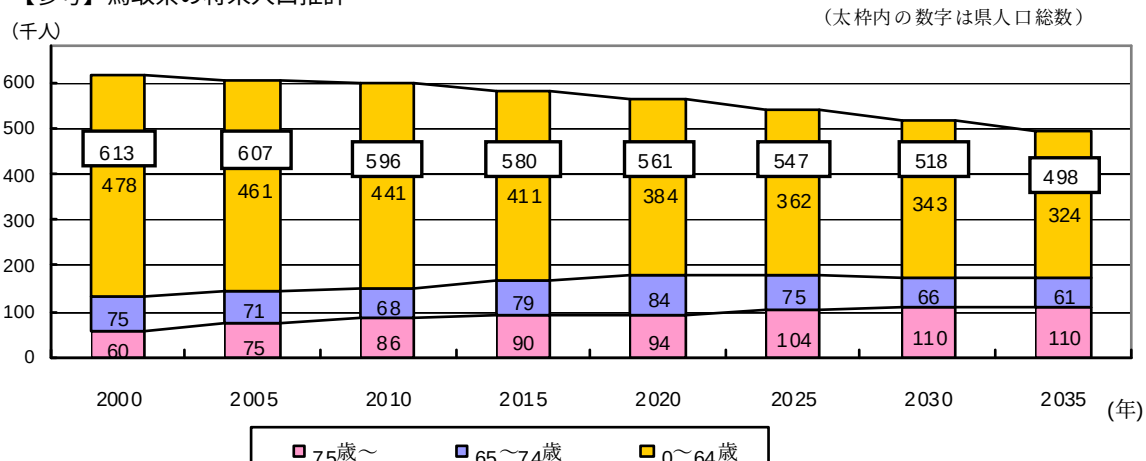
2 現状と課題

（1）全国より高い高齢化率

本県は、全国に先駆けて、高齢化が進んでいます。平成21（2009）年10月時点の65歳以上の高齢者は、15万4千人、高齢化率は26.1%となっています。

また、今後、平成47（2035）年には高齢化率は35%にまで上昇すると見込まれ、県民3人に1人は高齢者になると推測されています。

【参考】鳥取県の将来人口推計



国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」を基に作成（階層別人口の合計と総人口は四捨五入の関係で一致しないことがあります。）

(2) 生きがいを実感できる社会

高齢者の多くは、元気で自立した生活を送っていますが、生涯を健康で生きがいを持ちながら、「高齢者が地域社会の重要な一員」として、積極的な役割を果たしていくことができ、長生きの良さを実感できる社会の実現が求められています。

(3) 高齢者をみんなで支える社会

高齢化の進展に伴い、身体能力の低下や認知症等によって介護を必要とする高齢者が増加し、現時点では高齢者のうち約5人に1人が要介護・要支援認定を受けており、そのうち約半数が認知症と推定されています。

さらに、少子化や核家族化などの社会環境の変化により、高齢者のひとり暮らしや、高齢者夫婦のみの世帯が増加してきており、家族で介護する機能が低下してきている、あるいは高齢者の社会的孤立や生活不安を招いているなどといった問題もあります。

このような中、介護を行っている高齢者の家族や介護施設の従事者等による、介護放棄や身体的・心理的・経済的な虐待、さらには身体拘束が高齢者の人権に関わる深刻な問題として表面化しています。

毎年、県が実施している高齢者虐待に関する調査報告においても、平成20（2008）年度には県内の市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、116件（うち事実確認の結果虐待と判断したのは80件）、施設等の専門職による高齢者虐待に関する相談・通報は4件（うち、事実確認の結果虐待と判断したのは1件）という結果になっています。

【参考】県内の高齢者虐待の相談・通報件数

	H18	H19	H20
市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数	113	133	116
上記の相談・通報のうち、虐待と事実確認した件数	73	79	80
施設等の専門職による高齢者虐待に関する相談・通報件数	6	1	4
上記の相談・通報のうち、虐待と事実確認した件数	0	0	1

こうした状況を踏まえ、今後は一層、高齢者の人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、成年後見制度の活用を図りながら、高齢者に対するあらゆる虐待、身体拘束の根絶に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努め、高齢者をみんなで支えあい、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できる社会の構築に向けた取組を進めていく必要があります。

(4) 高齢者福祉施策の計画的な推進

本県では、介護保険制度の円滑な運営と高齢者福祉施策の一体的推進を図るために、平

成 21（2009）年 3 月に、「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（鳥取県老人福祉計画及び第 4 期介護保険事業支援計画）」を策定しました。

この計画では、高齢者が「長年にわたり社会の発展に寄与され豊富な知識と経験を持った方として敬愛されるとともに、生きがいを持って健全で安らかな生活が送れること」、「介護や支援が必要になっても、高齢者の尊厳が保たれ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができること」を基本理念としています。

この理念を明確にするため、10 年後の平成 31（2019）年における本県の高齢社会の目指すべき姿を掲げ、これを単に理想にとどめることなく実現していくため、具体的な施策について、広く県民の参加と協力を得ながら、市町村とも連携して、実施に努めます。

3 取組方針

（1）教育・啓発の推進

① 敬老意識の醸成

長年にわたり社会を支え、貢献してきた高齢者に対し、敬意を持って接するとともに、その培った知識や経験を地域社会の中で発揮し、積極的な役割を果たすことが重要であることを正しく理解できるよう意識の醸成に努めます。

② 「介護」の理解促進

今後、高齢者の増加によって、介護を必要とする方の増加も見込まれる中で、特に認知症の人をはじめとした要介護者の尊厳が守られ、要介護者、介護家族、介護サービス従事者を取り巻く地域社会における支え合いや交流が進展することが求められます。このため、多くの県民の間で、支え合いの輪が広がるように「介護」についての啓発を進めます。

③ 高齢者の権利についての学習

平成 3（1991）年の国連総会で採択された高齢者の人権を保障するための「高齢者のための国連原則（5 つの原則＝自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）」の視点に立った学習、そして高齢者を取り巻くさまざまな保健福祉制度の内容や成立過程の学習を推進することが高齢者の特性の理解を促進し、高齢者の人権を大切にすることにつながります。

④ 高齢者との交流の充実

高齢者の持つ豊かな知識や経験を児童生徒との交流学习や地域での活動の中で伝えていくことが大切です。また、高齢者の思いや願いを受け止め、生きがいや生きている喜び、命の尊厳が実感できる環境づくりが大切です。

（2）相談体制の充実

① 総合相談の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、住民に身近な市町村に設置され様々な相談や支援を行っている「地域包括支援センター」の周知に努めるとともに、その相談・支援体制の整備・充実を図ります。

② 家族介護に係る相談体制の充実

家族の過重な介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていく目的で平成12（2000）年に介護保険制度がスタートしましたが、今も認知症の人を介護する家族をはじめとして過重な家族介護の実態は変わっていません。このため、認知症の介護経験者や専門家が対応する電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、本人・家族への支援を行います。

③ 福祉サービス苦情解決事業の周知

福祉サービス利用者の権利を守るため、事業者向けの苦情解決事業に係る研修会の開催や苦情対応事例集等の事業者への配布を行い、あわせて鳥取県社会福祉協議会に設置している福祉サービス運営適正化委員会による苦情解決事業について周知を図ります。

(3) 高齢者の社会参加の推進

① 高齢者の地域デビュー支援

高齢者がその意欲や、今まで培ってきた技能、知識を活かし様々な場所で活躍できるよう、各種イベントや講座、就業などの情報を提供するとともに、地域活動を行っているNPO等との出会いの場を設定することにより、高齢者の地域デビューを支援します。

② 生きがいづくりなどを行う老人クラブの活動の支援

老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティアなど地域を豊かにする各種活動を行っています。この活動に対する支援を行うとともに、一層の能力発揮が期待される若手高齢者の組織化や加入促進を図る取組を支援していきます。

③ スポーツや芸術活動の促進

年齢にとらわれず、自らの責任と能力において、社会との関わりを持ち続けながら自由でいきいきとした生活を送っている高齢者を知事が表彰します。

また、高齢者のスポーツ大会や作品展を開催することにより、生きがいづくりを促進します。

④ イベントのバリアフリー化

高齢者等が各種講座、研修会、イベント等に自由に参加し、楽しむことができるよう、高齢者等に配慮したイベントの手引きの普及を図るなど、イベント等のバリアフリー化を

推進します。

⑤ 高齢者の就労促進

高齢者が長年培った知識、経験、技術を発揮することができる多様な形態による雇用・就業の機会を確保することが重要です。

そのため、高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の提供を行うシルバー人材センターへの支援・指導を行い、高齢者の就労を促進します。

(4) 高齢者の介護予防・健康づくりの推進

① 市町村及び地域包括支援センターの介護予防事業の支援

地域包括支援センターが質の高い介護予防プランを効率的に作成できるよう、職員研修を実施します。

また、市町村、地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者が、二次予防事業対象者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態と認められ、介護予防プログラムへの参加が望ましいと判定された方）に対する介護予防事業を効果的に実施できるよう、研修を実施するとともに、事業の質の向上のため、実施事業の調査・分析を行います。

② 介護予防体操の推進

元気な高齢者は支援や介護が必要にならないよう、また、支援や介護が必要な状態であっても重度化をできるだけ防ぎ自分らしい生活を実現するために、県内の地域の特色を生かした介護予防体操（ご当地体操）が啓発ツールとして一層効果を発揮するよう取り組み、介護予防の普及を図ります。

(5) 医療・福祉サービスの質の向上

① 介護従事者などの人材確保・離職防止

介護サービス事業者が、職員の研修受講を促進のため代替職員を派遣するなど、人材確保や職員の労働意欲向上に努めます。

また、介護従事者の確保に関する事業主からの相談に応じるとともに、潜在的な介護福祉士等を掘り起こすなど福祉人材の確保に努めます。加えて、介護福祉士・社会福祉士を養成・確保するため、就学資金貸付事業を実施します。

さらに、離職防止策として、介護分野に専門的知見をもつ専門員による事業所への訪問指導や、介護従事者の悩み相談への対応などにより、職員の定着可能な職場づくりを支援します。

② 介護サービスの質、ケアマネジメントの質の向上

介護従事者等が地域で積極的に事例検討会や研修会を開催し、互いに切磋琢磨しあう環境づくりを進めることにより、介護サービスやケアマネジメントの質の向上を図ります。

③ 介護サービスの質の評価、情報公表、適正化

必要なサービスや質の高いサービスに十分な給付がなされるよう、介護サービスの評価を進め、その情報を公表し、介護サービス等の適正化を推進します。

④ 「鳥取ふれあい共生ホーム」の整備推進

高齢者が住み慣れた地域の中で、障がいがある人や子どもと一緒にふれあいながら、安心・安全な生活が継続できるよう「鳥取ふれあい共生ホーム」の整備を推進します。

⑤ 地域ケアネットワークづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と福祉の連携が重要であることから、「顔の見える関係づくり」をさらに広めるための意見交換会や研修会等の開催により連携のためのルール等を検討することなどができるよう支援します。

⑥ 介護支援専門員による医療と福祉の連携の支援

ケアマネジメントの要である介護支援専門員が医療と福祉の連携（多職種協働）を進めることができるよう、介護支援専門員実務従事者基礎研修の内容に、県独自の内容として、「医療と福祉の連携」を追加するとともに、介護支援専門員更新研修では、講義時間を充実します。

（６）暮らしやすいまちづくりの推進

① 高齢期の「住まい」の情報発信、人材育成

自宅の改修や高齢期の「住まい」の選択を行う際の参考となるよう、平成２１（２００９）年度に作成した「高齢期の住まいガイド」を活用し、住まいに関する制度や受けられるサービス内容等について周知を行います。

また、高齢者等の相談対応を行う者（医療機関のソーシャルワーカー、地域包括支援センター職員等）や、高齢者向け住宅の管理及び見守り等を行っている者が、高齢者の住まいや住まい方について適切な助言ができるように研修を実施します。

② 要介護者等の「住まい」のバリアフリー化の促進

介護に必要な住宅改修に要する費用については介護保険の対象となっていますが、これに独自の支援を上乗せする市町村に対して財政的な支援を行います。

③ 高齢者施設のユニット化による個別ケアの推進

介護保険施設等について、在宅に近い家庭的な居住環境の中で生活できるような居住環境の改善（ユニット化）を県独自で支援し、個別ケアを推進します。

④ 公共施設等のバリアフリー化の促進

「鳥取県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安心してあらゆる分野の活動に参加できるよう、行政・事業者・県民がそれぞれの責務を果たすこと、並びにユニバーサルデザインに配慮しつつ、建築物、歩道(道路)、公共交通機関、公共工作物(案内標識等)などの生活環境の改善・整備を促進します。

さらに、ハートフル駐車場利用証制度(注19)により、歩行が困難な人などのために設けられた専用駐車スペースが適正に利用されるよう努めます。

注19) ハートフル駐車場利用証制度：身体等に障がいのある人や高齢者、難病患者等で歩行が困難な人、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な人などに、「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が県と協定を結んだ施設に設けられた専用駐車スペース(ハートフル駐車場)を利用できる制度

(7) 地域福祉の充実

① 住民参画による地域における支え合いの推進

独居世帯、核家族世帯、ひとり親世帯、複数の世代が同居する世帯など世帯の状況は多様化し、自立支援が必要な世帯も少なくありません。

そのため、ボランティアや自治会など地域に根ざした様々な組織・団体等による住民参加型のネットワークづくりを進め、住民全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進することにより、地域の中での孤立を防ぎ、又は生活上の問題を抱えた地域住民が声を上げ、あるいは発見される仕組み作り及び自立支援を図ります。

② ボランティアによるインフォーマルサポート(草の根活動)の促進

地域のインフォーマルサポート(介護保険制度等公的サービスではカバーしていない、見守り、片付け、付き添い、掃除等生活上の困りごとの支援)の担い手となるよう平成21(2009)年度に「生活・介護支援サポーター」を養成しており、引き続き地域の元気な人たちで支え合う活動を引き続き促進します。

③ 地域包括支援センターの地域づくり活動の促進

地域包括支援センターが、みんなが暮らしやすい地域を目指したネットワークづくりを進めるよう、同センターに対し先進的な取組や優良事例の情報提供を行います。

④ 成年後見制度の活用促進

判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見制度について普及啓発に取り組みます。

また、成年後見制度の利用促進のため、成年後見申立に係る市町村の補助金の利用を促

進するとともに、県としても成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組みづくりを推進します。

⑤ 地域福祉権利擁護事業の活用促進

判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活を送るため、福祉サービスの利用を援助する地域福祉権利擁護事業（鳥取県社会福祉協議会実施）について事業費を助成するとともに、普及啓発に取り組みます。

（８）認知症関連施策の充実

① 認知症医療、専門相談の充実、医療福祉連携の推進

認知症疾患医療センターを県内で４箇所指定し、認知症専門医療の充実、医療福祉連携の推進、専門相談の充実を図ります。

② 認知症連携担当者等の配置、質の高いケアを実現するための研修実施

地域における、医療と福祉の連携を推進するため、認知症疾患医療センター設置市町の地域包括支援センターに認知症連携担当者及び医師を配置します。

また、医療関係者及び福祉関係者が、多職種協働により質の高い認知症ケアを実現できるよう研修を実施します。

③ 認知症の早期発見、早期対応の取組の推進

先駆的事例等の研修や認知症早期発見・予防に関する機器の活用によって、市町村の早期発見や予防事業の取組を支援し、あわせて認知症の進行を遅らせる適切な医療・介護サービスの提供を促進します。

④ 地域密着型サービスの評価方法の改善

グループホーム、小規模多機能施設など地域密着型のサービスをより一層充実するため、サービス評価の質の確保を目的として、評価調査員の研修を行うとともに、評価調査員の更新制度の導入を検討します。

⑤ 「認知症にやさしいまちづくり」に向けた取組の推進

認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、民間との協働により、認知症サポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者）を養成するとともに、この認知症サポーターの存在や活動についての県民への周知を図ります。

また、認知症の人に対する見守り体制や、認知症ＳＯＳネットワークの構築、地域資源マップづくりなど、県内の先駆的モデルとなる市町村の取組を支援します。

さらに、圏域ごとに認知症講演会を開催する団体への支援など、認知症についての啓発を推進します。

⑥ 若年性認知症の人に対する支援

若年性認知症の当事者が集い、情報交換等を行う場の設置を促進します。

また、若年性認知症の人を支援するケアサポーターの養成などを行います。

(9) 高齢者虐待への対応

① 虐待の防止や早期発見・早期対応の取組の推進

現在、市町村が実施している虐待防止・早期発見等の先駆的事例等を広く共有し、実践につなげるよう、地域包括支援センター職員等に対する研修会の開催や情報提供を行います。

② 高齢者の権利擁護の体制の確保

高齢者虐待に関する相談機関である地域包括支援センターの業務を支援するため、弁護士、社会福祉士、医師等の専門家からなる相談体制を成年後見ネットワーク鳥取、同倉吉、及び同米子に整備します。

また、過重な家族介護が虐待のきっかけとなっているので、認知症の介護経験者や専門家が対応する電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、家族への支援を行います。

第6節 外国人の人権問題

日本以外で生まれた又は暮らした人あるいはその子孫達は、日本国籍を有していても、外見や名前などで社会から外国人として扱われるなど、必ずしも人権が尊重された状態が得られているわけではありません。このように、外国人の人権問題は、国籍に起因する人権問題としてではなく、外国にルーツをもつ人の人権問題として考える必要があります。このことから、この基本方針における「外国人」には、現在は日本国籍を有しているが、外国にルーツをもつ人も含むものとします。

1 これまでの動き

(1) 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」(人種差別撤廃条約)の国内における発効(平成8(1996)年)

これにより、人種差別や外国人差別等あらゆる差別の解消のためのさらなる取組や、国際的視野から一人ひとりの人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現が求められています。

(2) 国連の児童の権利に関する委員会からの勧告

平成10(1998)年に児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に関する日本の報告に対して、韓国・朝鮮籍の生徒の大学進学への不平等なアクセスに懸念が示され、このような差別的取扱いの調査と排除が勧告されました。また、平成16(2004)年にも外国人学校卒業者の大学進学資格基準の拡大は不十分と懸念されるとともに、マイノリティ(注21)の子ども達の自己の文化の享受等の機会の拡大が勧告されました。

注21) マイノリティ：少数者のこと

(3) 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年策定)における推進方策

国において、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や背景を受け入れ、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重されるために、啓発、教育、相談などの取組を積極的に推進することとされました。

(4) 「地域における多文化共生プラン」の策定(平成18(2006)年)

国が、国内の外国人登録者の急増に伴い、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増してきたとして策定し、各都道府県及び市区町村に多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施することを求めました。

(5) 「雇用対策法」の改正(平成19(2007)年)

急増する外国人労働者に対応して、事業主に対して雇用管理の改善、離職時の再就職援

助などの努力義務が課されました。

(6) 「出入国管理及び難民認定法」の改正

○ 平成19(2007)年の改正

平成11(1999)年の外国人登録法の一部改正により、指紋押捺制度の全廃などが実施されましたが、アメリカ同時多発テロ事件などの国際的テロ事件を未然に防止する対策の一環として、日本国籍を有しない人が日本へ入国する際には、指紋及び顔写真の個人識別情報を提供することが義務付けられました。

○ 平成21(2009)年の改正

在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、在留資格の「留学」と「就学」の一本化などが盛り込まれ、公布日(平成21(2009)年)7月15日)から3年以内に施行されます。

研修・技能実習制度の見直しによって、実務研修を行う場合は、原則、雇用契約に基づき技能修得活動を行うことが義務づけられ、その活動に労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されることになりました。また、この研修・技能実習制度の見直しについては、平成22(2010)年7月1日に施行されています

(7) 国籍法の改正(平成21(2009)年)

父が日本人である場合、届出により非嫡出子も日本国籍を取得することが可能になりました。現在、基礎的行政サービスを提供できるよう「住民基本台帳法」の日本国籍を有しない住民への適用が検討されています。

(8) 定住外国人への地方参政権について

現在、日本では日本国籍を有しない外国人には、法律上参政権が与えられていません。

この外国人参政権については、平成7年の最高裁判決において、一定の外国人に地方選挙権を付与することに関し立法裁量を認める判断が示されたところですが、その後も、国会において様々な議論がされています。

本県の県議会では、平成6年に、地域社会の一員として定住外国人の役割が重要になっているとして、定住外国人の地方参政権の確立を強く要望した「定住外国人の地方参政権の確立を求める意見書」が議決されましたが、平成22年には、国民の幅広い議論を喚起しつつ、地方の意見を十分に尊重すべきであり、拙速な法案提出は慎むべきとする「永住外国人への地方参政権付与に対する意見書」が議決されました。

この問題は、様々な論点を背景とした複雑な問題であり、諸外国でも、制度導入の際には多くの議論が行われ、各国の事情に応じた解決策が見出されています。今後、日本でも国全体の問題として、国民理解を得るための多角的な議論をすることが求められています。

(9) 「鳥取県の将来ビジョン」における多文化共生社会の実現

県では、平成20（2008）年に策定した「将来ビジョン」において、外国人でもストレスが少なく、安心して働き、生活・滞在できる多文化共生社会の実現を目指すこととしています。

2 現状と課題

(1) 現状

県内には約4,300人の外国人が暮らしており、これは県人口の約0.8%となっています。その3分の1を韓国・朝鮮籍の人が占めていますが、多くは過去の我が国による植民地支配など様々な歴史的経緯によって我が国に定住するようになった人たちとその子孫です。

【参考】県内外国人登録者国別推移

年	総計	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	米国	その他	国籍数
10	3,517	739	1,589	467	206	71	445	57
11	3,579	905	1,568	459	150	76	421	60
12	3,856	1,157	1,525	503	150	79	442	63
13	4,374	1,450	1,534	634	136	92	528	61
14	4,376	1,565	1,508	585	126	114	478	62
15	4,490	1,716	1,470	578	118	117	491	61
16	4,739	1,939	1,466	595	86	120	533	63
17	4,961	2,186	1,424	598	81	119	553	61
18	4,959	2,351	1,346	593	40	116	513	63
19	4,751	2,246	1,310	567	30	101	497	67
20	4,482	2,114	1,263	508	24	99	474	69
21	4,268	1,924	1,235	484	27	84	514	65

一方、留学・就学や教育・国際業務などをはじめとする様々な目的で県内に居住している外国人の数は増加しつつあります。とりわけ、県内企業での技能実習を目的とした中国からの外国人が急増しており、最近10年間で約4倍にまで増加しています。

また、米子ーソウル間の定期航空便、環日本海定期貨客船の就航等に伴い、主に観光目的などで一時的に県内に滞在する外国人の数も増加傾向にあります。

(2) 課題

現状から、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、地域における国際化の取組を進めていく必要があります。県や市町村、(財)鳥取県国際交流財団では、国際理解を推進するための講座や国際的な人権をテーマとした啓発イベント等を開催するとともに、外国

人が安心して暮らしていけるよう、日本語講座の開催、外国人の生活相談窓口の設置、外国語表記による生活情報の提供等に取り組んでいます。

しかしながら、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国と日本との関係や韓国・朝鮮籍の人が日本で暮らすようになった歴史的経緯、その実情等、国際社会に対する理解と認識は未だ十分とは言えない面があり、また、近年の在住外国人の増加に伴って、日常生活に関わる様々な分野で問題も生じてきています。

外国人の人権を尊重するためにも、国籍や民族などの異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認めることにより相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らし、自らの民族文化を身につけ、文化的誇りをもてる環境づくりが必要です。

3 取組方針

(1) 教育・啓発の推進

① 国際理解教育の推進

人権尊重を基盤に据えて異なる文化、宗教、生活習慣等における多様性を受け入れ、これを尊重するための教育の推進に努めます。学校教育においては、自校に在籍する児童生徒のルーツのある国や鳥取県が交流を進める環日本海諸国の文化や歴史を適切に指導していくとともに、留学生、帰国子女、地域に住む外国人等から体験談を聞くなど交流の機会を積極的に設け、外国人の価値観、文化、習慣についての理解を深める国際理解教育の推進に努めます。社会教育においては、言語をはじめ文化や宗教、習慣などの違いによる入居・入店拒否、就労の問題など地域社会にある課題について、小地域懇談会などを通じて具体的に学習することが大切です。

その際、在日外国人団体、民間の国際交流団体、(財)鳥取県国際交流財団などと連携し、さまざまな機会を通じて国際理解教育を推進するよう努めます。

② 多文化共生の実現に向けた啓発機会の充実

民族・国籍・文化の違いを越えて、共存共栄していく多文化共生社会の実現に向けた啓発を進め、国際的な人権意識の醸成を図ります。

なかでも、韓国・朝鮮籍の人が置かれてきた歴史的経緯や環境に対する認識は未だ十分ではないという現状に加え、近年、中国をはじめとする諸外国からの在住者が増加している中、異なる習慣・文化などについての理解が十分に進んでいないことが、差別や偏見を解消できない一因と考えられます。

このため、在住外国人の協力も得ながら差別や偏見の実情を把握するとともに、市町村、(財)鳥取県国際交流財団や民間国際交流団体等と連携・協働しながら、国際問題講演会や国際理解講座を開催するほか、公民館活動や地域活動において地域住民と外国人との交流を図る事業などを実施し、国際理解を深める機会の充実に努めます。

(2) 相談体制の充実

① 国際コーディネーターによる相談対応

(財)鳥取県国際交流財団においては、平成14年度より、在住外国人の相談業務等に対応するため、国際交流コーディネーター（英語・中国語を母国語とする外国人スタッフ）を配置していますが、多種多様な相談が増え、その内容も複雑・専門化しています。こうした状況に対応するため、各種専門相談機関と連携を図りつつ、平成20年度から整備しているトリオフォン（三者通話）機能も活用しながら、相談体制の充実に努めます。

また、外国人支援・相談の窓口が市町村単位でも設置されるよう促進します。

② 国際交流財団におけるサービスの周知

(財)鳥取県国際交流財団の各種在住外国人支援策について、ホームページやメールマガジン、機関紙など同財団独自の広報媒体に加えて、県の広報媒体も活用し、市町村や各種相談機関、高等教育機関、商工団体等とも連携して、広く県内の外国人に知られるよう努めます。

③ 多文化共生推進協議会（仮称）の設置

在住外国人の方々の意見を積極的にくみ取るため、在住外国人の方々、県、市町村、(財)鳥取県国際交流財団等がメンバーとなった多文化共生推進協議会(仮称)を設置し、その中で在住外国人の方々と意見交換をしながら、必要な施策を行政施策に反映するとともに、民間団体等との協働・連携を図りながら、多文化共生社会の実現に向けた取組を地域全体として推進します。

(3) 生活情報の提供の充実

① 生活情報の多言語による提供

○ 各機関の取組の促進

外国人が日常生活を送る上で必要な保健・医療・福祉、住宅、労働、教育などの情報を各機関ができるかぎり多言語で提供し、提供する機会や場所に配慮することが重要です。

○ 国際交流財団のサービスの充実

生活情報を多言語で、ホームページやメールマガジン、機関紙等の媒体で提供するとともに、外国語版のメールマガジンの配信をパーソナルコンピュータから携帯電話向けに切り替え、災害情報等の迅速な情報提供を進めます。

② 外国人に配慮した案内表示

在住外国人が生活しやすく、また、海外から多くの外国人が訪れ、滞在・交流しやすいよう多言語による案内表示の充実に取り組みます。

③ 通訳の支援

日本語で意思疎通が十分にできない外国人が安心して暮らせるよう市町村、(財)鳥取県国際交流財団や民間国際交流団体等と連携・協働しながら、外国人の文化的背景などをよく理解し、当事者の立場に立って通訳できるボランティアなどの人材育成・確保を図るとともに、円滑な支援につながる外国人と通訳ボランティアとの連絡体制づくりに努めます。

④ 日本語学習の支援

外国人が安心して働き、生活・滞在するために必要な日本語を習得できるよう、ボランティアと協力しながら日本語学習の機会を提供します。

(4) 医療、保健・福祉サービスの充実

① 医療、保健、福祉における通訳の支援

外国人の現状や通訳技術に加えて、医療の専門知識を学ぶ通訳ボランティア養成講座を行い、医療通訳ボランティアの養成を図ります。また、医療通訳ボランティアの派遣について周知し、利用を促進します。

さらに、養成された医療通訳ボランティアに対して、フォローアップ講座を実施するなど一層資質の向上を図ります。

② 在住外国人への年金支給に関する取組

在住外国人の中には、制度上国民年金の支給対象とならない人があることから、この問題の解決に向けて国に働きかけを行うとともに、国民年金に代わる施策を行う市町村に引き続き支援を行っていきます。

(5) 就労環境の整備

① 企業における意識啓発の推進

外国人の就労について、事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容が盛り込まれた「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が定められ、また、事業主に外国人の雇用状況のハローワークへの届出が義務化されています。

これに基づき雇用環境の改善に向けて事業主への助言・指導を効果的に行うこととしていくところであり、事業所における人権尊重の取組等の中心的役割を果たす公正選考採用人権啓発推進員への研修等を実施し、事業所内における人権意識の高揚を図っていきます。

② 外国人研修生制度についての関係機関との連携

近年、増加傾向にある外国人研修生、技能実習生については、制度の適正な実施を図るため、県が監督権限を有する団体管理型研修等の受入事業主（事業協同組合、商工会等）へ法令順守の指導を行うほか、問題の内容に応じて労働局や(財)国際研修協力機構などの

適切な関係機関を紹介するなどの側面的な支援を行います。

（６）住みよい住宅環境の整備促進

① 宅地建物取引業者等への啓発の推進

あんしん賃貸住宅推進協議会（構成団体：（社）全国宅地建物取引業協会連合会、（社）全日本不動産協会、（社）不動産流通経営協会、（財）日本賃貸住宅管理協会）が、外国人の民間賃貸住宅への入居の円滑化と居住の安定確保を図ることを目的に作成・発行した「部屋探しのガイドブック」を宅地建物取引業者等に配布し、外国人からの入居相談への適切な対応を促すとともに、民間賃貸住宅のオーナーも含めた意識啓発に努めます。

② 外国人の入居を受入れる民間賃貸住宅情報の提供

外国人が安心して入居、居住できる民間賃貸住宅を登録・公表し、円滑な入居を促進します。

（７）外国人児童に対する教育の充実

外国人の児童生徒等の学力や日本語能力を把握し、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を行う必要があります。また、本人、保護者へ学校生活に関することや進路に関する情報提供を積極的に行い、学校生活への理解を深め、不安解消を図ることが大切です。

また、さまざまな教育活動を通して外国人の児童生徒等の自尊感情の形成を支援するとともに、放課後等に母国の文化や言語を学習する機会を保障するための支援が必要です。

（８）外国人の社会参画の推進

① 日本国籍を有しない職員の任用について

県においては、公務員の任用に関する基本原則を踏まえつつ、平成１２（２０００）年度から、警察官などの一部の職種を除いて、採用に当たっての国籍要件を撤廃し、外国人採用の機会拡充に努めているところです。

② 行政施策における外国人の意見反映

県民の意見を県政に反映していく観点から、外国人の意見も求めていく必要があり、審議会等の委員の選任に当たって、審議会等の設置目的を踏まえて外国人を含めた人材の登用に努めていくほか、各種の機会を捉え、意見交換等の場を設けます。

③ 永住外国人の地方参政権について

本県においても、地域づくりに当たって住民投票に日本国籍を有しない人も地域住民として参加することが行われつつありますが、地方参政権の付与に関しては、国においても議論が行われており、その状況を県民に伝えるよう努めます。

第7節 病気にかかわる人の人権問題

「病気にかかわる人」とは「病気にかかっている人やその家族」のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいい、C型肝炎、輸血による感染症、精神疾患、がんなどあらゆる病気から生じる様々な人権問題を総体としてとらえます。

また、難病とは、症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたって支障があって、国が原因の究明、治療方法の確立に向けて研究を行っている疾患（難治性疾患克服研究事業の対象疾患）とします。

1 これまでの経緯

（1）患者本位の医療制度

○ 平成9(1997)年「医療法」の改正

医療従事者は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めることが明記されました。

○ 平成15(2003)年「診療情報の提供等に関する指針」の策定

医療従事者の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化が図られました。

○ 平成16(2004)年「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」の制定

○ 平成18(2006)年「診療報酬」の改定

主治医がセカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言）を求める患者からの要望を受けて、診療に関する情報を提供することについて、診療報酬上の評価が行われました。

また、患者から分かりやすい医療を実現する方策の一つとして、医療費の内容の分かる領収証を無償で交付することが義務付けられました。

○ 平成19(2007)年「医療法」の改正

都道府県等に、「①苦情・相談への対応、②医療安全の確保に関する必要な情報の提供、③医療機関の職員への研修実施」などの機能をもつ「医療安全支援センター」を設置する努力義務が規定されました。

本県では、苦情・相談対応等のために、医療法改正に先行して平成15(2003)年8月から設置していた「鳥取県医療相談支援センター」を「鳥取県医療安全支援センター」として位置づけ、「医療安全に係る医療機関の職員への専門的な研修」等の機能を強化しました。

○ 「鳥取県保健医療計画」の策定

本県では、すべての県民が生涯を通じ健康な生活を送ることができるような医療提供体制の確立を目指した「鳥取県保健医療計画」を策定し、医療法に基づきほぼ5年ごとに見直しを行っています。

平成20(2008)年には、地域において切れ目のない医療の提供を実現することによ

り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、県民の医療に対する安心・信頼を確保することを明記しました。

○ 病院における医療相談窓口の設置

平成21(2009)年までに、県内のすべての病院(20床以上の入院設備を有する医療機関)に医療相談窓口が設置されました。

○ 明細書の発行による診療報酬の透明化

平成22(2010)年4月から、保険請求を電子請求で行っている原則すべての医療機関は、医療費の内容の分かる領収証に加えて、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を原則無償で発行することが義務付けられました。

(2) 感染症

国際社会では、昭和63(1988)年にはWHOが12月1日を「世界エイズデー」に定め、エイズ患者、HIV感染者に対する差別や偏見の解消に向けた活動を開始し、国連共同エイズ計画(UNAIDS)に継承されています。

国内では、平成9(1997)年に策定した「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画及び平成14(2002)年3月の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、HIV感染者、ハンセン病患者等の人権課題に対する取組を推進することとされました。

平成18(2006)年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、基本理念として国や地方公共団体が行う感染症予防・まん延防止の施策は、感染症患者の人権を尊重しつつ推進されることが明記されました。

(3) ハンセン病

○ 明治40(1907)年「癩予防二関スル件」の成立

療養所への強制隔離という誤った政策によって、長年にわたり多くの人が、施設入所によって地域社会はもちろん、家族との関係が絶たれるなどの苛酷で不当な人権侵害を受けました。さらに、患者の家族は就職や結婚を拒まれ、一家が離散することもあり、またハンセン病であることを隠して適切な治療を受けることができなかった人があるなど、多くの人が苦しみを被りました。

本県でも、戦前「無らい県運動」を積極的に推進しました。

○ 第二次世界対戦後、新薬による治療

日本でも新薬による治療が行われ、昭和30年代には患者の社会復帰運動も始まり、本県では昭和39(1964)年、療養所入所者の里帰りを全国はじめて実現しました。これは戦前に「無らい県運動」を積極的に推進したことに対する反省に基づくものでした。

○ 平成8(1996)年「らい予防法の廃止に関する法律」の施行

本県では平成9年(1997)ふるさと交流事業を開始して入所者との交流を深めました。

○ 平成13(2001)年 熊本地裁判決が隔離政策の違憲性、国家賠償を判示

本県では、知事が「無らい県運動」を実施した県の責任について公式に謝罪し、入所者の里帰り支援を積極的に進め、入所者との交流を深めるとともに人権教育副読本、資料集を刊行して正しい理解を促進してきました。

○ 平成20(2008)年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行

ハンセン病患者であった者の被害の原因を「国の隔離政策のため」とし、ハンセン病療養所に入所している、または退所した、さらには入所したことがないがハンセン病を発病したなどのハンセン病患者であった者等（以下「ハンセン病回復者等」という。）の福祉の増進、名誉の回復等に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。

本県では、ハンセン病問題を風化させず、事実を後世に伝えて誤りを繰り返さないことを誓う「ハンセン病強制隔離反省と誓いの碑」を建立しました。

○ 平成20(2008)年 ハンセン病問題に関する図書コーナーの設置

ハンセン病問題への理解を県民に広めるとともに、過去のこととすることなく今後も永く啓発を行うため、鳥取県立図書館において、ハンセン病関連図書をまとめて展示した「ハンセン病問題啓発資料コーナー」を設けました。

(4) 難病

○ 行政施策における「難病」の整理

厚生省の「難病対策要綱」、平成7(1995)年の難病対策専門委員会最終報告によって、行政施策の対象とする難病の基準が①希少性、②原因不明、③効果的な治療法未確立、④生活面への長期にわたり支障とされ、また、地域における保健医療福祉の充実・連携の推進、患者のQOL(Quality of Life)(注22)の向上を目指した福祉施策の推進等が必要であるとされました。

さらに、「調査研究の推進」「医療施設の整備」「医療費の自己負担の解消」を柱とし難病対策の推進を図ることとされました。

注22) QOL(Quality of Life): 物質的にのみならず、精神的な豊かさや満足度も含めた生活の質

○ 平成9(1997)年「難病患者等居宅生活支援事業」の開始

難病患者の居宅における療養生活を支援することにより、自立や社会参加を促進することを目的とし、各市町村で実施されています。

○ 平成10(1998)年「難病特別対策推進事業」の実施

難病患者等に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことで、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を目的として、各都道府県で実施されています。

○ 平成17(2005)年「鳥取県難病・相談支援センター」の設置

本県では、県内の難病患者及びその家族の療養生活上の悩みや不安の解消、生活の質の向上に向けた支援を目的として、「鳥取県難病・相談支援センター」を鳥取大学医学部附属病院に設置しました。

2 現状と課題

(1) 患者本位の医療体制

近年においては、患者と医療従事者が対等な立場に立ち、患者の自主性が尊重された医療が重要視されており、医療従事者は、患者に対し病名や症状のみならず、治療法の効果、影響、欠点など必要な診療情報を適切に提供し、患者の理解・合意のもとに医療が行われることが求められています。(インフォームドコンセント)

そのほかにも、主治医以外の医師に意見を求める行為(セカンドオピニオン)を診療方法のひとつの選択肢として周知することや患者のプライバシー保護への配慮などを進めて、医療現場において患者が尊重される患者本位の医療体制を構築していくことが必要です。

(2) HIV等感染症

国内のHIV感染者及びエイズ患者は依然として増加傾向にあります。また、疾患についての正しい知識や理解の不足から、HIV感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しています。

しかし、HIV・エイズは、正しい知識と通常の生活行動により、感染防止が可能な疾患であり、また近年は医学の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療により社会の一員として生活を営むことができるようになりつつあります。

したがって、HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発に努め、また相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者への差別や偏見を解消し、安心して暮らせる社会を構築することが重要です。

(3) ハンセン病

「らい予防法の廃止に関する法律」を経て、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。

しかし、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への差別・偏見が存在しており、ハンセン病回復者が安心して暮らすにはまだ充分ではありません。

(4) 難病

難病は、原因不明で治療方法も未確立であり、経過が慢性的で、その治療が非常に長期にわたることから、難病患者が日常生活を送る上で、経済的負担だけでなく、介護等の多くの負担が生じ、難病患者及びその家族の大きな肉体的・精神的負担が生じています。

難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気の知識・理解の不足によって、思うように就労できない場合があります。

また、厚生労働省が指定している難病のほかにも、同じような大きな負担をもたらす疾病があり、社会の一層の理解が求められています。

3 取組方針

(1) 教育・啓発の推進

① 学校教育・生涯学習による正しい理解の促進

差別や偏見を生まず、流言飛語に惑わされないため、また、医療サービス等が拡充し、就労等社会参加が進み、社会的支援が充実するためには、県民全体が病気について正しい知識を持つことが必要です。

そのため、年齢、立場、機会、方法等に配慮した取組を進め、医療・保健・福祉の理念、目指す在り方などについて社会の理解を進めることも重要です。

学校においては、保健体育科や道徳、特別活動を中心として性教育や健康教育の充実を図り、特別活動、家庭科などの学習を通して思いやりの心を育む教育を進めていくことも大切です。

また、患者等の負担が少しでも軽減されるよう、生涯学習によるボランティア活動をする人材の育成などにより、地域で患者等を支えようとする意識の醸成を図ります。

② 家庭及び関係機関との連携

児童生徒がかかっている病気については、学校が家庭や医療機関等関係機関と連携して、知識と対処についての共通認識を図ることが必要です。

③ 啓発対象に合わせた啓発、時宜に適った啓発

思春期の青少年、児童生徒など啓発対象に即した啓発を行い、それぞれの疾病に関する啓発週間等などの機会を活用します。

④ 事業所における啓発の促進

H I V等の感染症や難病を理由にした解雇や不採用等の不利益が生じないよう、公正採用選考人権啓発推進員を設置して適正な人事管理体制及び採用選考方法の確立を図ることを事業所に対して働きかけ、また、この推進員への研修を実施する等関係機関と連携して啓発に努めます。

(2) 相談体制の充実

① 相談体制の充実と相談窓口の周知

医療に関する相談対応はもちろん、プライバシーの保護、精神的な負担軽減、就労生活相談など多様な対応が求められており、国、県、市町村、医療機関等関係機関、学校現場

等がそれぞれ、そして連携して一層体制を充実すること、あわせて相談窓口を周知することが必要です。

② 医療、保健、福祉が一体となったサービスの提供

医療、福祉サービスが相まって、生活の質、社会参加が一層向上するよう、医療・保健・福祉の連携を強化します。

③ 医療安全支援センターによる相談対応

患者や家族と医療従事者との信頼関係を構築し、医療機関における患者へのサービスの向上を図ることを目的として県の設置する医療安全支援センターによって、患者や家族が医療に関する疑問・苦情を相談しやすい環境を整備し、医療を受ける側と供給する側の調整等を行い、必要な情報を各医療機関へフィードバックします。

(3) 医療における患者の自己決定

① インフォームドコンセント等の推進

患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されること（インフォームドコンセント）が非常に重要な原則となっており、医療機関、医療関係者の意識啓発を進めます。

また、セカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言）については、診療報酬で評価されており、ひとつの選択肢であることを周知することも重要です。

② 医療に関する情報の提供

病気にかかっている人が、容易に医療機関の情報を得て、自らが希望する医療機関で安心して医療サービスを受けることができるよう、引き続き医療機関ごとの医療機能の信息公开を行います。

(4) 患者のプライバシー保護

① 関係職員の意識高揚

プライバシーの保護及び個人情報の流出防止のため、行政、教育及び医療等の関係機関の職員の意識の高揚と対応の徹底を図り、病気にかかっている人などの立場に即した医療・福祉サービス提供体制の整備を推進します。

② 本人への情報開示

医療機関が県へ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく感染症患者の届出等を行う際には、医療機関が本人にその情報を開示するとともに、患者のプライバシー保護に努めるよう働きかけます。

③ 報道機関との連携

報道機関に情報を提供する場合は、個人情報に留意して、的確な情報を提供するように努めるとともに、報道機関との連携を図ってプライバシーを保護することが重要です。

(5) ハンセン病回復者等への支援

① 正しい知識、理解の普及

ハンセン病及びこれまでの歴史的事実に関する正しい知識を広めて、ハンセン病回復者、その家族に対する正しい理解を促進します。その際、学習教材・資料やハンセン病の碑並びに「ハンセン病を正しく理解する週間」（毎年6月下旬に実施）の活用はもとより、回復者との交流などによって、回復者等の思いや願いをしっかりと受けとめ、名誉の回復や死没者の追悼に繋がる取組が重要です。

② 差別や偏見を感じる事のない環境づくり

入所者が故郷に気軽に里帰りできるよう経費を助成すること、里帰りが困難な入所者にふるさとの空気に触れていただくため郷土の伝統芸能を派遣すること、施設入所者を県民が訪問して交流と学習を深めることなど回復者等の思いや願いに沿う取組が重要です。

③ 医療、福祉、生活の支援

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20（2008）年施行）は、回復者等の福祉の増進等について地方公共団体の責務を定めており、国と協力しつつ、地域の実情を踏まえて医療、福祉等の向上を図る施策を推進することが必要です。

(6) HIV感染者、エイズ患者への支援

① 正しい知識、理解の普及

エイズまん延防止及びHIV感染者、エイズ患者に対する偏見・差別の解消を図るため、「世界エイズデー」（毎年12月1日に実施）などの機会を中心に街頭キャンペーン、新聞等による広報により、また、青少年、大人等の施策対象ごとに、エイズ及びHIV感染に関する正しい知識についての普及啓発に努めます。

② 検査・相談体制の充実

早期発見・早期治療を図るため、以下のとおり利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

- 県庁及び各保健所に、HIV等性感染症に関する相談窓口を設置し、無料・匿名で若者の性に関する悩みに対応
- 各保健所で匿名によるHIV抗体検査を実施
- 正しい性行動についての検査結果告知時の指導
- 保健所及び医療機関において、精神的サポートが必要な受検者に対し、カウンセリ

ングを行う。

③ 医療体制の充実

感染者・患者が安心して治療が受けられるよう、エイズ治療拠点病院等を中心に、治療に関わる医療提供体制の充実を図ります。

(7) 難病患者等への支援

① 鳥取県難病・相談支援センターにおける支援

難病患者及びその家族に対し、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、鳥大医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターにおいて、以下のように支援の充実を図ります。

- 難病患者からの各種相談対応
- 関係医療機関への支援要請
- 患者宅へ定期訪問等継続的支援
- 難病患者の交流推進
- 患者団体の支援
- 難病患者の就労に係る意向調査の実施

② 各関係機関の協力体制強化と事業についての情報提供

病院間の連携を図って重症難病者の医療・療養環境の整備を行うことを目的として、鳥取大学医学部附属病院に「鳥取県難病医療連絡協議会」が設置されています。

この「鳥取県難病医療連絡協議会」と前述の「鳥取県難病・相談支援センター」、さらに各保健所の役割分担を明確にし、協力体制を強化するとともに、難病患者及びその家族に対し、難病支援に関する情報提供を行います。

③ 難病患者等への在宅療養支援

日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、保健師による訪問相談、専門医師など医療スタッフによる訪問指導、診療など、適切な療養の提供に努めます。

④ 難病患者等の日常生活の支援

ホームヘルプサービス、医療機関への一時的な入所、日常生活具の給付など、地域における難病患者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促します。

第8節 刑を終えて出所した人の人権問題

1 これまでの動き

(1) 平成20(2008)年6月「更生保護法」の施行

犯罪者の更生及び再犯予防を目的とした犯罪者予防更生法と執行猶予者に対する保護観察について定めた執行猶予者保護観察法を整理・統合し、更生保護の機能の充実強化を目的として施行されました。

これにより、国の責務として、保護観察官らの指導や監督の権限が強化される一方で、住居、就業等生活環境の調整を行うなど受刑者等の円滑な社会復帰が図られています。

(2) 平成20(2008)年6月「経済財政改革の基本方針2008」の策定

再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図り、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施することが盛り込まれました。

(3) 平成20(2008)年12月「犯罪に強い社会実現のための行動計画2008」の策定

福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援など、刑務所出所者等の再犯防止策を推進することが盛り込まれました。

2 現状と課題

(1) 現状

刑を終えて出所した人の立ち直りの支援が、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)などの民間ボランティア、刑を終えて出所した人等の雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって行われています。

(2) 課題

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見・差別意識が存在しており、このことが原因で、就職や住居の確保が困難であり、中には悪意のある噂が流布されるなどの問題が起きており、刑を終えて出所した人の社会復帰は、本人に更生意欲がある場合においても、極めて厳しい状況にあります。

3 取組方針

(1) 意識啓発の推進

前述のとおり、刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲だけではなく、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解

消され、家族、職場、地域社会が理解し協力することが必要です。

法務省では、地域住民の理解と参加を得て毎年7月に“社会を明るくする運動”等の啓発活動を実施していますが、本県においても、この偏見・差別意識を解消するため、意識啓発を推進します。

（２）更生保護事業の充実

更生保護の充実発展のため、被保護者に対して教育、環境調整、医療費支給、食事給付などを行い、あるいは更生保護についての啓発や研究などを行う更生保護団体を支援します。

（３）福祉サービスの迅速な提供

刑務所等からの出所予定者のうち福祉的な支援を必要とする者（障がいのある人、高齢者等）について、入所中から刑務所、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等関係機関と連携し、出所後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげるため、専門的な支援を行う地域生活定着支援センターを設置するなど、円滑に社会復帰できる仕組みを整えます。

第9節 犯罪被害者等の人権問題

1 これまでの動き

(1) 犯罪被害者等基本法の制定前

犯罪被害者及びその家族や遺族（以下「犯罪被害者等」という。）への支援については、昭和49（1974）年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件がきっかけとなって、犯罪被害者等に対する公的な補償制度の確立を求める声が高まったことを受け、被害者支援を正面に据えた初めての施策として、昭和55（1980）年5月に犯罪被害者等給付金支給法（以下「支給法」という。）が制定されました。

平成7（1995）年3月に発生した地下鉄サリン事件、平成13（2001）年6月に発生した附属池田小事件等の無差別殺傷事件を契機に、被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されたことに伴い、被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速に高まりました。平成12（2000）年5月には、いわゆる犯罪被害者等保護二法が制定され、刑事手続における被害の回復に役立つ措置の導入が図られました。

(2) 犯罪被害者等基本法の制定

総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、平成16（2004）年12月に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定されるとともに、翌年12月に被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画が、閣議決定されました。

これを受けて、平成20（2008）年4月には、支給法が改正されて、犯罪被害給付制度が拡充されました。

また、刑事訴訟法、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律等が改正されて、平成20（2008）年12月に被害者参加制度、損害賠償命令制度が導入されました。

(3) 県における取組

平成20（2008）年6月に、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（以下「推進条例」という。）を制定し、被害者の支援施策を実施することを定めるとともに、推進条例に基づき犯罪被害者等の具体的支援策定を盛り込んだ鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画を平成21（2009）年3月に策定しました。

このような状況の中、本県においても民間支援団体設立の機運が高まり、平成20（2008）年6月にとっとり被害者支援センターが開設され、同年10月から被害者からの相談対応や具体的な支援活動が本格的に開始されました。

2 現状と課題

(1) 現状

殺人、強盗、強姦等の犯罪や交通事故により、多くの県民が被害者となっています。こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪による身体的、精神的、経済的な直接被害だけではなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷など被害後に生じる副次的な問題（二次的被害）に苦しめられてきました。

また、平成20（2008）年に実施した県の「防犯意識調査」では、被害者の支援や被害者の置かれた現状について、県民のほとんどの人が何らかの支援が必要であると考えています。中でも被害者に対する「心のケア」が必要で、被害者同士が語り合える「ピア・カウンセリング」が重要とする意見が目立ちました。

(2) 課題

① 社会的気運の醸成

被害者への支援は、万一犯罪被害に遭った場合でも、個人の権利や尊厳が損なわれることなく、被害の回復に社会から適切な支援が受けられる環境が整っていることが重要であり、このためには、社会的な被害者支援の気運の醸成が不可欠です。

そのためには、行政関係職員はもとより、県民一般、地域における被害者支援への理解をさらに深めるための継続した取組が必要です。

② とっとり被害者支援センター等支援体制の整備

とっとり被害者支援センターが民間支援団体の機動性と柔軟性を生かし、より被害者に寄り添い、状況の変化に応じた継続した援助を行うことができるよう必要な支援を行うとともに、関係機関・団体との連携による支援体制を整備する必要があります。

3 取組方針

(1) 教育・啓発の推進

① 被害者支援に関する広報啓発

社会全体で被害者を支援していくという県民意識の醸成のため、各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とした県警察等との連携による街頭での広報活動や講演会等の開催などにより、被害者の置かれた現状と社会的支援の必要性の理解の促進に努めます。

② 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発

心情をはじめ犯罪被害者等の実情を知り、犯罪被害者の視点から問題の解決に取り組むことが大切です。そこで、学校の授業、教員や保護者等に対する研修などで被害者遺族等の生の声を直接聞く機会を設けるとともに、命のメッセージ展など犯罪被害者自助グルー

プの取組をとっとり被害者支援センターと協働してサポートし、県民が身近に被害者の心情や実情等を学ぶことのできる機会を充実していきます。

(2) 相談体制の充実

① 県庁相談窓口の設置

犯罪被害者等の支援に関し、被害の状況に応じた情報提供、適切な相談機関や支援施設のあっせん等の総合的な対応を行います。

② 警察総合相談窓口・警察安全相談の充実

県民から寄せられる相談に円滑に対応することができるよう、警察本部に警察総合相談の窓口、警察署に警察安全相談の窓口を設置し、相談業務に専任の警察職員等を配置しており、引き続き事件・事故の相談対応の充実を図ります。

③ カウンセリング体制の整備

カウンセリングの専門知識を有する精神科医や臨床心理士に、精神的援助を必要とする被害者へのカウンセリングを委嘱するなど、精神的被害の軽減と回復を図る体制の充実を図ります。

④ とっとり被害者支援センターによる相談対応

とっとり被害者支援センターでは、様々な内容の相談にボランティア支援員が電話・面接によって、対応しています。

県及び警察では、このボランティア支援員に対して、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行います。

(3) 被害者等に対する支援の充実

① 捜査、公判などの過程における犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、経済的な被害を受けるだけでなく、刑事手続の過程における負担、周囲の人々の偏見など様々な二次的被害を受ける場合があります。

そこで、警察では、捜査・公判等の過程において、犯罪被害者等に対して、情報提供（捜査状況や手続の説明等）をはじめ、必要に応じて病院等への付き添いや被害者周辺のパトロール強化など、様々な側面から支援していきます。

② 被害者支援に向けた施策の推進

裁判制度や国及び地方公共団体が実施主体である医療、福祉、住宅をはじめとする一般行政分野の各種制度によって被害者の回復の支援が行われます。

県においては、相談体制の充実を図るだけでなく、住宅、保健医療、福祉等の関係分野

の既存事業・制度を最大限に活用しつつ、被害者支援に特化した独自の施策も企画立案し、支援施策の充実に努めます。

② とっとり被害者支援センターにおける支援

とっとり被害者支援センターでは、前述の相談対応だけでなく、病院・裁判所・行政機関への付き添い、犯罪被害者等の緊急避難場所の確保など、多岐にわたり長期、継続的に支援を行っています。

このことから、県及び警察では、とっとり被害者支援センターに対し、支援に必要な情報提供や同センターの自主的な活動及び運営を安定させるための財政的な援助を行うとともに、支援施策についての十分な意見交換を行い、より効果的な支援を実施するよう努めます。

また、犯罪被害者自助グループで行われるピア・カウンセリングについて、とっとり被害者支援センターと協働してサポートしていきます。

③ 関係機関の連携

被害者が抱える問題は多岐にわたり、犯罪被害発生直後から再び平穏な生活が営めるようになるまで、多様な支援が必要であるため、国、県、市町村などの一般行政、警察、とっとり被害者支援センターが、それぞれの役割を果たし、また相互補完的に十分連携して取り組み、施策の推進を図ります。

さらに、国、県、警察、民間の関係機関・団体で構成された鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会において、被害者支援について協議し、効果的な施策の推進を図ります。

第10節 性的マイノリティの人権問題

性的マイノリティとは、性同一性障がい者や異性装者など性自認に関して少数者である（以上、トランスジェンダー）、同性愛者や両性愛者など性的指向に関して少数派である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）などを指します。

1 これまでの動き

（1）性同一性障がいについて

性同一性障がいとは、生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）が一致しない性の同一性を欠いた状態を言います。この障がいを抱える人々は、自分の体の性への強い嫌悪感に苦しむとともに、社会の無理解と環境の未整備に悩まされてきました。

① 医学・保健における位置づけ

性同一性障がいは、世界保健機関（WHO）の定める国際疾病分類に位置付けられています。国内では、日本精神神経学会が平成9（1997）年に策定した「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」において、性同一性障がいは医療の対象とされ性別適合手術等の治療が行われています。

② 戸籍上での性別変更

従前の法制では、家庭裁判所へ申し立てることによって、自認した性に見合った名前への変更が認められてきましたが、「性別」自体の訂正は認められていませんでした。

しかし、平成16（2004）年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「性同一性障害者特例法」）」により、性別適合手術を終える等の要件を満たすことで戸籍上の性別変更が可能となりました。

しかし、他の要件となっている「現に子がないこと」などの戸籍変更要件について妥当性が議論され、平成20（2008）年の改正により、「現に未成年の子がないこと」と緩和されました。

③ 公文書等からの不必要な「性別」欄の削除

本県においては、平成17（2005）年まで数次にわたり、申請書等において人権に配慮することを目的に、各種申請の記載事項（性別、本籍、学歴等）及び添付書類（住民票、戸籍謄本等）について見直しを行い、不必要なものを求めることを取り止めました。

また、県内4市をはじめ県内の市町村でも、同様に各種申請書等の公文書について不必要な「性別」等の記載を省略するよう取り組みつつあります。

④ 人権と性的指向・性自認に関する声明

平成20（2008）年12月に、国連総会で人権と性的志向・性自認に関する声明が提

出されました。この声明は、性的指向や性自認による差別を行わない原則を確認し、すべての人の人権の促進と保護を訴えており、欧州連合を中心とする 66 の国々によって共同提出され、日本政府も支持しています。

(2) 同性愛者など性的指向について

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が同性、異性あるいは両性に向くのかという、人間の性に関わる意識や感覚であり、人によって同じではありません。

異性愛でない場合は「性的異常」として誤って受け止められていた時代もありましたが、今日では性的指向の一つとして受け入れられるべきものと考えられています。

① 国際的な同性カップルに対する法的措置

国際的に性的指向への理解が広まっており、同性結婚、又は同性カップルに夫婦に準じる権利を認める国も少なくありません。

② 人権擁護法案における性的指向の取り扱い

国会に平成14(2002)年に提出された「人権擁護法案」、平成17(2005)年に提出された「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」において、性的指向による差別を禁止し、被害の救済を行うことが盛り込まれています。(いずれの法案も廃案)

2 現状と課題

いわゆる性的マイノリティについて、社会的に異質なものとして、①誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、②性的マイノリティ自身が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会環境が整っていない、③嫌がらせや侮辱的な言動、④解雇や雇用におけるバリア、差別、⑤医療機関の受診、賃貸住宅の契約等性の区分を前提とした社会生活上の制約があるなど様々な問題が生じており、この解消に向けた取組が必要となっています。

診察や治療が受けられる医療機関数が、特に性同一性障がいに関して限られているなど、医療福祉面における問題も生じています。

また、性同一性障害者特例法の定める「現に未成年の子がいないこと」などの戸籍上の性別変更の要件について依然議論があるなど、国の制度について十分な議論が行われることが望まれています。

3 取組方針

(1) 教育・啓発の充実

性的マイノリティの人々へのいわれのない差別や偏見が解消されるよう、関係の機関、団体と連携・協働して、男女雇用機会均等法等の制度を含め、性的マイノリティについての県民の正しい認識と理解を進めます。

また、安心して保健、医療、福祉並びに行政のサービスを受けることができ、また権利が保障されるよう関係従事者の理解を進めます。

（２）相談体制の充実

心身の健康、医療、雇用など日常生活における様々な問題について「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」などの相談体制によって、臨床心理、精神療法などの医療、福祉、法律などの支援の充実を図ります。

（３）不必要な「性別」欄の削除

各種申請書等の県の公文書について、不必要な「性別」等の記載及び添付書類を求めないように引き続き定期的に点検します。

第11節 非正規雇用等による生活困難者の人権問題

昨今の経済情勢の下では、離職によって収入が得られない、住宅を失う、働いても最低限度（生活保護水準）の生活を営む所得すら得られない（いわゆるワーキングプア）といった様々な生活困難に直面する人が増加しています。

世界人権宣言第23条や日本国憲法第25条において、全ての人々が人間らしい最低限の生活を営む権利を有するとされており、また日本国憲法第27条において、勤労の権利が保障されていることから、人権尊重の観点からも、こういった生活困難に直面している人々が生活に困窮してしまわないよう、雇用施策と福祉施策が相まってセーフティネットとして機能し、自立を支援することが重要です。

この節では、このような生活困難に直面している人々に対する生活保障及び自立支援などについて、ひとつの重要な人権分野として取り上げます。

1 これまでの動き

（1）「短時間労働者の雇用管理等に関する法律（パートタイム労働法）」について

短時間労働者について、その有する能力を有効に発揮することができるよう、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施及び福利厚生の実施等の雇用管理の改善に関する措置、並びに職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることを目的として、平成5

（1993）年に制定されました。その後、平成19（2007）年改正において、パートタイム労働者の待遇について、その職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して、正規労働者と均衡させることに努めることとされました。

（2）生活困窮者への支援

日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生存権を保障しており、様々な要因により生活に困窮する人の最低限度の生活保障や自立支援を目的として、様々な施策の充実が図られてきました。

① 生活保護受給者

生活保護とは、資産、能力等あらゆるものを活用した上でなお生活に困窮する場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う仕組みであり、その最低限の生活を保障するとともに自立を支援することを目的としています。

○ 自立支援プログラムによる支援

平成17（2005）年度から、生活困窮者の自立・就労を積極的かつ組織的に支援する仕組みを強化することを目的として厚生労働省が導入した自立支援プログラムによる自立支援が実施されました。これは、就労等による経済的自立、健康・生活管理による日常生活での自立、地域社会とのつながりの回復による社会生活での自立それぞれについて、生活保護受給者の有する能力に応じた自立支援に取り組むものです。

② ホームレス

ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人々のことです。ホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができない人が多数存在し、地域社会とのあつれきが生じつつある状況を踏まえ、ホームレスの人権に配慮し、ホームレスの自立を図る施策が講じられています。

○ 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「特別措置法」)の施行

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、ホームレスの人々に配慮して必要な施策を講じ、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的として、平成14(2002)年に制定されました。

○ 「ホームレスの実態に関する全国調査」(以下「全国調査」)の実施

全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、国が、すべての市町村を対象に統一した調査方法による全国調査を平成15(2003)年に初めて実施しました。その後、これまでのホームレスに対する政策の評価、基本方針の見直しを目的に平成19(2007)年から毎年この全国調査が実施されています。

○ 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定

「特別措置法」に基づき、平成15(2003)年に実施した全国調査の結果を踏まえて、同年に策定されました。その後、平成19(2007)年1月の全国調査で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、平成20(2008)年に見直しが行われて、方針として雇用・住宅・保健医療・福祉等の各分野にわたって施策を総合的に推進していくことが示されています。

地方公共団体は、この基本方針に基づき、必要に応じて実施計画を策定し、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたってホームレスの自立支援を推進することとされています。

2 現状と課題

平成20(2008)年国民生活基礎調査によると年間所得が200万円未満の世帯の割合は18.5%であり、平成21(2009)年に厚生労働省の発表した平成18(2006)年の相対的貧困率(注24)が15.7%と、国民の約7人に1人が貧困状態であることが示され、また、OECD調査における相対的貧困率は1980年代半ばから上昇しており、日本における所得格差が生じていることを表しています。

この原因としては、「高齢化」、「単身世帯の増加」、そして「賃金格差」が考えられます。

賃金格差の要因に、経済のグローバル化、経済・産業構造の変化や労働者の働き方に関する価値観の多様化、労働者派遣制度の制定・対象事業の拡大などによってコストの一層の縮減、短期の雇用期間を定めて職員を雇う雇用形態(非正規雇用)が増加したことなどが挙げられ、昨今では、その厳しい経済情勢から、派遣労働者の解雇や雇止め等非正規労働者の離職やいわゆるワーキングプアに苦しむ人が急増し、社会的に大きな問題となっています。

このような離職や低賃金により、最低限度の生活を営むための収入を得ることができないだけでなく、住居を失う等の生活困難が発生し、生活が困窮する状況が生じており、雇用の維持・安定等を図って再就職を促進する支援と、住宅の確保など生活の安定のための支援を両面から一体として行っていく必要があります。

注 2 4) 相対的貧困率：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合

（１）生活保護受給者

生活保護受給者、被生活保護世帯いずれも、近年は増加傾向にあり、雇用情勢の悪化が関係していると考えられます。

本県においても、平成 20（2008）年から申請件数が大幅に増加し、失業やなかなか仕事が見つからないといった理由からの申請も増えています。また、現下の雇用情勢では、生活保護からの自立が一層困難になってきているのが実情です。

（２）ホームレス

平成 21（2009）年 1 月の全国調査によるとホームレスは 15,759 人となっており、平成 15（2003）年の全国調査の 25,296 人と比較して減少していますが、その一方で、平均年齢が上がっており、また就労意欲の低下傾向が見られることから、ホームレスの自立が困難な状況になりつつあると考えられます。

また、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生していることから、この問題の根底にある地域社会におけるホームレスに対する偏見・差別意識を解消する必要があります。

本県におけるホームレス数は、平成 15（2003）年の全国調査では 13 人でしたが、平成 21（2009）年 1 月の全国調査では 3 人と全国と同様に減少傾向にあります。

3 取組方針

様々な生活困難に直面した人々については、生活に困窮しないよう、雇用施策と福祉施策が連携して、自立を維持できるよう支援していく必要があります。

（１）生活困難者への就労支援

離職や就職困難な状態に陥ることなどにより経済的な生活困難に直面した人については、早期就労に結びつくよう各圏域に設置した就業支援員による個別の相談対応、職場体験講習等の実施、職業訓練の斡旋などの支援を行います。

(2) 生活困窮者への自立支援

① 生活保護受給者等の自立支援

生活保護については、最低限の生活を保障するセーフティネットとして機能を果たすよう努めるとともに、生活保護受給者に対しては、身体的・精神的状況及び日常生活管理能力、社会適応能力など有する能力を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行い、自立を助長します。

特に、就労が可能で、高い就労意欲のある人々に対しては、国の機関や民間企業等と連携して、就労に向けた重点的な自立支援を推進します。

② ホームレス対策

○ ホームレスに対する偏見の解消

ホームレスに対する差別や偏見などを解消し、正しい理解を促進するため、法務省では、平成16(2004)年からホームレスに対する偏見の解消を人権週間の強調事項とするなど啓発を実施しており、本県においても協調して啓発を行います。

○ 実態の把握と自立支援

就労意欲の低下や高齢化、厳しい雇用環境といった背景を踏まえて、自らの意思で安定した生活を営むことができるよう就労機会の確保、また健康や生活環境をめぐる様々な問題を解消するため医療・保健の確保、生活に関する相談・指導等の支援を総合的に実施していくことが必要です。

このことから、市町村や関係団体と連携して、県内のホームレスの実態の把握に努め、雇用、住宅、保健医療、福祉等の関係分野の事業、制度を最大限に活用し、それでもなお最低限度の生活を維持できない場合は生活保護制度を適用するなど、ホームレスが自立した生活を営むことができるよう支援します。

第12節 個人のプライバシーの保護

プライバシーの権利は、当初「ひとりで居させてもらいたいという権利」として、個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという自由権の意味で把握されました。

さらに、情報化社会の進展に伴い、「自己に関する情報をコントロールする権利」としてとらえられ、自由権的側面のみならず、プライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求するという側面が重視されるようになっていきます。

また、プライバシーの権利は、広義には、個人的事柄を自ら決定することができるという自己決定権を含むものとして定義される場合もあり、このような権利は、一人ひとりの人権を尊重する意識と実践によって守られるものです。

本方針では、プライバシーの権利の中でも行政がより具体的な取組を行うことができる個人識別情報の保護について定めることとします。

1 これまでの動き

昨今の情報処理及び通信の技術革新を背景とした情報化社会の進展により、情報はますます大量、広範囲に収集、蓄積、利用、提供されています。

民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化等が実現され、公的部門においても、多様化する行政需要に的確に対応するとともに事務事業を効率化し、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が必要不可欠であり、電子政府・電子自治体の構築が進んでいます。

情報化社会は、生活に豊かさと便利さがもたらされるという光の部分が目立っていますが、その反面、個人の情報が本人の知らない間に広範かつ体系的に収集、利用され、伝達速度が非常に速く、伝達範囲が広範なため、情報漏洩等による被害も大規模となるという陰の部分にも留意する必要があります。

現に、民間部門、公的部門ともに、憂慮すべき情報漏洩事故が相次いで発生しています。

こうした中で、住民の意識においても、プライバシーについての権利意識や危機意識が高まり、また、「自己に関する情報の流れを自らコントロールすること」が意識されてきました。このようなプライバシーをめぐる諸状況の変化を背景にして、平成15（2003）年5月、個人情報全般についての保護に関し基本的かつ具体的なルールを定める「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が制定され、個人情報保護に取り組まれることになりました。

2 現状と課題

（1）個人情報の保護に関する法律

個人情報保護法は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールであるといえます。国、地方公共団体の個人情報保護の基本方針を定め、国民の膨大な個人情報を取り扱う事業者について

具体的な規制を行うもので、個人情報の重要性が認識されるなど意識改善に大きな効果がありました。

その一方で、個人情報保護法の誤解や拡大解釈に基づき、「医療機関が事故等の緊急時に負傷者情報を家族にも提供しない（個人情報保護法ではこのような場合には、本人の同意がなくても提供が可能。）」等のいわゆる過剰反応問題も指摘されています。

（２）行政機関の保有する個人情報

個人情報保護法に合わせ、平成１５（２００３）年に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が制定されました。これにより国の行政機関において取り扱われている個人情報について保護措置が講じられました。

一方、本県では、平成１１（１９９９）年３月鳥取県個人情報保護条例を制定し、県が取り扱う個人情報等の保護を図ってきています。

その内容は、県が個人情報を取り扱う事務について、当該事務の名称、目的、取り扱う個人情報の項目、収集や提供の方法等を記録した登録簿を備え、閲覧に供する一方、個人情報の収集、管理、提供及び廃棄の手続きにおいて県が遵守しなければならない事項を定めるとともに、住民による自己情報の開示請求権や訂正請求権、また、県の不適正な取扱いに対する是正の申出などを規定しています。

県の職員はこの個人情報保護条例以外にも、地方公務員法に定められた守秘義務の規定により、秘密の保護等が義務づけられており、個人情報の保護が図られています。

しかし、本県においても個人情報が記録された電子媒体の紛失、個人情報が記録された書類をトラックで搬送中に落下させるなどの事例が発生しており、条例のさらなる周知徹底と職員の意識啓発が必要となっています。なお、今後は、県の業務が一層電子化されていく中で、電子化された個人情報の取扱いが益々重要となってくるため、その保護のための施策を講じる必要性が高くなっています。

（３）民間部門における個人情報の保護

平成１１（１９９９）年１０月から個人情報保護条例を施行し、「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」を作成し、事業者の自主的な取組を支援することに重きを置きつつ、事業者に対し指導や助言を行ってきましたが、平成１７（２００５）年４月には個人情報保護法が施行され、全国的に取り組むことになりました。

個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することが求められているが、事業分野ごとに取り扱われる個人情報の内容や性質、利用方法が異なっていることから、各事業分野においては、それぞれの事業を所管する省庁によって、事業分野の実情に応じたガイドラインが定められています。

しかし、ルールはできても信用取引の増加や消費者ニーズの把握、効率的な宣伝活動のために、個人情報が商品化され、その提供行為が営業としてなされ、また、信用情報や顧

客データの盗用や横流しが行われるなど、個人情報の不正な取扱いによる事件も頻発しているのが実情です。

このため、個人情報保護法やガイドラインが守られるよう周知をしていくことが重要です。

なお、個人情報保護法の適用除外となる小規模事業者等に対しては、引き続き個人情報保護条例によって個人情報の保護を求める必要があります。

3 取組方針

(1) 教育・啓発の推進

① プライバシー保護に関する教育、啓発

個人情報の保護が図られるためには県民がお互いのプライバシーを権利として尊重するという意識が極めて重要です。

学校教育においては、学校生活を通して、また教科学習で児童生徒の実態に応じた学習を展開し、児童生徒が自他のプライバシーを守ろうとする態度を育てることが大切です。社会教育においては、市町村などが実施している小地域懇談会などの研修の機会に、プライバシーに関する内容を取り上げ、学習活動を行うことが大切です。

しかし、県の施策だけで県民のプライバシーを保護することはできません。県民は、自ら人権感覚を磨き、自他のプライバシーを尊重するよう心掛けていくことが強く求められています。

② 個人情報保護に関する研修会の開催・情報提供

個人情報の適正な取扱いに関するルールが遵守されるためには、そのルールが正しく理解されることが前提となります。

また、個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としており、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の「保護」と「活用」のバランスを図ることが大切です。

個人情報保護法の施行後、一部で誤解や拡大解釈に基づいて地方公共団体の業務に支障が発生し、民間において混乱が生ずるといった「過剰反応」が見られ、国は、法の解釈や運用基準を明確化し、事業分野ごとのガイドラインや研修会等により周知徹底を進めており、県としても県民の方を対象とする研修会を開催するとともに、必要に応じて県政だより等により法制度を周知していきます。

(2) 相談・苦情処理体制の充実

実際に発生する苦情の中では、双方の思い違いや勘違い等によるものが相当多く、現実的な側面からは苦情処理という弾力的かつ迅速な対応は、問題解決にきわめて重要な役割を果たすとともに、事業者に対する消費者の不安、懸念の解消等の面からも有効と考えられ、迅速な解決を図る観点から、当事者間の解決を基本としつつ、多様なルートで苦情の

解決を求められることが必要です。

個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な体制の整備に努めなければならない。」と定めていますが、この趣旨を説明会等で周知徹底します。

また、当事者間で解決できない場合はもちろん、内容によっては、最初から行政での対応が有効な場合もあり、総務部県民課や生活環境部消費生活センター（東・中・西各一か所）で個人情報に関する苦情相談窓口を設けており、引き続き適切な支援に努めます。なお、県内全市町村の苦情相談窓口とも連携を進めます。

（３）行政機関における適正な取扱い

① 県が保有する個人情報の適正な取り扱い

県が取り扱う個人情報については、個人情報保護法の基本方針を踏まえ、個人情報保護条例の規定を遵守し、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図っていきます。

電子・情報システムの構築・運用に当たってはアクセス制御等のセキュリティを確保するため、「鳥取県情報セキュリティ基本方針（旧鳥取県情報システム管理要綱）」の定めるところにより、電子・情報システムや県が取り扱う電子データなどの機密の保持、正確性や完全性の維持、適正な使用を図るための物理的及び人的な対策を進めていきます。

特に、大容量・軽量・小型という特性を持つＵＳＢフラッシュメモリについては、近年、ウィルス感染、紛失等による情報漏えい等の脅威が増大していることから、「ＵＳＢフラッシュメモリ取扱要領」を作成し、利用方法、管理方法等の取扱いに関する事項を定めたところであり、これの遵守を徹底していきます。

また、平成１９年度に作成した「個人情報流出事故対応マニュアル」に基づき、流出事故発生時の迅速な対応、被害拡大の防止、再発防止等を図ります。

県が保有する個人情報については、本人同意に基づかない目的外利用や第三者提供などの制限、個人情報の開示請求や訂正要求等の権利を定め、「自己に関する情報の流れをコントロールする」という積極的・能動的な権利についても適正に保護します。

鳥取県個人情報保護条例

第１条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

更には、報道機関等に提供する個人情報については、プライバシーの保護を図りながら積極的な情報公開に努め、適正な広報活動を行っていきます。

② 市町村が取り扱う個人情報保護について

市町村が取り扱う個人情報については、現在、全ての市町村において「個人情報保護条例」が制定され、その保護が図られています。

今後は、更なる電子政府・電子自治体の進展により、国、県、市町村及び住民との間で電子情報の流れが活発になることが予想されることから、技術面でのセキュリティ対策や職員研修も必要となってきます。県は、市町村が行う個人情報の保護について協力していきます。

③ 学校教育における個人情報保護について

学校教育における個人情報の保護については、児童・生徒に係る個人情報を適正に取扱うことと、児童・生徒へのプライバシーに関する学習機会を充実することが重要です。

児童・生徒に係る個人情報は、適切な学習指導及び生活指導を行うために、その収集が不可欠であり、また関係機関等との連携を図る上において情報提供が必要な場合もあります。

しかし、これらの情報には、児童・生徒及びその保護者の了解なしに蓄積されるものもあり、学校や教職員には、情報の適正な収集、管理及び提供の認識が必要となります。

そこで、児童・生徒の個人情報の適正な取扱いについて教職員の認識を深めるよう、研修や体制整備などに努めます。

(4) 民間部門における適正な取扱い

商品等の販売などの商行為においては、なかば公然と卒業名簿、社員名簿などから個人情報が収集され、顧客情報などが本人同意のないまま目的外に利用又は外部に提供されることがあり、大きな問題です。

県は、事業者がその事業活動を行うに当たっては、個人情報保護法や個人情報保護条例、他の法令等の規定に基づき、事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、適正に個人情報の取扱いを行うよう、指導や助言など法令等に定められた支援等の事務を適正に行うとともに、研修会等を通じて必要な意識啓発に努めていきます。

(5) 報道機関における個人情報の取扱い

個人情報保護法では、報道機関等メディアの個人情報の取扱いについては、規制の対象外とされ、報道機関等の自主的な取組が尊重されることとなりました。

報道機関等は、憲法で保障された表現の自由を根拠とする報道・取材の自由に基づき、また、国民の知る権利に奉仕すること等を目的に活動していますが、同時に、国民のプライバシーを尊重し適正な報道等を行うことは、報道機関等に課せられた社会的な責務です。

報道各社には、社内にこうした責務について検討、検証する独自の機関が設置されており、また、業界内でも倫理綱領の制定や人権侵害の救済機関を設置するなど自主的な取組が行われています。

これらを踏まえ、報道機関等の自主的な人権への取組を信頼し尊重するとともに、マスメディア関係者にプライバシー保護に関しての理解を一層深めてもらうため、研修事業の実施や人権関連資料の配布、研修講師等の紹介など、人権関連情報の提供に努めます。

(6) 身元調査に関する啓発

本人に関する情報を本人の了解なく就職や結婚などの際に出身地、国籍、家族関係などの情報を調査し、不利益が生じることになる身元調査については、プライバシーの著しい侵害であることは明らかです。

しかし、いまだに、特に結婚の際に、身元調査をやむを得ないと考える意識が県民の中に根強くあります。

よって、結婚や就職の際に、本人の知らないところで、差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査をなくしていこうとする「身元調査お断り運動」という県民運動を推進するなど、引き続き事業者や県民に対し広く啓発していきます。

第13節 インターネットにおける人権問題

1 これまでの動き

(1) 平成14(2002)年「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の施行

インターネットでプライバシー、名誉や著作権の侵害があったときに、プロバイダ等(注23)が負う損害賠償責任を限定し、また情報発信者情報の開示請求を定めて、プロバイダ等の迅速かつ適切な対応が促進され、被害者が救済されることを目的としています。

(2) 平成14(2002)年「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の策定

このガイドラインは、権利を侵害されたと申し立てる者等からの情報送信防止措置の要請に対するプロバイダ等の対応の基準を、次のように整理しています。

- 送信防止措置を講じなかったとしても、申立者に対する損害賠償責任を負わないケース
- 申立者等からの要請に応じて送信防止措置を講じた場合、発信者に対する損害賠償責任を負わないケース

注23) プロバイダ等：営利・非営利にかかわらずウェブホスティング等を行うプロバイダ等や第三者が自由に書き込み可能な電子掲示板を運営している者を指し、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者だけでなく、大学、地方公共団体、電子掲示板を管理する個人等も含む

2 現状と課題

情報発信技術の飛躍的な発展により、パソコンや携帯電話等によるインターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。

一方、その匿名性も一つの要因となって、倫理観の欠如した無責任な情報発信、差別や差別助長行為、プライバシー侵害、名誉毀損、児童ポルノ(児童をポルノグラフィの被写体とするもの)の流通による性的児童虐待などが発生しています。

これらの問題は、情報が瞬時に広範囲に広がることから影響が大きく、深刻な人権問題となっています。

このことから、他人のプライバシーや名誉、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルの教育啓発、プロバイダや管理者等関係者の対応、インターネット利用環境などについての取組が重要です。

また、教育現場では、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開していますが、子どもたちは大人の目の届かないところで、ウェブサイトやブログ、掲示板により、自ら情報を受発信することを楽しんでいることから、学校の指導だけでは不十分です。

3 取組方針

(1) 教育・啓発の推進

① インターネットを利用するにあたっての啓発の推進

プライバシーや名誉に関する教育啓発はもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育啓発の充実を図っていきます。

② メディアリテラシー教育の推進

教育現場のみならず、家庭や地域など社会全体で、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開して、子どもたちが被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

(2) 相談体制の充実

ホームページや掲示板上で名誉を毀損するような悪質な掲示をされるなど、インターネット上で人権を侵害された人からの相談に対応して、本人による削除依頼の対応等を助言するほか、インターネットに関する法律・制度についての情報提供を行います。

(3) インターネット上での人権侵害行為への対応

プロバイダ責任制限法によって、権利を侵害されたとする者からの申出等によってプロバイダ等が侵害情報の送信防止措置を講じることが期待されており、同法の趣旨を踏まえて侵害情報の削除要請ルールを公表して送信防止措置を講じるプロバイダ等も多数存在し、地方法務局などの法務省人権擁護機関は個人の相談にも応じてプロバイダ等へ侵害情報の削除要請を行っています。

しかし、プロバイダ等には送信情報の常時監視義務はなく、侵害情報の発信が頻繁であることから、侵害情報は頻繁に流通しています。

そこで、法務省人権擁護機関、市町村等と連携して人権意識の啓発はもとより、不特定多数の者に関わる差別的、社会的に影響の大きい掲示や児童・生徒のいじめに関する書き込み等による被害の拡大防止に努めます。

(4) 青少年の健全な育成のための環境整備

① ケータイ・インターネット（携帯電話・ゲーム機・パソコン等でのインターネット利用）に関する保護者啓発

ケータイ・インターネットの急速な普及の影響によって、子どもたちの健全な育ちが損なわれないよう、メディアの送り手を含めた関係団体や NPO 等と協働し、フォーラムや草の根的な学習会を実施するなど、早急かつ幅広く地域や保護者の啓発を図ります。

② インターネット利用環境の整備

フィルタリング（有害なインターネットのサイトを閲覧できなくする）機能などを活用して、青少年の携帯電話やパソコンなどインターネット端末機器による有害情報の閲覧の防止に努めます。